

218

213

新舊  
對照

# 海軍刑法義解

附同施行法註釋



窓月居士著



新舊對照

海軍刑法

法義解

附同施行法註釋

東京

陸參堂發行





序

法典編纂は明治聖代の偉業なり曩に普通刑法改正  
せられ今又軍刑法改正せられ共に近く之か實施を  
見んとす茲に於てか我國刑罰權の基礎更に鞏固を  
加ふ

恭しく惟みるに憲法の條章は昭々乎として  
大元帥陛下統帥の下に吾人國民に光榮ある兵役の  
義務あるを示す而して軍紀を振作し軍隊を保護し  
以て國威の發揚を圖るは多く軍法の任務なり然る  
に刑罰法專攻の學者及一度は必ず之に支配せらる



へき同胞は之か研究を等閑に附す殊に往々職に軍務にあるものも之を以て武人の任に非すと爲す是れ果して口に法治を説き筆に戦勝を誇る國民の本分に背かざるか

明治の初め軍防裁判所兵部省の時代は暫く措くも明治十四年現行法の公布せられて茲に貳拾有餘年輒近學界の趨勢は漸く獨逸の保守主義を破りて公開上訴辯護の制度を認めんとす而も坊間の註釋書は多く陳套に歸し立法の精神犯罪行爲の法理を知るを得ず豈に我學界の一大缺陷にあらずや

余素淺學何ぞ片々たる一小冊子を以て法理の精粹を極めたりと謂はんや唯實務に當る者の爲めに聊か其梗概を示さんとするのみ末尾に本法施行法の簡明なる註釋を附したるか如きも亦此意に外ならず余曩に陸軍刑法義解を公にす而も改正の機を逸するを憂ひ急遽上梓したる爲め多少の缺點なきを得さりき今本書を發行するに際し陸軍刑法と共通なる規定に就き之れか訂正を爲したり故に前書を讀むの士は同時に本書をも讀まれん事を請ふ終りに臨みて余は特に諸子か普通刑法を研究せられん



ことを勧む假令特別法たる本法を攻究するも普通  
法たる刑法を學はすんは其研究は不具なり余も亦  
他日普通刑法の一部を解き以て諸子の研究に資す  
る所あるへし

明治四十一年首夏柏木の僑居にて

著者識

### 凡例

- 一 本書ハ新舊兩法ヲ對照説明スル爲メ三段ニ分チ上  
段ニ改正海軍刑法ヲ中段ニ舊海軍刑法ヲ掲ケ下段  
ニ於テ之レカ改正ノ要點理由及義解ヲ附ス
  - 一 中段舊法ノ對照スヘキモノナキトキハ○ヲ附シ二  
個所以上分割對照スヘキトキハ一方ニハ條文ヲ掲  
ケ他方ニハ單ニ條項ノミヲ示ス
  - 一 (改)ハ改正ノ要點及理由(義)ハ條文ノ義解ノ略ナリ但  
シ便宜(改)ノ下ニ義解ヲ叙シ(義)ノ下ニ改正ノ理由ヲ  
述フルコトアリ
- 改正ノ要點及理由ノ説明ト義解トハ章ノ初ニ於テ



全體ヲ通シテ之ヲ爲シ後各條ニ及フ

一 本法施行法中ノ(註)ハ註釋ノ略ニシテ他方ヨリノ引用條文ニハ( )ヲ附ス

一 說明中舊法トハ明治十四年第七十號布告現行海軍刑法ヲ指シ新法トハ明治四十一年法律第四十八號ノ改正法ヲ示ス

一 舊法總則ノ各章ハ殆ント削除セラレ新法之ニ對照スヘキモノナシ故ニ省ク

對新舊海軍刑法義解

附同施行法註釋

目次

總論……………一

第一編 總則……………七

第二編 罪……………二七

第一章 叛亂ノ罪……………二七

第二章 擅權ノ罪……………四六

第三章 辱職ノ罪……………四九

第四章 抗命ノ罪……………七四

第五章 暴行脅迫ノ罪……………八〇

第六章 侮辱ノ罪……………九四

第七章 逃亡ノ罪……………九七

目次



第八章 軍用物損壞ノ罪……………一〇二

第九章 掠奪ノ罪……………一一二

第十章 俘虜ニ關スル罪……………一一九

第十一章 違令ノ罪……………一二六

附 錄

海軍刑法施行法註釋……………一

新舊海軍刑法義解 附同施行法註釋

窓 月 居 士 著

總 論

一、我國ニ於ケル軍刑法ノ沿革

明治ノ初メ新律名例アリシモ是レハ出征行軍ノ時ニ限リタルモノナレハ未タ軍刑法ト云フヲ得ス明治四年八月二十八日ニ海陸軍刑律ヲ宣布セララル即チ當時ノ上諭ニ曰ク「朕惟フニ兵民途ヲ分チ寬猛治ヲ異ニス其律ヲ定メ法ヲ設クルニ於テ豈斟酌商量以テ其宜ヲ制セサルヘケンヤ」云々ト是レ軍法ノ嚆矢トモ云フヘキモノナリ然レトモ其規定不備ニシテ自裁閉門等ノ刑名ヲ存セリ故ニ明治十四年ニ至リテ大ニ歐洲ノ制ヲ採擇シテ現行刑法ヲ制定シタリ而シテ此刑法ハ更ニ本年ニ於テ改正セラレタリ

一、軍刑法改正ノ理由

現行法ノ公布後茲ニ二十有餘年我國文明ノ進化著シク軍事上ニ於テモ改革セラレタル所頗ル多シ而シテ現行法ハ方今ノ學理ニ適セス到底之ヲ以テシテハ軍紀ヲ維持シ軍隊ヲ保護シ以テ我軍事ノ維持發達ヲ期スルヲ得ス是レ改正ノ一大理由ナリ



若夫レ上訴及辯護制度ノ新設ニ至リテハ其性質上自ラ本法ニ規定スヘキニアラス近キ未來ニ於テ改正セラルヘキ治罪法ノ公布ヲ得テ識者ノ満足ヲ得ンカ

### 一、改正海軍刑法ノ主義

改正海軍刑法ハ如何ナル主義ニヨルカト云フニ軍事ナル客觀的ノ事項ト軍人ナル主觀的ノ身分トヲ折衷シタルモノナリ換言スレハ軍事ノ神聖ヲ保テ發展ヲ圖ルヲ第一ノ主眼トシ次テ之ニ從事スル軍人ノ面目ヲ維持シ善良ナラシムルコトヲ努メタリ故ニ犯罪ノ主體ヲ軍人ニ限ラサルト同時ニ軍人タルノ故ヲ以テ凡テノ行爲ヲ本法ニ依リテ決スルコトヲ爲サ、ルナリ(第一條第二條參照)

右ノ主義ヨリシテ本法ノ犯罪ヲ三種ニ分ツコトヲ得

一 犯罪ノ主體ヲ軍人ニ限ルモノ

抗命、逃亡、辱職罪ノ如シ

二 犯罪ノ主體ヲ軍人ニ限ラサルモノ

第二條掲クル所ヲ見ヨ

三 軍人ナルカ爲メニ特ニ重ク罰スルモノ

叛亂及ヒ上官ニ對スル暴行罪ノ如シ

以上ノ内普通刑法ト同一ノ罪ニ付キ規定シタルハ普通刑法ノ規定ニテハ本法ノ目的ヲ達スルヲ得ストシタル場合ナリ

### 一、海軍刑法ノ目的

軍刑法ノ目的ハ軍ノ保護ナリ間接ニハ其發達ヲ期スルニアリ其必要以外ニ出ツルモノニアラス學者ノ喋々モ畢竟是ニ過キス正義ヲ云々シ復讐ヲ叫フカ如キハ近世法理ノ許サ、ル所ナリ

### 一、改正ノ大要

改正セラレタル點ノ詳細ナル説明ハコレヲ各條ニ譲リ茲ニハ唯主要ナルモノ、ミニ止ム

一 舊法ノ總則ハ大部分ハ之ヲ削除シテ普通刑法ニ依ラシメ特ニ軍事ニノミ關スルモノヲ殘存セシメタリ是レ殆ント同一ノ事項ヲ雙方ニ定ムルノ煩ヲ避ケタルカ爲メナリ(改正刑法第八條參照)

一 新法ハ刑ノ範圍ヲ擴張シタリ

社會ニ起ル現象ハ千差萬別ニシテ單一ノ條規ヲ以テ律スヘキモノニアラス然ルニ舊法ハ舊普通刑法ト同シク自由裁量ノ範圍極メテ狹ク刑罰ノ目的ヲ達スルニ遺憾多シ是レ新法カ最新ノ學說ニ依リ刑ノ範圍ヲ擴張シ以テ各場合ニ於テ適切ナル裁判ヲ爲スヲ得セシメントスル所以ナリ

一 新法ハ沒收ノ外附加刑ヲ廢セリ左ニ其理由ヲ述ヘン(改正刑法第九條)

イ 剝奪公權、停止公權、公權ヲ行フ資格ニ就テハ各特別法ニ規定スルヲ便利ト



セルナリ敢テ法令全體ヨリ削除セルニアテス附加刑トシテ廢シタルナリ  
口 剝官 文武官ノ任免ハ憲法第十條ニ於テ 天皇ノ大權ニ屬スルヲ以テ刑法ニ規定スルヲ穩當ナラストセルナリ

ハ 禁治産 禁治産ハ單ニ民法上ノ制度ニシテ財産保護ノ趣旨ニ出ツ故ニ削除ス  
ニ 監視 ハ新法ノ如ク範圍ヲ擴張セル以上別ニ存セシムルノ必要ナシ  
一 新法ハ本法ノ土地ニ關スル效力ヲ定ム  
是レ舊法ニ全ク缺クル所ナルモ法律ノ目的ヲ達スル必要上帝國ノ領土外ニモ其效力ヲ及ホスコト、セリ(第三條以下參照)

一 新法ハ軍人ノ範圍ヲ擴張シタリ(第八條參照)  
一 重罪輕罪ノ區別ヲ廢セリ  
此區別ハ罪質上明瞭ナル標準ナク唯科スヘキ刑名ニ依リテ爲スニ過キス故ニ廢シタリ

一 外國ト共同作戰ノ場合及同盟國ニ關スル規定ヲ設ク(第六條、第七條、第二十九條、第三十九條、第八十五條等)  
一 輕微ナル犯罪殊ニ怠慢ニ基ク犯罪ヲ削レリ是レ刑罰以外ノ懲罰ニ附スル爲メナルカ又ハ他ノ法文ニ當然包含スルカ爲メナリ(舊法第七十五條及第七十七條ノ末段、第八十條、第八十二條、第三百一一條及第三百二十二條、第二百二十三條等)

一 共犯ナルカ爲メ別ニ規定スルノ必要ナキ爲メ及共犯ハ軍人ト非軍人トノ間ニモ成立ルスカ爲メ削除セラレタルモノアリ(第三條第二項、第七十一條、第三百二十八條等)  
一 新法ハ概括的規定ヲ設ケテ煩雜ナル列舉主義ヲ取ラサル結果廢セラレタル條文各章ニアリ一々掲ケス

一 新法各章ノ終リニ未遂罪ハ之ヲ罰スト定メ舊法ニ此事少ナキハ何故ナリヤト云フニ舊法ハ重罪輕罪ト區別シ重罪ノ未遂罪ハ常ニ之ヲ罰ストシ輕罪ハ罰スヘキ場合ニ特ニ明言ストセルモ新法ニハ此重輕ノ區別ナキヲ以テ法律ハ必要ナル場合ニハ常ニ條文ヲ指シテ之ヲ明言セリ  
一 舊法ハ結黨ノ場合ニ二人以上又ハ四人以上ト限リタル規定アルモ有害無益ノ規定ナレハ省ク  
結黨ノ人員ハ事情ニヨリテ決スヘキモノナリ

一 新法ハ章ヲ改メタリ理由ハ隨所ニ説明セン  
イ 詐欺ノ一章ヲ削ル  
ロ 舊法ノ暴行ヲ暴行脅迫罪ト改ム  
ハ 舊法ノ燒燬毀壞ヲ軍用物損壞ノ罪ト改ム  
ニ 俘虜ニ關スル罪ヲ新設ス  
ホ 右ノ外或章下ニアル條文ヲ増減シタル所多シ各章ノ説明ヲ見ヨ



へ 第一編ノ章ヲ廢シタルハ主トシテ普通刑法ノ規定ニ譲リタル結果ナリ

一 海軍刑法ハ普通刑法ニ對シテ特別法ナリ

法ニ普通法ト特別法ノ區別アリ其標準ハ左ノ三個ナリ

イ 法ノ行ハルヘキ土地ヲ標準トスル區別

ロ 法ノ行ハルヘキ人ヲ標準トスル區別

ハ 法ノ行ハルヘキ事實ヲ標準トスル區別

海軍刑法ヲ以テ特別法ナリト云フハ其行ハルヘキ人カ主トシテ特別ノ資格アル人ニ

限ラル、ヲ以テナリ常人ヲ加ヘタルハ例外ト見ルヘキモノナリ之ニ對シテ刑法ハ普

通法ナリ

又法ノ行ハルヘキ事實ニ就テ見ルモ海軍刑法ハ主トシテ軍事ニ關スルヲ以テ特別法

ナリト云フヲ得

特別法ナルノ結果普通刑法ニ先チテ適用セラル本法ニ規定ナキコトニ就テ始メテ普

通刑法ノ適用アルナリ總則ノ規定ヲ殆ント普通刑法ニ譲リタルモ之レカ爲メナリ

改正海軍刑法 舊海軍刑法

改正ノ理由及義解

海軍刑法

海軍刑法

第一編 總則

第一編 總則

第一條 本法ハ海

軍軍人ニシテ罪

ヲ犯シタル者ニ

之ヲ適用ス

(義) 總則トハ各犯罪ニ共通ナル規定ヲ云フ然レ

トモ本法定ムル所ノ總則ハ單ニ本法ニ特別ナ

ルモノ、ミヲ揭ク故ニ讀者ハ他ニ普通法タル

刑法ニ總則アルヲ忘ルヘカラス蓋シ本法ノ解

(改) 舊法ハ犯罪主體個々ノ意義ヲ定メタルモ犯

罪主體ニ關スル總括的規定ナシ故ニ本條及次

(義) 本法ハ原則トシテ犯罪ノ主體即チ本法ノ適

用ヲ受クル犯罪者ハ海軍軍人ナルコトヲ定ム

是レ軍事ニ最モ直接ニ關與スルモノハ軍人ナ

レハナリ本條ハ軍人ナル身分ヨリシテ定メタ

ルモノナレハ其犯罪行爲ノ種類ニ關係ナク苟

モ本法ニ定ムル罪ヲ犯セル軍人ナランカ悉ク



第二條 本法ハ海

軍軍人ニ非スト  
雖左ニ記載シタル  
罪ヲ犯シタル  
者ニ之ヲ適用ス  
一 第六十二條  
乃至第六十五  
條ノ罪及此等  
ノ罪ノ未遂罪  
二 第七十二條  
ノ罪  
三 第七十八條  
乃至第八十五  
條ノ罪  
四 第八十六條  
乃至第八十九  
條ノ罪

第三條 第八十四

條第九十二條第  
九十三條第九十  
八條第九十九條  
第一百二條第百四  
條第百五條第百  
六條第百七條第  
百八條第百二十  
七條第百二十八  
條第百二十九條  
第百三十條第百  
三十一條第百三  
十二條ニ記載シ  
タル罪ヲ犯シタ  
ル者ハ軍人ニ非  
スト雖モ此刑法  
ニ依テ處斷ス

(改) 本條ハ舊法第三條第一項ヲ修正シタルモノ  
ナリ

舊法第三條第一項ハ舊法第八十四條、第百三  
十一條ヲ除クノ外ハ新法ニ於テ悉ク認メラル  
舊法第八十四條ハ別ニ軍機保護法アリ又舊法  
第百三十一條ハ過失罪ナルカ爲メ共ニ新法ノ  
規定セサルモノニ係ル  
舊法ニ無クシテ新法ニアルハ新法第八十一條  
中ノ沈没行爲及第八十五條、第八十六條、第  
九十五條、第九十六條、第九十七條第二項、  
第九十八條ナリ是レ孰レモ舊法ノ缺點ニシテ  
新法之ヲ加フ  
舊法第三條第二項ノ行爲ハ改正刑法第六十五  
條ニヨリ共犯トシテ罰セラレ舊法第四條ノ行  
爲ハ改正刑法第三章外患罪トシテ罰セラレ共  
ニ新法ニ規定ノ必要ナキヲ以テ削除セラル  
(義) 本條ハ犯罪ノ主體ヲ定メタルコトハ前條ト

五 第九十一條

乃至第九十三  
條ノ罪及第九  
十一條、第九  
十二條ノ未遂  
罪

(明治二十一年

法律第四號ヲ以  
テ改正)  
教唆若クハ幫助  
シテ第百三十二  
條第百三十四條  
第百三十五條ノ  
罪ヲ犯サシメタ  
ル者ハ軍人ニ非  
ストモ軍人ト同  
シク論ス

六 第九十五條

第九十六條、  
第九十七條第  
二項、第九十  
八條及第百條  
ノ罪

第三條 本法ハ前

二條ニ記載シタ  
ル者帝國外ニ於  
テ罪ヲ犯シタル  
トキト雖之ヲ適

同一ナルモ前條ハ犯人自身ノ身分ヨリ觀察シ  
テ之ヲ定メ本條ハ犯罪行爲ノ性質ヨリ觀察シ  
テ定ム即チ前者ハ主觀的ニシテ後者ハ客觀的  
ナリ

右二箇條ヲ總括スルトキハ犯罪ノ主體ハ

一 海軍軍人(第一條第八條第九條參照)

二 非軍人ニシテ第二條列舉ノ罪ヲ犯シタ

ルモノ

是レナリ  
本條ニ列舉シタル犯罪ヲ見ルニ軍人タル身分  
ナクシテ犯スコトヲ得且ツ軍人タル身分ニ重  
キヲ措カサルモノニ係ル詳細ハ各條ヲ見ヨ

(改) 舊ニ全クナキ所ナリ元來法律ノ效力ハ其國

ノ領土ヲ出テサルモノナルモ交通ノ發達及外  
國ト交ヲ修ムル以上ハ刑罰權行使ノ必要ハ擴  
充セラレサルヲ得ス茲ニ於テカ屬地主義ニ加  
フルニ屬地主義ヲ以テスルニ至レリ



用ス

第四條 帝國軍ノ  
占領地ニ於テ海  
軍軍人刑法又ハ

○

(義)

本條ハ本法ノ土地ニ關スル效力ヲ定ム  
帝國外トハ帝國ノ領土外ノ意ニシテ領海ハ帝  
國外ニアラス帝國ノ軍艦船舶カ帝國外ニ在ル  
時ハ如何軍艦ハ浮ヘル領土ナリトノ説ハ論理  
ニ合セストスルモ主權ヲ代表スルヲ以テ帝國  
内ト看做スヲ妨ケス軍艦ニ非サル船舶ハ主權  
ヲ代表セサルヲ以テ理論上帝國内ト看做スヲ  
得サルモ便宜上之ヲ同視セリ(改正刑法第一  
條第八條參照)

本條ハ改正刑法第二條ノ例外トナルモノナリ  
即チ第一條ノモノ及ヒ之ニ準スルモノ又ハ第  
二條ノ行爲ヲ爲シタル常人ノ犯罪種類ニ付キ  
國ノ内外ニ依テ區別セサルナリ(改正刑法第  
二條乃至第四條參照)

(改) 前條ヲ以テ帝國外ニ於ケル海軍刑法ノ適用  
ハ明カナルモ夫レ以外ノ刑罰法例ニ就テハ本  
條ニ定ム

他ノ法令ノ罪ヲ  
犯シタルトキハ  
之ヲ帝國內ニ於  
テ犯シタルモノ  
ト看做ス  
海軍軍人ニ非ス  
ト雖帝國臣民、  
從軍外國人及俘  
虜ノ犯シタルト  
キ亦前項ニ同シ

(義)

帝國軍ノ占領地トハ帝國軍隊カ敵國領土内



第五條 帝國外ニ在ル海軍官衛團隊ニ屬シ若ハ從フ者又ハ之ニ俘

○

ニ侵入シ敵國軍隊ヲ撤退セシメ自ラ代リテ占有シタル土地ヲ云フ占領ハ單ニ一時敵國ヲシテ占有ヨリ生スル利益ヲ喪失セシムルニ過キスシテ是レカ爲メニ領土ヲモ喪失セシムルモノニアラス故ニ帝國内ニハ非ラス而モ事實上殆ント自國內ト區別スルヲ得ズ茲ニ於テカ帝國内ニ於テ犯セル罪ト同一視セルナリ

帝國臣民トハ帝國ノ國籍ヲ有スルモノ外國人トハ帝國ノ國籍ヲ有セサルモノナレハ無國籍者ヲモ含ム軍人ニ非サル帝國臣民ハ勿論從軍シタル外國人（觀戰等ノ爲メ從軍ヲ許可セラレタルモノ）及俘虜ハ占領地ニ於テ我軍令ヲ守ルヘキモノナルヲ以テ軍人ト同視セリ

(改) 本條モ亦刑法第二條乃至第四條ノ例外タルコト前條ト同シ是レヲ同視セルハ帝國外ナルモ我カ海軍官衛又ハ團體ニ從フカ又ハ屬スルモノ及俘虜ハ普通人ト其狀態ヲ異ニシ其關係

虜タル者其ノ官衛團隊ノ所在地ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキ亦前條ニ同シ

第六條 海軍ト共

○

同作戰ニ從フ陸軍軍人ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相等スル海軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス

第七條 海軍ト共

○

密ナルヲ以テナリ

(義) 本條ハ帝國軍ノ占領地ニ非サル場合ニ就テ定ム其海軍官衛又ハ團體ニ屬シ又ハ屬セサルモ從フ者及俘虜ニシテ必ス其海軍官衛又ハ團體ノ所在地ニテ爲セル犯罪ナルヲ要ス是レ所在地ニアラサレハ帝國内ニ於テ犯シタルモノト看做スヘキ理由ナキヲ以テナリ

(改) 海軍カ陸軍ト共同シテ戰爭ニ從事スル時海軍軍人カ陸軍軍人ニ對シテ爲セル犯罪行爲ニ就テ定ム

(義) 本條ノ場合ニハ職務（例艦長、分隊長）官等（例大佐、中佐）等級（例一等水兵、二等水兵、四等信號兵、五等信號兵）階級（大將ヨリ一卒マテノ階段）ニ相當シタル海軍軍人ニ對シテ爲セル行爲ト同視セリ是レ素ヨリ至當ナリ

(改) 本條ハ我海軍カ外國ト共同作戰ニ從事スル



同作戰ニ從フ外國ノ陸海軍ニ屬スル者ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相當スル海軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス但シ其ノ外國ニ於テ同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ保セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 海軍軍人ト稱スルハ海軍ノ高等武官、候

第五十條 軍人ト稱スルハ將官及同等官上長官士

一四  
場合ニ其外國軍人ニ對スル行爲ニ就テ定ム  
(義) 本文ハ別ニ説明ノ要ナシ但書ハ此種ノ行爲カ外國軍ニ屬スル者ニアリタルトキニ同一ノ制裁ヲ爲スノ條件ナクンハ罰セサルノ意ナリ是レ不公平トナルノ嫌アレハナリ  
職務、官等、等級、階級ノ例ハ略前條ニ同シ

(改) 舊法第五十條ヲ修正シ夫レヨリモ廣クナレリ單ニ海軍軍人ト云フモ其範圍明カナラサルヲ以テ本條ニ之ヲ列舉シ次條ニ之ニ準スルモノ

補生、准士官及下士卒ニシテ左ニ記載シタル者ヲ云フ  
一 現役ニ在ル者但シ召集中ニ非サル歸休兵ヲ除ク  
二 豫備役、後備役ニ在ル召集中ノ者  
三 前二號ニ記載シタル者ノ外海軍制服着用中ノ者

官下士卒ヲ謂フ  
將校同等ノ軍人ハ總テ將校ト同シ  
豫備後備ノ軍籍ニ在ル者ハ召集中ノ外此刑法ニ依テ處斷スルコトヲ得ス但此刑法ニ特例アル者ハ此限ニ在ラス(明治二十三年法律第十三號ヲ以テ追加)

一四  
ノヲ定メ以テ第一條ノ犯罪主體ノ範圍ヲ明ニセリ而シテ本法ハ原則トシテ現役ニ在ル者ヲ軍人ノ主タルモノトシ以下之ト状態ヲ同フスルモノヲ掲ク  
(義) 一 現役ニ在ル者ト汎ク云フトキハ身體検査ニ合格シ現役兵ニ當籤シタル者ノ凡テヲ包含ス此意義ニ於テ召集中ニ非サル歸休兵モ現役ニ在ル者ト云フヘキモ事情大ニ異ナリ本法ヲ適用スルノ必要ナキヲ以テ之ヲ除外セリ  
二 豫備役、後備役ニ在リ召集中ノ者  
本號ハ舊法第五十條第三項ト同シ豫備役、後備役ニ在ル者ノ状態ハ常人ニ同シ但シ召集中ナルトキハ現役者ト毫モ擇フ所ナシ故ニ本法ニ於ケル軍人トナセリ  
三 前二號ニ記載シタル者ノ外海軍制服着用中ノ者



右第一號第二號ニ記載シタル者ハ敢テ海軍制服着用中ナリト否トヲ區別セサルモ其以外ノ者ハ制服着用中ニ限ルナリ其如何ナル場合ニ制服ヲ着用スルヤハ服裝規則ヲ参照セヨ

制服着用中ヲ軍人トセルハ軍人ノ面目ヲ重シムルカ爲メナリ

第五十一條第二項

第九條 左ニ記載

- シタル者ハ海軍軍人ニ準ス
  - 一 海軍所屬ノ學生、生徒
  - 二 海軍軍屬
  - 三 海軍ノ勤務ニ服スル陸軍軍人
- 前項第一號ニ記

(改)

舊法第五十一條第二項ヲ修正ス舊法ニナキモノニテ加ヘタルハ陸軍軍人ナリ陸軍軍人カ海軍軍人ニ非サルハ言フ俟タサレトモ海軍ノ勤務ニ服スル場合ニ於テ之ヲ除外センカ海軍ノ秩序ヲ維持スルコト難シ故ニ加フ  
又第二項ヲ設ケタルハ海軍所屬ノ學生生徒ハ現在ハ勿論將來學校制度ノ變遷ニ依リテ必スシモ軍人ニ準セシムルノ必要ナキモノヲ生セサルヲ期セス其都度本法ヲ變更スルハ當ヲ得ス之レ勅令ノ臨機ナル處置ニ委任セルナリ

載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 海軍軍屬

ト稱スルハ海軍文官、同待遇者及宣誓シテ海軍ノ勤務ニ服スル者ヲ謂フ

第五十一條 軍屬

ト稱スルハ海軍出仕ノ文官其他海軍ニ従事スル者ヲ謂フ  
軍屬及海軍所屬ノ生徒ハ總テ軍人ニ同シ

(義)

又舊法ニハ單ニ生徒トセルモ其以外學生ノ稱アル者アルヲ以テ修正セラル  
本條ハ本法所謂海軍軍人ニ非サルモ軍刑法ノ目的上之ニ準セシムルヲ要スルモノヲ列舉セリ陸軍軍人ヲ準セシメタル理由ハ前ニ説ケリ學生生徒ハ將來軍務ニ服スヘク誓約シ現ニ軍令ニ支配セラレ軍屬ハ現ニ宣誓シテ軍務ニ従フヲ以テ軍人ニ準セシメタルナリ海軍軍屬ノ意義ハ第十條ニ定ム

(改)

本法ハ舊法第五十一條第一項ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ廣ク海軍ニ従事スル者トシタルモ新法ハ之レヲ制限セリ是レ極メテ輕キ地位ニアルモノハ包含セシムルノ必要ナキカ故ナリ

(義)

海軍軍屬ノ意義ヲ定ム海軍文官トハ判任官以上ヲ云フ同待遇者トハ之レト同一ノ待遇ヲ受クルモノヲ云フ



其他ノ者ニ就テ往々範圍不明ナルヲ以テ宣誓ナル形式ヲ經テ勤務ニ服スルモノトセリ  
宣誓ハ判任官以上(御用係准判任モ同シ)ニ行フモノニシテ讀法ハ給仕、用使其他宣誓ヲナサ、ル者ニ行フモノトス、故ニ後者ハ新法ニ於テ軍屬ニアラス

(改) 舊法ニテシ第九條第三號ヲ設ケタル結果ナリ

(義) 本條ハ本法ニ謂フ所ノ陸軍軍人ノ意義ヲ定メタルモノナリ別ニ説明セス、陸軍刑法第八條第九條參照)

(改) 舊法第五十三條ヲ修正ス舊法ハ官等ヲ第一ノ標準トシタルモ新法ハ命令關係ヲ第一ノ標準トシタリ是レ至當ノ改正ニシテ上官ノ意義ニ合スルモノナリ

(義) 本條ハ上官ノ意義ヲ定ム上官下官トハ一ノ所屬系統ニ於ケル語ナルヲ以テ本條ハ第一ニ

第十一條 陸軍軍人ト稱スルハ陸

軍刑法ニ於テ陸軍軍人ト爲ス者ヲ謂フ

第十二條 上官ト稱スルハ命令關係アル海軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ

上官ト稱スルハ命令關係アル海軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ

第五十三條 上官ト稱スルハ官等ノ上ナル者ヲ云フ同等ト雖モ命令ヲ下ス可キ權ヲ有スル者其部下ニ於テハ上官

上官ト稱スルハ官等ノ上ナル者ヲ云フ同等ト雖モ命令ヲ下ス可キ權ヲ有スル者其部下ニ於テハ上官

命令關係ナキ者ノ間ニ於テハ官等、等級又ハ階級ノ上ナル者ハ之ヲ上官ニ準ス但シ卒ハ總テ同等トス

下ニ於テハ上官ニ同シ卒ニシテ臨時下士ノ職ヲ奉スル者其部下ニ於ケル亦之ニ準ス

第十三條 指揮官ト稱スルハ艦船、軍隊ヲ指揮

指揮官ト稱スルハ艦船、軍隊ヲ指揮

第五十二條 司令官ト稱スルハ數隻又ハ一隻ノ艦

司令官ト稱スルハ數隻又ハ一隻ノ艦

(改) 本條ハ舊法第十二條ヲ修正スルモノナリ舊法ハ單ニ艦船、軍隊ノ指揮ノミヲ扱ケタルモ新法ハ其外ニ監督ヲ加フ是レ事實上太ク



スル海軍軍人ヲ  
謂フ  
陸海軍用船又ハ  
拿捕船船ニ乗組  
ミ之ヲ監督スル  
海軍軍人ハ指揮  
官ニ準ス

船數所又ハ一所  
ノ屯營ヲ指揮ス  
ル者及ヒ分遣ノ  
兵隊若クハ數隻  
ノ端舟ヲ指揮ス  
ル者ヲ謂フ

異ナラサルヲ以テナリ  
司令官ヲ指揮官ト改メタルモ其實質ニ變化ナ  
シ  
(義) 指揮官ノ意義ヲ定ム苟モ軍艦其他ノ船舶及  
軍隊ヲ指揮スルノ任ニアルモノハ凡テ指揮官  
ナリ而シテ其艦船、軍隊ノ大小上下ヲ問ハ  
ス  
陸海軍用船又ハ敵國又ハ中立國ノ船舶ヲ拿捕  
シタルモノニ監督者トシテ乗組ミアル者ハ嚴  
格ニ云ヘハ指揮官ニ非ルモ本法ノ目的上區別  
スヘキ理由ナキヲ以テ之ヲ指揮官ニ準セシム

第十四條 守兵ト

稱スルハ儀仗又  
ハ警戒ノ爲守所  
ニ在ル海軍軍人  
ヲ謂フ

第五十四條 守兵

ト稱スルハ儀仗  
若クハ警戒ノ爲  
メ守地ニ在ル者  
ヲ謂フ

(改) 舊法ト同一ナリ  
(義) 守兵ハ軍ノ耳目ノ任ニ當ルモノニシテ陸軍  
ノ哨兵ニ相當ス  
本法哨兵ト云フハ儀仗ノ爲メニスルト警戒ノ  
爲メニスルトヲ問ハス現ニ守地ニ其職務ヲ執  
リツ、アルモノヲ云フ交代ノ爲メ守地ヲ離レ

第十五條 事變又

ハ一地方ノ騷擾  
ニ際シ其ノ鎮定  
ニ從事スル艦  
船、軍隊ニハ戰  
時ノ規定ヲ適用  
ス

○

第十六條 海軍ニ

於テ死刑ヲ執行

第十一條 死刑ハ

銃ヲ以テ射殺ス

タルモノヲ含マス  
儀仗ノ爲メトハ主トシテ儀式ノ爲メニスルヲ  
云フ即チ海軍禮式ニ示セシ 天皇、皇族 將  
官ニ對シテ供スル儀仗衛兵ノ如キヲ云ヒ警戒  
ノ爲メニストハ平時戰時ヲ問ハス專ラ不時ノ  
變ニ備フルモノヲ云フ  
(改) 本條ハ舊法ニナシ新ニ設ケタルハ各條屢々  
戰時ナル規定アリテ其刑ヲ異ニス本條ニ掲ク  
ル場合ノ如キハ之ト區別スヘカラサルヲ以テ  
ナリ  
(義) 戰時トハ外國ト交戦ノ場合ナルヲ以テ内亂  
及一地方ノ騷擾ノ時ノ如キハ此内ニ含マス故  
ニ特ニ本條ノ規定ヲ設ケ是等ノ場合はカ鎮定  
ニ從事スル艦船、軍隊ニハ戰時ノ規定ヲ適用  
スルコトヲ定メタルナリ  
(改) 舊法第十一條ヲ修正シタリ、死刑執行ノ手  
續ハ本法ニ定ムヘキモノニアラス故ニ第十二



スルトキハ海軍  
法衙ヲ管轄スル  
長官ノ定ムル場  
所ニ於テ銃殺ス

普通刑法ニ從ヒ  
海軍法衙ニ於テ  
死刑ニ處スル者  
亦同シ

條ハ削除セリ

(義) 海軍法官部ニ於テスル死刑執行ノ場所ト方  
法ヲ定ム

執行ノ場所ハ普通ノ監獄ノ如ク一定セス故ニ  
該法官部ヲ管轄スル長官(鎮守府司令長官)之  
ヲ定ム

執行ノ方法ハ銃殺トセリ普通刑法ト異ナルハ  
一定ノ場所ナキト又戰地等ニ於テハ不便ナル  
ヲ以テナリ

### 第十七條 多衆共

同ノ暴行ヲ鎮壓  
スル爲又ハ敵前  
若ハ艦船危急ノ  
際ニ於テ軍紀ヲ  
保持スル爲已ム  
コトヲ得サルニ  
出テタル行爲ハ

### 第三十七條 不論

罪及ヒ宥恕減輕  
ハ普通刑法第七  
十五條第七十六  
條第七十七條第  
七十八條第七十  
九條第八十條第  
八十一條第八十

(改)

本條ノ規定ハ舊法ニ於テナク唯第三十七條  
ニ於テ刑法ノ規定ヲ適用スルニ過キス而モ軍  
事ニ關スルコト刑法ノ規定ヲ以テ満足スルヲ  
得ス更ニ本條ノ規定ヲ設ク蓋シ本條掲クルカ  
如キ場合ニ於テ爲ス行爲カ罪トナルノ故ヲ以  
テ遲疑逡巡センカ挽回スヘカラサルノ結果ヲ  
生ス是レ法律カ刑法以外特ニ此種ノ場合ニ付  
キ明確ナル規定ヲ設ケタルナリ

之ヲ罰セス

必要ノ程度ヲ超  
エタル行爲ハ情  
狀ニ因リ其ノ刑  
ヲ減輕又ハ免除  
スルコトヲ得

二條ノ例ニ同シ

(義)

本條ハ急迫狀態ニ於ケル權利行爲ヲ定ム所  
謂危急防衛ナルモノナリ

本條ノ行爲ハ普通ノ場合ナラハ本法掲クル所  
ノ罪タルモノナルモ本條定ムル場合ニ於テ爲  
セハ無罪ト云フナリ

本條ノ行爲カ無罪タルニハ左ノ條件ヲ具備ス  
ルヲ要ス

一 多衆共同ノ暴行ヲ鎮壓スル爲メナルコト  
多衆共同ト云フカ故ニ少數ナルモノ及多數  
ナルモ共同セサルモノヲ含マス是レ鎮壓比  
較的容易ナルト暴行ノ程度モ輕微ナルヲ以  
テナリ但シ少數ナルカ若クハ共同ナキ場合  
ト雖モ事情ニヨリテ刑法ニヨリ無罪トナル  
コトアルハ勿論ナリ

暴行トハ生命身體ニ對スル不法ノ腕力ナリ  
之ヲ鎮壓スル爲メニ爲シタルヲ要ス暴行ニ  
ハ常ニ不法ノ要素ヲ含ムヘキモノナレハ防



衛權ノ實行トシテ爲ス腕力ハ暴行ニアラス故ニ之ニ對シテハ防衛權ナシ殺傷行爲ノ如キハ暴行ノ適例ナリ

二 又ハ敵前若ハ艦船危急ノ際ニ於テ軍紀ヲ保持スル爲メナルコト

敵前ナルカ若クハ艦船ノ危急ノ際ナルコト軍紀ヲ保持スル爲メナルコトヲ要ス自己一身ノ利害ノ爲メニスルカ如キハ包含セサルナリ

三 已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ナルコト

已ムコトヲ得サルニ出ツルトハ前掲二個ノ目的ノ爲メニ必要ナル程度内ニ於テスルトヲ云フ故ニ

イ 危害カ現在ナルコトヲ要ス切迫シタルコトヲ要ス危害既ニ去リタル後ニ爲スハ防衛ニアラス復讐ナリ又切迫セサル將來

ナルトキハ攻撃ナリ法文ニ鎮壓スル爲メト云ヒ敵前又ハ危急ノ際ト云フハ畢竟此意ヲ表ハスモノナリ

ロ 危害現任スルモ其程度低ク容易ニ排斥シ得ルカ如キ場合ヲ含マス

ハ 必要ノ程度ニ止マルヘキニ之レヲ超エルハ攻撃ニシテ防衛ト云フヲ得ス而モ危急ノ場合容ニ易其程度ヲ守ルコトヲ得ス茲ニ於テカ法律ハ情狀ニ因リテ刑ノ減免ヲ許セリ但シ常ニ必スシモ減免セラル、限リニアラス

法文ハ本條ノ行爲ノ種類ヲ制限セス故ニ本法ニ定ムルモノナレハ可ナリ本法以外ノモノニ就テハ次條ニ定ム

(改) 本條ハ前條ノ行爲ヲ無罪トスルハ獨リ本法所定ノ行爲ニ限ルヘキ理由ナキヲ以テ刑罰法令一切ノ行爲ニ及ホセリ前條ノ規定ハ本條ニ

第十八條 前條ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト

○



爲ルヘキ行爲ニ  
亦之ヲ適用ス

第十九條 本法及  
陸軍刑法ニ於テ  
俱ニ罰スヘキ正  
條アリ且其ノ刑  
ニ輕重ナキトキ

○

ヨリテ完全トナレリ然ラサレハ其目的ノ半ハ  
達スルヲ得ス例ヘハ殺傷行爲ハ本法ニ規定セ  
ス故ニ前條ノ場合ニ已ムコトヲ得サル行爲ト  
シテ無罪トナラストセンカ前條ノ趣旨ハ没却  
セラレハナリ

(義) 前條ノ場合ニ爲シタル已ムコトヲ得サル行  
爲カ本法以外ノ刑罰法令ニ定ムル行爲ナルト  
キモ無罪ナルコトヲ規定セルナリ例ヘハ暴行  
ヲ鎮壓スル爲メニ殺傷スルカ如キ適例ナリ  
序ニ注意スルハ前條及本條ハ刑法ノ防衛行爲  
ニ關スル規定ヲ排斥スルモノニアラサルコト  
是レナリ

(改) 陸軍軍人ハ本來陸軍刑法ノ支配ニ屬スヘキ  
モノナレハ法律ノ目的ニ反セサル限り之ニ依  
ラシムヘシ是レ本條アル所以ニシテ科刑モ亦  
正當ヲ得ルニ近カラン

(義) 海軍軍人ニ準スル陸軍軍人ノ犯罪ニ就テ適

ハ海軍軍人ニ準  
スル者ト雖陸軍  
軍人ニ對シテハ  
陸軍刑法ヲ適用  
ス

### 第二編 罪

### 第二編 重罪 輕罪

### 第一章 叛

### 第一章 反

第二編 罪 第一章 叛亂ノ罪

用スヘキ法律ヲ定ム  
右ノ陸軍軍人ニ陸軍刑法ヲ適用スルニハ左ノ  
條件ヲ要ス

一 其犯罪ニ就テ本法及陸軍刑法ノ雙方ニ正  
條アルコトヲ要ス故ニ一方ニミ正條アル  
場合ハ合マズ

二 雙方正條ノ刑ニ輕重ナキコトヲ要ス輕重  
ニ付テハ刑法第十條ヲ見ヨ

(改) 第二編罪ト題シテ重罪輕罪ト爲サ、ルノ理  
由ハ既ニ改正ノ要旨トシテ説ケリ

(義) 第二編ハ學問上所謂各論ニシテ本法ニ於テ  
罰スヘキ罪ト是ニ科スヘキ刑トヲ定ム而モ各  
論ハ常ニ總則ヲ前提トスルヲ忘ルヘカラス又  
特別法タル本法ハ普通刑法ノ總則ヲ適用スヘ  
キヲ注意スヘシ唯特別法ハ普通法ヨリ先ニ適  
用セラル、ニ過キス

(改) 反亂ヲ叛亂トナシタルハ反亂行爲ハ第二十



亂ノ罪

亂

條第二十一條ニ限ラレ其他ヲ含マサルヲ以テ反亂行為以外ノ利敵行為ヲモ一括シタル本章ノ題名ニ適セストシタル爲メナラン

(義) 本章收ムル所凡テ十條大別トシテ五ト爲スヘシ第二十條、第二十一條ハ反亂行為ヲ定メ第二十二條乃至第二十四條ハ敵國ヲ利スル行為ヲ定メ第二十五條ハ反亂者又ハ内亂者ヲ助クル行為ヲ定メ第二十六條乃至第二十八條ハ以上ニ共通スル規定ヲ爲シ最後ニ同盟國ニ關シテ規定セリ

本章概ネ其刑重キハ犯罪ノ影響大ナルト暴動ヲ鎮定スヘキハ國家ノ干城タル軍人ノ職責ナルニ却テ之ヲ爲スト云フハ非理ノ極點ナルヲ以テナリ

(改) 刑ノ自由裁量ノ範圍ヲ擴張シタルノ外別ニ異動ナシ

軍人ノ二字ヲ削リタルハ本法第一條ニ犯罪ノ

第二十條 黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者

第五十六條 軍人黨ヲ結ヒ擅ニ兵器ヲ執リ反亂ヲ

ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑、

無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁教唆者及ヒ群衆ノ指揮ヲ爲シ若クハ樞要ノ職務ニ從事シタル者ハ死刑ニ處ス

其指揮ヲ爲シ樞要ノ職務ニ從事スト雖モ情狀輕キ者ハ無期流刑ニ處ス

二 諸般ノ職務ヲ司トリ若ク

主體ハ常ニ軍人ナルコトヲ明言シ軍人ニ非ルモノカ主體タル場合ハ第二條ニ列舉セリ故ニ特ニ軍人ト言フハ無用ニ屬スルヲ以テナリ以下之ニ同シ

擅ニノ二字ヲ削リタルハ犯罪ハ常ニ不法ニシテ權利行為ニ非ス故ニ擅ニト云フノ必要ナキカ故ナリ

教唆者ヲ削リタルヲ以テ無罪ナリト速了スヘカラス教唆者ハ純然タル共犯ニシテ正犯ニ準スヘキハ普通刑法第六十一條ノ明言スル所本條各號ノ何レヲ教唆スルモ實行正犯者ト同罪ナリ何ソ反亂ヲ教唆シタルモノ、ミナランヤ故ニ無用ノ字句ナリ

(義) 本條ノ罪ハ左ノ三條件ヲ具備スルヲ要ス

一 軍人黨ヲ結ヒタルコト

通常人ヲ含マサルハ第二條ニヨリ明ナリ黨ヲ結フトハ多數者カ或目的ノ爲メニ意思ノ



三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ハ艦船兵器彈藥其他軍需ノ物品ヲ資給シタル者ハ有期流刑ニ處シ其情狀輕キ者ハ重禁獄ニ處ス  
三 附和シテ其事ニ服行シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

連絡ヲ爲セルヲ云フ意思ノ連絡ナクシテ偶然集合スルモ未タ結黨セリト云フヲ得ス  
二 兵器ヲ執リタルコト  
茲ニ所謂兵器ハ軍用タルヲ要ス  
三 反亂ヲ爲シタルコト  
反亂トハ多數共同ノ不法ナル腕力又ハ脅迫ヲ以テ官憲ニ對スルヲ云フ反亂ト云フ以上ハ必ス多數隊伍ヲ爲シタルコトヲ要ス其幾人ヲ以テ多數ナリト言フヲ得ルヤハ事情ニ照スノ外ナシ  
以上ノ三要件ヲ具備スル以上ハ其動機ニハ制限ナシ是レ國事犯ト異ナル所ナリ故ニ其範圍廣シ  
一 首魁トハ反亂軍ノ首領ニシテ全軍ヲ指揮統率スルモノヲ云フ其人數ハ一人ナルト數人ナルトヲ問ハス  
二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル

第二十一條 反亂ヲ爲ス目的ヲ以テ黨ヲ結ヒ兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ劫掠シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

第五十七條 軍人反亂ヲ爲スコトヲ謀リ艦船兵器彈藥其他軍需ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

者トハ參謀ノ任ニ當リ首領ノ下ニ指揮スルモノヲ云フ  
三 附和隨行シタル者トハ雷同シタル雜兵ヲ指ス  
指ス  
同一ナリ  
(義)改  
軍用物品ヲ劫掠スルノ罪ナリ而モ其目的反亂ヲ爲スカ爲メナルヲ要ス且結黨シアルヲ要ス劫掠トハ暴行脅迫ニ依ル奪取ナリ  
軍用ニ供スル物トハ現ニ軍用ニ供シ又ハ供セントシテ政府ノ所有又ハ占有スル物ヲ云フ或ハ廣ク反亂者ノ軍用ニ供センカ爲メニスル物品ナリト説クモノアルモ余ハ本法カ前條ト獨立シテ而モ同一ノ刑ヲ科スル精神ヨリシテ之ニ反對ス  
又或ハ本條ハ前條ノ着手ナリト云フモノアルモ着手ハ既ニ實行ノ一部ナルヲ以テ前條ニ入り特ニ規定スルノ必要ナシ本條ヲ設ケタルハ



第二十二條 左ニ

- 記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス
- 一 軍隊又ハ艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ敵國ニ交付スルコト
- 二 敵國ノ爲ニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助スルコト

第五十九條 軍人

- 敵ヲ利スル爲メ艦船兵隊港灣堡塞造船所造兵所武庫火藥庫兵器彈藥糧餉其他軍事ニ關スル土地家屋物件ヲ敵ニ付シタル者ハ死刑ニ處ス
- 第六十條 軍人敵ヲ利スル爲メ土地道路ノ要害險夷ヲ指示シ若クハ攻守ノ用ニ供スヘキ圖書及ヒ

獨立罪ナルヲ以テナリ

- (改) 本條ハ舊法第五十九條、第六十條、第六十五條、第六十六條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ犯罪行爲ヲ列舉シタル爲メニ往々脱漏アリ新法ハ多ク概括的ノ法文ヲ以テ其缺點ヲ補フタリ
- 舊法ニハ常ニ敵ヲ利スル爲メト云ヒ新法ハ各號或ハ敵國ニ云々ト云ヒ或ハ敵國ノ爲メト云フモ其趣旨ハ同一ナリ
- 一 第一號ハ舊法第五十九條ヲ修正シタルモノナリ舊法所謂港灣、堡塞、造船所、造兵所、武庫、火藥庫ハ新法ノ所謂軍用ニ供スル場所若クハ建造物ニ含マレ糧餉ハ其他ノ物ト云フニ含マル
- 二 第二號ハ舊法第六十五條前段ヲ修正シタルモノナリ舊法所謂敵ノ間諜ヲ誘導云々ノ行爲ハ新法ノ幫助行爲中ニ含ム而シテ新

三 軍事上ノ機

- 密ヲ敵國ニ漏泄スルコト
- 四 敵國ノ爲ニ嚮導ヲ爲シ又ハ地理ヲ指示スルコト
- 五 敵國ニ降ラシムル爲指揮官ヲ強要スルコト
- 六 敵國ノ爲ニ俘虜ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト

暗號記號ヲ開示

- シ若クハ秘密ヲ要スル兵器彈藥ノ製法其他軍機軍情ヲ漏洩シタル者ハ死刑ニ處ス(明治二十一年法律第四號ヲ以テ改正)
- 第六十五條 軍人敵ノ間諜ヲ誘導助成隱匿シ若クハ敵ヲ利スル爲メ俘虜降人ヲ逃走セシメ又ハ劫奪シタル者ハ死刑ニ處ス

法ハ更ニ間諜ヲ爲スノ行爲ヲ加ヘテ舊法ノ

- 缺點ヲ補フタリ
- 三 第三號ハ舊法第六十條ノ攻守ノ用ニ供スヘキ圖書云々以下ヲ凡テ包含セシメタリ
- 四 第四號ハ舊法第六十條前段ノ土地、道路ノ要害險夷ヲ指示シタルヲ汎ク地理ヲ指示シト云ヒテ凡テ包含セシメ尙外ニ嚮導ヲ爲スノ行爲ヲ加ヘテ舊法ノ缺點ヲ補ヘリ
- 五 第五號ハ舊法第六十六條ヲ修正シ黨ヲ結ブノ條件ヲ除外セリ是レ無用ノ制限ナレハナリ
- 六 第六號ハ舊法第六十五條後段ヲ修正シタルモノナリ新法ノ奪取ハ劫奪ヨリモ廣シ是亦至當ノ修正ナリ
- (義) 本條以下第二十四條ハ帝國ニ忠良ナルヘキ軍人カ却テ敵國ノ爲メニ利益ヲ計ルノ罪ヲ定ム普通刑法ノ外患罪ナリ本罪ニ共通ノ要件ハ



第六十六條 軍人  
黨ヲ結ヒ司令官  
ヲ要シ敵ニ降ラ  
シメントシタル  
者ハ死刑ニ處ス

左ノ二個ナリ

- 一 外國ト交戰中ナルコト  
敵國ナル文字ハ是ヲ證ス一地方ノ騷擾其他  
反亂内亂ノ場合ハ第二十五條ニ入り本條ニ  
入ラス
- 二 敵國ヲ利スル爲ニスルコト  
敵國ノ爲メニスルノ目的ニ出ツルトキハ事  
實敵國ヲ利スルコトノ大小有無ヲ問ハス  
以下各號ヲ説明セン
- 一 本號ハ軍隊及軍用ニ供スル場所、建造物  
及一切ノ軍用物ヲ敵國ニ交附スルノ罪ナリ  
故ニ艦船、兵器、彈藥モ軍用ナルコトヲ要  
ス交附トハ自國ノ支配ヲ離レシメ敵國ノ支  
配ニ屬セシムルヲ云フ艦船トハ軍艦及御用  
船ノ如キヲ云フ建造物ノ意義ハ第七十八條  
ノ説明ヲ見ヨ
- 二 本號ハ自ラ敵國ノ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ

間諜ニ種々ノ手段ヲ以テ以テ幫助スルノ罪  
ナリ

- 間諜トハ敵軍ノ事情ヲ探知スル爲メ秘密ニ  
又ハ詐欺ノ手段ヲ以テ敵地ニ侵入スルモノ  
ヲ云フ異裝シテ自己ノ軍隊ノ交通ヲ計ルカ  
如キモ含ム
- 三 本號ハ軍機漏泄罪ナリ軍事上ノ機密トハ  
軍機軍情ヲ包含ス即チ軍ノ畫策士氣ノ盛衰  
糧食ノ多寡等ヲ指ス漏泄ト云フカ故ニ秘密  
ニ屬スルモノナルヲ要ス
- 四 本號ハ自己カ現ニ嚮導ヲ爲シ又ハ地理ヲ  
指示スルノ罪ナリ要害險夷ヲ指示スルカ如  
キハ適例ナルモ其他一切ノ地理ヲ含ム
- 五 本號ハ指揮官ヲ降ラシムル爲メ暴行脅迫  
テ以テ強制スルノ罪ナリ
- 六 本號ハ俘虜ヲシテ其拘束ヲ脱セシメ以テ  
敵國ヲ利スルノ罪ナリ俘虜トハ敵ノ戰鬪ニ



直接間接ニ参加シタルモノニシテ降服シ又ハ拿捕セラレ現ニ我軍ニ拘禁セラレアル者ヲ指ス其第九十一條及第九十二條ト異ナル所ハ其目的カ敵國ノ爲メニスルト否トニ因ル奪取トハ暴行強迫ニ依リタルト否トヲ問ハス舊法ノ劫奪ヨリモ廣シ尙奪取逃走ノ詳細ナル意義ハ第九十一條、第九十二條ノ説明ヲ参照セヨ

(改) 本條ハ舊法第六十一條、第六十七條、第六十二條、第六十六條ヲ修正シ外ニ本條第二號、第三號、第六號ヲ加フ是レ他ノ行爲ト等シク敵國ヲ利スル爲メニスルトキハ毫モ輕重スヘキニアラサルヲ以テナリ左ニ各號修正ノ要點ヲ説カン

- 一 本號ハ舊法第六十一條ヲ修正シタルモノナリ舊法所謂屯營、造船所、造兵所ハ新法ノ所謂軍用ニ供スル建造物ニ含マレ糧餉ハ

第二十三條 敵國ヲ利スル爲左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス

- 一 艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其

第六十一條 軍人敵ヲ利スル爲メ艦船屯營造船所造兵所兵器彈藥糧餉其他軍用ニ供ス可キ物件ヲ毀壞シ又ハ火ヲ放チ之ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ

其他ノ物ト云フニ含マル

- 二 本號ハ舊法ニナシ缺點ナリ故ニ新設ス
  - 三 前號ト同シ
  - 四 本號ハ舊法第六十七條ヲ修正シテ新ニ艦隊、隊兵ノ解散行爲ヲ加フ至當ノ修正ナリ
  - 五 本號ハ舊法第六十二條ト全ク同シ
  - 六 本號ハ舊法ニナシ舊法第三百三十六條ハ敵ヲ利スル爲メニアラサルヲ以テ本號ニ當ラス
  - 七 本號ハ舊法第六十八條ト同シ  
本條ハ前條ト同シク利敵行爲ヲ定ム故ニ外國ト交戦中ナルコト敵國ヲ利スル爲メナルコトノ二條件ヲ要ム
- 一 本號ハ軍用ニ供スル場所、建造物及其他ノ軍用物ヲ損壞スルカ又ハ使用不能ニ至ラシムル罪ナリ第八章ト異ナルハ敵ヲ利スル爲メナルト否トノ點ニアリ本號ニハ損壞シ

ノ他ノ物ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコト

- 二 水陸ノ通路、橋梁、燈臺、浮標ヲ損壞又ハ壅塞シ又ハ其ノ方法ヲ以テ艦船、軍隊ノ往來ノ妨害ヲ生セシムルコト
- 三 指揮官其ノ艦船、軍隊ヲ率キテ守所若

第六十七條 軍人敵ヲ利スル爲メ艦船若クハ兵隊ノ聯絡集合ヲ妨害シ又ハ兵隊ノ潰走ヲ誘起シタル者ハ死刑ニ處ス

第六十二條 軍人敵ヲ利スル爲メ兵器彈藥糧餉其他軍需物品ノ缺乏ヲ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第六十八條 軍人敵ヲ利スル爲メ



ハ配置ノ場所  
ニ就カス又ハ  
其ノ場所ヲ離  
ルルコト

叫呼喧噪シ若ク  
ハ造言飛語ヲ爲  
シタル者ハ死刑  
ニ處ス

- 四 艦隊、隊兵  
ヲ解散シ又ハ  
其ノ潰走混亂  
ヲ誘起シ又ハ  
艦船、隊兵ノ  
連絡集合ヲ妨  
害スルコト
- 五 兵器、彈藥、  
糧食、被服其  
ノ他軍用ニ供  
スル物ヲ缺乏  
セシムルコト
- 六 命令、通報

- 三八
- 又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコ  
ト、云フカ故ニ物質的ニ物ヲ毀損スル行爲  
(燒燬毀壞ノ如キ)ハ勿論其物ノ形體ヲ害セ  
スシテ物ノ效用ヲ失ハシムルヲモ含ム是レ  
物ノ效用ヲ失フ點ニ於テ同一ナルヲ以テナ  
リ損壞セスシテ效用ヲ失ハシムルトハ例ヘ  
ハ建造物ノ入口ヲ堅ク鎖シテ破壞スルニ非  
レハ入ルヲ得セシメサルカ如キヲ云フ
- 二 本號ハ艦船、軍隊ノ往來妨害罪ナリ妨害  
トハ不能又ハ困難ナラシムルヲ云ヒ其手段  
ニ制度ナシ例ヘハ橋板ヲ取り大石ヲ水路ニ  
投スルカ如シ(第八十二條參照)
  - 三 本號ハ指揮官ノ罪ナリ文意明瞭説明ヲ要  
セス
  - 四 本號ハ軍ノ統一ヲ害スルノ罪ナリ
  - 五 本號ハ軍用物ヲ缺乏セシムルノ罪ナリ缺  
乏セシムルノ手段ニ制限ナシ(第五十一條

- 若ハ報告ヲ詐  
リ傳ヘ又ハ虛  
偽ノ命令、通  
報若ハ報告ヲ  
爲スコト
- 七 造言飛語シ  
又ハ敵前ニ於  
テ叫呼喧噪ス  
ルコト

- 參照)
- 六 本號ハ命令、通報、報告ノ眞實ヲ害スル罪  
ナリ前半傳達ノ虛偽ナルモ命令、通報、報  
告其者ノ虛偽ニアラス後半ハ之ニ反シテ其  
者ノ虛偽ナリ  
命令ハ作戰命令及日々命令ヲ含ム通報トハ  
部隊相互間ノ通知又上級者ヨリ下級者ニ爲  
ス通知ニシテ報告ハ自己ニ任務ヲ與ヘタル  
モノ又ハ上級者ニ其任務ノ結果ヲ申報スル  
ヲ云フ(第四十九條、第九十九條參照)
  - 七 造言飛語トハ事實ヲ虛構シ又ハ針小棒大  
ノ流言ヲ放ツヲ云フ叫呼喧噪ハ字ノ如シ本  
號ノ意外ニ害多キハ實戰者ノ異口同音ニ唱  
フル所ナリ(第百條參照)
- 要之本條ハ利敵ノ目的ニ重キヲ置クヲ以テ此  
目的ナクシテ本罪トハナラス各號附記シタル  
參照條文ノ罪トナルナリ



第二十四條 前二條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第六十三條 軍人敵ノ爲メニ兵ヲ募リタル者ハ死刑ニ處ス

第六十四條 軍人敵ヲ利スル爲メ音信ヲ敵ニ通シタル者ハ死刑ニ處ス

四〇

(改) 本條ハ新設セラル是レ我ヲ害シ敵ヲ利スルノ行爲ハ千種萬様に到底列舉スルヲ得サルヲ以テ刑ノ範圍ヲ擴大シテ本條ノ如キ概括の規定ヲ設ケ敢テ遺漏ナカラシメタリ舊法第六十三條第六十四條モ本條ニ含マレタリ

(義) 本條ハ前二條ニ掲ケサル利敵行爲ヲ定ム利敵行爲ナルカ故ニ前二條ト同シク外國ト交戦中ナルコト敵國ヲ利スル爲メナルコトヲ要ス茲ニ注意スヘキハ前二條ハ敵國ノ爲メニスルトキハ其結果ニ於テハ必スシモ敵ニ利益ヲ與ヘタルコトヲ要セス然ルニ本條ハ現實其結果ニ於テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタルコトヲ要ス是レ前二條ハ主トシテ目的ト行爲ノ性質ニ重キヲ置キ本條ハ行爲ニ制限ナキヲ以テ其結果ニ重キヲ置キタルナリ若シ本條カ前二條ト同シク現實ノ結果ヲ度外視センカ如何ナル方法モ單ニ利

第二十五條 反亂

者又ハ内亂者ヲ利スル爲前三條ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

〇

敵ノ目的ノミヲ以テ罪トナルニ至リ法ノ目的ヲ不當ニ擴張スルノ恐レアルナリ

(改) 舊法ニハ此規定ナシ故ニ共犯トナラサル限リ如何ニ反亂者内亂者ヲ利スル爲メニスル者ト雖モ本章ニ依ルヲ得ス權衡ヲ失スルヲ以テ此規定アリ蓋シ敵國ヲ利スルニ次ク犯罪ナルヲ以テナリ其刑ノ範圍ヲ擴大セルハ概括的規定當然ノ結果ナリ

(義) 本條ハ反亂者内亂者ヲ利スルノ罪ナリ反亂者トハ本章第二十條、第二十一條ノ犯人ニシテ内亂者トハ刑法第七十七條以下ノ國事犯罪人ナリ本條ノ行爲ハ第二十二條乃至第二十四條ノ行爲ト實質ヲ同フシテ其目的ヲ異ニスルノミ即チ本條ハ反亂者内亂者ヲ利スル爲メニスルヲ要ス且第二十四條ノ行爲ヲ爲シタル場合ハ現ニ反亂者内亂者ヲ利スルカ又ハ之カ鎮撫者ノ利益ヲ害シタルヲ要ス前三條ノ説明ヲ



第二十六條 前六

條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十九條

(改) 熟讀シテ本條ノ精神ヲ知ルヘシ  
未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

第二十七條 第二

十條乃至第二十  
五條ノ罪ノ豫備  
又ハ陰謀ヲ爲シ  
タル者ハ一年以  
上ノ有期ノ懲役  
又ハ禁錮ニ處ス

第六十九條 軍人

前數條ニ記載シ  
タル罪ヲ犯サン  
トシテ未タ遂ケ  
サル者及ヒ其豫  
備ヲ爲シタル者  
ハ本條ノ刑ニ照  
シ各一等ヲ減  
ス

其陰謀ヲ爲シ未  
タ豫備ニ至ラサ  
ル者ハ各二等ヲ  
減ス

第二十八條 第二

十條又ハ第二十  
一條ノ罪ノ豫備  
又ハ陰謀ヲ爲シ  
タル者未タ事ヲ  
行ハサル前自首  
シタルトキハ其  
ノ刑ヲ免除ス

第七十條 軍人前

數條ニ記載シタ  
ル罪ヲ犯サント  
シテ其豫備若ク  
ハ陰謀ヲ爲スト  
雖モ未タ其事ヲ  
行ハサル前ニ於  
テ自首シタル者  
ハ本刑ヲ免シ六  
月以上三年以下  
ノ監視ニ付シ將  
校ハ剝官ヲ附加  
ス

(改)

舊法ハ廣ク叛亂ノ罪ノ全般ニ亘リテ自首免  
刑ヲ認メタルモ新法ハ單ニ狹義ノ反亂罪ニ限  
レリ是レ普通刑法ニ於テ内亂罪ニ自首免刑ヲ  
認メナカラ外患罪國交ニ關スル罪ニ認メサル  
ト同一趣旨ナリ其意蓋シ反亂罪内亂罪ハ其動  
機概ネ惡ムヘキモノニアラスシテ却テ國家民  
衆ノ爲メニスルモノ多キヲ以テ其犯罪ニシテ  
着手ニ至ラサル内ニ心機一轉悔悟スルモノハ  
之ヲ責ムルモ害アリテ益ナシトセルナラン況  
ンヤ之ニ依リ犯罪ヲ未發ニ防キ得ルニ於テヲ  
ヤ若シ夫レ敵國ノ爲メニスルノ行爲ニ至リテ  
ハ眞ニ賣國ノ徒唯惡ムヘキヲ見テ憐ムヘキヲ  
知ラサレハ此特典ヲ與ヘサリシナラン

(義)

本條ハ自首免刑ノ規定ナリ本條ニヨリ免刑  
ヲ得ルニハ左ノ條件ヲ要ス  
一 第二十條又ハ第二十一條ノ罪ノ豫備又ハ  
陰謀ヲ爲シタルコト



第二十二條以下ヲ除外ス又未タ豫備又ハ陰謀ヲモ爲サ、ルモノハ固ヨリ無罪ニシテ茲ニ入ラス

二 官ニ發覺セサル前ニ自首シタルコト

本條ハ是レヲ揭ケサルモ刑法第四十二條ニヨリテ此制限アリ發覺後ナランニハ假令未タ事ヲ行ハサル前ナルモ免刑セラル、モノニアラス是レ自首ノ主タル目的カ發覺ヲ容易ナラシムルニアルヲ以テナリ

三 未タ事ヲ行ハサル前ナルコト

事ヲ行ハストハ反亂罪ノ實行ニ着手セサルコトヲ云フ着手後ハ自首免刑ノ限リニアラス

以上ノ條件ヲ具備スルトキハ兇刑セラル刑法第四十二條ノ原則ハ減輕スルコトヲ得ルニ止マルカ故ニ本條ハ例外ナリ反亂罪以外ノモノモ刑法第四十二條ニ依リテ減輕セラル、コト

アルハ勿論ナリ

(改) 舊法ニ此規定ナキハ缺點ナリ正ニ世界國際

間ノ現状ニ伴ハサルヲ以テ新設セラル

(義) 戰時同盟國ニ對シテ本章各條ノ罪ヲ犯サン

カ全ク同一ノ刑ニ處セラル是レ戰時ノ同盟國ハ利害休戚ヲ同フシ二國ニシテ一國ノ實アルヲ以テナリ

戰時同盟國トハ戰時ニ現ニ攻守同盟ヲ爲シアル國家ヲ云フ單ニ同盟條約アルモ現ニ同盟シアルニ非レハ本條ノ範圍外ナルハ勿論ナリ

(改) 舊法第五十八條ハ削除セラレタリ其結果ト

シテ刑法第五十四條ニ依リ殺人罪ト比較シテ重キ刑ヲ以テ處斷スルナリ總テ反亂罪ノ如キハ幾多想像上ノ併合罪ヲ生スルモノニテ豈ニ獨リ此種ノ罪ニ限ランヤ故ニ之ヲ削リテ一般的規定ニ依ラシメタルナリ

舊法第七十一條ハ削ラル之レ新法第二十七條

第二十九條 本章

ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第五十八條 軍人

前二條ノ罪ヲ犯スニ因リ故サラニ鎮撫ノ官吏ヲ殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第七十一條 軍人



情ヲ知テ前數條ニ記載シタル所ノ犯人集會ノ爲メ家屋ヲ貸シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二章 擅權ノ罪

第三章 擅權

第三十條 指揮官外國ニ對シ故ナク戰鬥ヲ開始シタルトキハ死刑ニ處ス

○  
(改) 多少改正アリ理由ハ各條ニ就テ之ヲ説明セシテ  
(義) 擅權ノ罪トハ指揮官等カ自己ノ職權ヲ濫用シテ戰鬥ヲ爲シ又ハ軍隊ヲ動かスノ罪ナリ單ニ命令ヲ遵守セサルニ止マルハ抗命ノ罪ニシテ本罪ニアラス  
(改) 本條ハ舊法ニナキ所ナリ舊法ハ常ニ對外關係ニ就テ缺クル所アリ  
(義) 指揮官カ私ニ外國ト戰鬥ヲ開始シタルノ罪ヲ定ム指揮官ノ意義ハ第十三條ニ定ム

ニ處ス

第三十一條 指揮官休戰又ハ媾和ノ告知ヲ受ケタル後故ナク戰鬥ヲ爲シタルトキハ死刑ニ處ス

第一百條 司令官講和ノ告示若クハ停戰ノ命令ヲ受ケタル後仍ホ戰鬥ノ所爲ヲ止メサル者ハ死刑ニ處ス

戰鬥ヲ開始スルトハ事實兵馬ヲ動かシタルコトヲ要ス單ニ威嚇的ノ宣言ノ如キハ含マス此戰鬥開始ハ指揮官當然ノ義務ヲ履行シタルモノナラサルヲ要ス  
(改) 同一ナリ  
(義) 指揮官カ休戰又ハ媾和告知ヲ受ケタル後ニ戰鬥ヲ爲シタル罪ヲ定ム  
休戰トハ軍ノ全部ニ亘リ一時戰鬥ヲ休止シタル事ヲ云ヒ媾和トハ平和克復ヲ指ス  
本條ノ罪トナルニハ此休戰又ハ媾和ノ告知ヲ受ケタル後ニ戰鬥ヲ爲シタルコトヲ要ス假令既ニ休戰媾和ノ後ナリトスルモ其告知ヲ受領セサレハ本罪トナラス此ノ告知ヲ受ケサル場合トハ遠地ニアル時又ハ風雪等ノ天災ニ妨ケラル、時ノ如シ  
休戰カ休戰中ニ入ルヤト云フニ嚴格ナル國際公法上ノ意味ニ於テハ區別アリ何トナレハ休



第三十二條 指揮

官權外ノ事ニ於テ已ムコトヲ得サル理由ナクシテ擅ニ艦船、軍隊ヲ進退シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ處ス

第一百十一條 司令

官命令ニ背キ若クハ權外ノ事ニ於テ止ムコトヲ得サルノ理由ナク擅ニ艦船若クハ兵隊ヲ進退シタル者ハ死刑ニ處ス

第三十三條 命令

ヲ待タス故ナク

圖ハ軍ノ一部ニ止マル休戰ナレハナリ而モ法ノ精神ヨリシテ之ヲモ包含セシムヘキモノト信ス

(改) 大差ナシ舊法ノ「命令ニ背キ」ノ五字ヲ削除セルモ命令ニ背クハ權外ノ事ト云フ内ニ包含セシムルノ意ナリ又刑ノ範圍ヲ著シク擴大シタリ

(義) 指揮官カ擅ニ艦船軍隊ヲ進退シタルノ罪ナリ

本罪ハ第一ニ自己ノ職權外ニ係リ且ツ已ムコトヲ得サルノ理由ナキヲ要ス法文特ニ是ヲ言フハ軍ノ進退ハ變幻出沒ニシテ單ニ權外ナリトノ故ヲ以テ律スヘカラサレハナリ已ムコトヲ得サル時トハ各事情ニ依リテ決スヘキモノナリ(第十七條參照)

(改) 舊法ハ本章常ニ指揮官ノ罪ヲ定メタルモ新法ハ其以外ニ指揮官ニ限ラサル罪ヲ定ム即チ

戰闘ヲ爲シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ處ス

第三十四條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三章 辱職ノ罪

第二章 辱職

本條ナリ是レ素ヨリ至當ノ改正ニシテ又本章ニ加フルハ其所ヲ得タリト謂フヘシ

(義) 本條ハ犯罪者ノ資格ニ制限ナシ是レ前數條ト異ナル所ナリ命令ヲ待タスシテ爲ス場合ナリ

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 本章ハ舊法ヨリ其範圍ヲ擴大セリ即チ舊法ニテ辱職罪ト爲セル以外ニ舊法違命ノ罪ノ一部即チ第一百十二條乃至第十六條ヲ收メ又詐欺ノ罪ノ一部分ヲ收メタリ蓋シ違命又ハ詐欺ト云フヨリモ辱職ト云フヲ適當トスレハナリ

(義) 辱職トハ自己ノ職務ヲ辱カシムルナリ等閑ニ付スルナリ進ムテハ之ヲ忌避スルナリ本章ニ收ムル所甚ク廣ク最初ニ指揮官ニ就テ定メ次テ當直スル將校ニ就テ定メ夫レヨリ順次守



第三十五條 指揮

官其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降り又ハ其ノ艦船若ハ守所ヲ敵ニ委シタルトキハ死刑ニ處ス

第七十三條 司令

官猶ホ防守スルヲ得ヘキ時ニ於テ敵ニ降り又ハ其艦船若クハ守地ヲ敵ニ付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵其他ノ者ニ及フ悉ク是レ辱職ノ行爲ナラサルナシ

(改) 本條ハ舊法第七十三條ヲ修正シタルモノナリ字句ハ異ナルモ意義ハ同シ

(義) 本條ハ二個ノ場合ヲ含ム共ニ指揮官ノ辱職罪ナリ

- 一 其盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降りタルトキ
- 盡スヘキ所ヲ盡サストハ尙防守スルノ餘地アルヲ盡サ、ルナリ一方ノ血路ヲ開クヲ得ヘキ場合ノ如シ本條ハ敢テ艦船、軍隊ヲ率キルヲ要セス苟モ指揮官トシテノ職ヲ盡サスシテ降服センカ罪トナル
- 二 其盡スヘキ所ヲ盡サスシテ艦船若クハ守所ヲ敵ニ委シタルトキ
- 盡スヘキヲ盡ストハ是等ノモノヲ敵手ニ委セサル方法ノ尙存スル場合ヲ云フ此場合ニ

第三十六條 指揮

官敵前ニ於テ其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ艦船、軍隊ヲ率キテ逃避シタルトキハ死刑ニ處ス

第七十四條 司令

官戰爭ノ際ニ於テ其盡ス可キ所ヲ盡サスシテ艦船若クハ兵隊ヲ率キ遁走シタル者ハ死刑ニ處ス

ハ敢テ降服シタルコトヲ要セス苟モ敵ノ支配ニ委シタルトキハ罪トナル  
以上何レモ盡スヘキヲ盡シタル後ナルトキハ無罪ナリ

(改) 本條ハ舊法第七十四條ノ字句ヲ修正シタルノミ新法ハ敵前ト云ヒ舊法ハ戰爭ノ際ト云フモ其意ハ同シ

(義) 指揮官ノ艦船、軍隊ヲ率キテ逃避スルノ罪ナリ本條ノ罪トナルニハ敵前ニ於テスルコトヲ要ス又盡スヘキヲ盡ササルコトヲ要ス是等ノ要件ヲ缺クトキハ第七十三條ノ罪トナルモ本條ノ罪トナラス

盡スヘキヲ盡シテ逃避スルハ無罪ナリ此ノ場合ハ逃避ト云フヨリモ退却ナリ

(改) 本條ハ舊法第七十六條ヲ修正シタルモノナリ

舊法第七十六條ハ破亡沈没ノ時ト云フモ其他

第三十七條 指揮

官其ノ艦船危急ノ時ニ當リ故ナ

第七十六條 司令

官艦船破亡沈没スル時ニ當リ故



ク救護ノ方法ヲ  
盡サス又ハ衆ニ  
先チテ其ノ艦船  
ヲ退去シタルト  
キハ左ノ區別ニ  
從テ處斷ス

- 一 敵前ナルト  
キハ死刑ニ處  
ス
- 二 其ノ他ノ場  
合ナルトキハ  
無期又ハ三年  
以上ノ禁錮ニ  
處ス

ナク衆ニ先チテ  
艦船ヲ退去シタ  
ル者ハ左ノ區別  
ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ニ在テ  
ハ死刑ニ處ス
- 二 軍中ニ在テ  
ハ有期流刑ニ  
處ス
- 三 其他ノ場合  
ニ在テハ輕禁  
錮ニ處ス

ニモ此種ノ場合アルヲ以テ新法ニ於テハ危急  
ノ時トシテ敢テ遺漏ナカラシム  
危急ノ時ニ救護ヲ爲サ、ルノ罪ハ舊法ニナシ  
缺點ナリ

(義) 本條ハ指揮官カ自己ノ指揮スル艦船ノ危急  
ノ時ニ之ヲ救ハス又ハ退去スルノ罪ナリ左ノ  
二場合ヲ含ム

- 一 危急ノ時ニ當リ救護ノ方法ヲ盡サ、ルノ  
罪
- 二 危急ノ時ニ當リ衆ニ先チテ其艦船ヲ退去  
シタル罪

艦船危急ノ場合ニ之カ救護ハ全ク指揮官ノ  
指揮ニヨルモノナリ故ナク之ヲ盡サ、ル場  
合ニ罪トナル

危急ノ場合ニ救護ノ方法ヲ盡スヘキハ勿論  
其方法盡キテ其艦ヲ退去スル場合ニ於テモ  
指揮官ハ之レカ指揮ヲ爲シテ自己ハ最後ニ

退去スヘキモノナリ然ルニ自己一身ノ安危  
ノミヲ顧ミテ衆ヲ捨テ、退去スルカ如キハ  
許スヘカラサルノ罪ナリ日露戰爭中軍艦沈  
没シタル際艦長ノ常ニ其軍艦ト運命ヲ共ニ  
セルハ此職責アルカ爲メナリ

以上何レモ故ナクト云フカ故ニ已ムヲ得サル  
ノ理由アル場合ハ別ナリ又敵前ナルトキト否  
トニ依リテ刑ニ差アリ敵前ノ意義ハ第四十一  
條ニ説ク自己ノ指揮ニ屬セサル艦船ニ付テハ  
第三十九條ニ規定ス

茲ニ一疑問アリ指揮官カ救護セサル爲メカ又  
ハ衆ニ先チテ退去シタルカ爲メニ艦船カ覆没  
破壊又ハ損壞シタルトキハ如何第三十七條ノ  
罪カ第四十二條ノ罪カ又ハ兩條ヲ比較シテ重  
キニ依ルヘキカニ説ク想像スルヲ得

- 一 第三十七條ノ罪ナリトスルモノハ曰ハン  
同條ハ結果ノ有無ヲ問ハス損害アル場合モ



無キ場合モ合ム第四十二條ハ積極的ニ覆没、破壊、損壞スル場合ニシテ本問ノ如ク救護セサルカ爲メ又ハ退去シタルカ爲メニ損害ヲ生シタルトキヲ含マスト

二 此行爲ハ兩條ニ觸レ刑法第五十四條ニ依リ何レカ重キ刑ヲ以テ處斷スヘシト主張スルモノハ曰ク本法第四十二條ハ必スシモ積極行爲ノミト限ルヘキニアラス進ムテ損害ヲ與フルモ救護スヘキ義務ヲ怠ルカ爲メニ損害ヲ與ヘタル時モ若シ此場合ニ救護スレハ此ノ如キ結果ヲ生セサルモノトスレハ犯罪ノ價值ニ於テ同一ニアラスヤト  
要之右ニ說何レモ有力ナリ後說ハ余ノ信スル最近ノ不作爲犯ノ法理ナルモ實際家ハ多ク反對說ヲ取ル諸子ノ慎重ナル研究ヲ望ム

(改) 本條ハ舊法第七十九條第一項ト同シ  
(義) 指揮官カ敵ノ船舶ヲ拿捕スヘキ場合ニ於テ

第三十八條 指揮

官敵ノ船舶ヲ拿

第七十九條 司令

官敵ノ船舶ヲ拿

捕スヘキ場合ニ於テ故ナク之ヲ拿捕セサルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

捕スヘキ時ニ於テ故ナク其事ヲ爲サ、ル者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ剝官ヲ附加ス敵前ニ在テ我船舶ヲ救援スヘキ時故ナク其事ヲ爲サ、ル者亦同シ

第三十九條 指揮

官敵前ニ於テ帝國又ハ帝國ト共同作戰ニ從フ外國ノ艦船ヲ救護スヘキ場合ニ於

第七十九條第二項

(改) 本條ニ對スル舊法ノ規定ハ第七十九條第二項アルニ過キス故ニ本條ハ大部分新設ト見ルヘキモノナリ  
共同作戰ニ從フ外國ノ艦船ヲ加ヘタルハ至當ナリ  
(義) 本條ハ指揮官カ自己ノ指揮以外ノ艦船ヲ救



テ故ナク之ヲ救護セサルトキハ一年以上ノ有期禁錮ニ處ス

第四十條 指揮官 護衛ノ命ヲ受ケタル艦船ヲ故ナク委棄シタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

第八十一條 司令官 船舶ヲ護衛スルノ命ヲ受ケ其船舶ヲ委棄シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

護セサルノ罪ナリ左ノ場合ヲ含ム何レモ救護スヘキ責アル場合ナルヲ要ス  
一 敵前ニ於テ帝國ノ艦船ヲ救護スヘキ場合ニ於テ故ナク救護セサルトキ  
二 敵前ニ於テ帝國ト共同作戰ニ從テ外國ノ艦船ヲ救護スヘキ場合ニ於テ故ナク救護セサルトキ  
共同作戰トハ聯合軍ノ如キ場合ナリ  
本條カ第三十七條ト異ナルハ指揮官自身ノ指揮ニ屬スル艦船ナリヤ否ヤニアリ其責モ亦同日ノ論ニアラサルヲ以テ刑ニ大差アリ

(改) 本條ハ舊法第八十一條ト同シ  
(義) 指揮官カ艦船護衛ノ任ヲ盡サ、ルノ罪ナリ本罪トナルニハ護衛ノ命ヲ受ケタルコト及故ナク其艦船ヲ委棄シタルコトノ二條件ヲ要ス護衛ノ命カ發セラル、モ之ヲ現ニ受ケサレハ本條ノ罪トナラス委棄トハ敵手ニ委スルノ意

ニアラス護衛スヘキヲ放任スルヲ云フ

一 敵前ナルトキハ死刑ニ處ス  
二 戰時ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ處ス  
三 其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

一 敵前ニ在テハ死刑ニ處ス  
二 軍中ニ在テハ重禁獄ニ處ス  
三 其他ノ場合ニ在テハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處ス

(改) 本條ハ舊法ニ於テ第百十二條ニ定ム即チ違命ノ罪トセルモ新法ハ辱職ト云フヲ適當ナリトシ茲ニ加フ  
舊法ハ概ネ守地ヲ離ル、場合ノミヲ規定シ守地ニ就カサル場合ニ及ハサルハ缺點ナリ  
(義) 指揮官軍隊ヲ率キテ其任ヲ怠リタル罪ノ一

第四十一條 指揮官 其ノ艦船、軍隊ヲ率キ故ナク守所若ハ配置ノ場所ニ就カス又ハ其ノ場所ヲ離

第百十二條 司令官 艦船若クハ兵隊ヲ率キ故ナク其守地若クハ配置セラレタル地ヲ離去シタル者



レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ死刑ニ處ス
- 二 戰時ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ處ス
- 三 其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

**第四十二條 指揮官又ハ乗員故ナ**

ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ニ在テハ死刑ニ處ス
- 二 軍中ニ在テハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ剝官ヲ附加ス
- 三 其他ノ場合ニ在テハ二月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ剝官ヲ附加ス

**第七十五條 司令官若クハ艦船ノ**

ナリ其行爲ハ故ナク守地若クハ配置ノ地ニ就カサルカ又ハ既ニ守地若クハ配置ノ地ニアルモノカ其地ヲ離ル、カニアリ但シ右ノ行爲カ降服又ハ逃避ノ爲メニシテ前數條ニ該當スルトキハ本條ヨリ除外セラル、ヲ注意スヘシ本罪ノ科刑ハ場合ニ依リ同シカラス

- 一 敵前トハ戰鬪ヲ開始シ又ハ開始セントシアル場合ヲ云フ
- 二 戰時トハ開戦ヨリ媾和マテヲ云フ但シ敵前ヲ除クハ勿論ナリ
- 三 其他ノ場合トハ右ノ外一切ナリ

(改)

本條ハ舊法第七十五條及第七十七條ヲ修正シタルモノナリ即チ本條前段ノ覆沒破壞ハ第

ク其ノ艦船ヲ覆沒及ハ破壞シタルトキハ死刑ニ處シ之ヲ損壞シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

乗員其艦船ヲ破亡沈沒シタル者テ死刑ニ處ス其怠慢ニ出タル時ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

**第七十七條 司令官若クハ艦船ノ**

乗員其艦船ヲ攔岸坐礁其他危險ニ付シ之ヲ損壞シタル者ハ重禁獄ニ處ス其怠慢ニ出タル時ハ十日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處ス

七十五條ヲ取り後段損壞ハ第七十七條ヲ取りタルモノナリ而シテ舊法中ノ怠慢ニ出テタルノ行爲ハ全ク削ラレ之レ輕微ナルヲ以テ刑罰以外ノ手段ニ依ルコト、ナシタルナリ

(義) 本條ハ指揮官又ハ乗員カ自己ノ指揮シ又ハ乘リアル艦船ヲ覆沒破壞損壞スルノ罪ナリ自己ノ關セサル艦船ニ付テハ第八章軍用物損壞罪ニ規定セリ本條ハ左ノ二場合ナリ

- 一 覆沒又ハ破壞シタルトキ
 

覆沒ハ沈沒顛覆ナリ物質的ニ破壞セサルモ覆沒トナル破壞ハ文字自身ヨリ見レハ一部ノ破壞モ包含スレトモ之レヲ全部其效用ヲ失ハシムル覆沒ト並立セシムルト後段別ニ損壞ノ文字アルトニヨリテ全然其效用ヲ失ハシムル破壞ニ限ルト解スヘシ破壞スレハ水上ニ浮ヒアルモ罪トナル
- 二 損壞シタルトキ



ス

第七十八條 司令

官其艦船擱岸坐  
礁其他危險ノ時  
ニ當リ救援ノ方  
略ヲ盡サスシテ  
之ヲ沈没シ若ク  
ハ損壞シタル者  
ハ一月以上一年  
以下ノ輕禁錮ニ  
處ス

六〇

舊法ノ如キ制限ナシ但シ前段破壊ノ文字アル故ニ一部ノ破壊ト解スヘシ

(改) 舊法第七十八條ハ何レニ入ルヤト云フニ同條行爲ノ點ヨリ見ルトキハ第三十七條又ハ第四十二條ニ入ルヘキモノナルモ其刑餘リニ輕クシテ舊法第七十五條ノ怠慢ニ出ツルモノト同一ナルヨリ見レハ或ハ其救援セサルコトカ怠慢ニ出ツル場合ニアラサルカ要スルニ行爲ハ重ク刑ハ輕ク到底新法ノ何レトモ解スルヲ得ス

第四十三條 指揮

官出兵ヲ要求スル權アル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナク之ニ應

(改)

指揮官出兵ノ要求ニ應セサルノ罪ヲ新ニ定ム是レモ其性質辱職ナルカ故ニ茲ニ列ス舊普通刑法ノ第七十七條ニ此規定アルモ勿論普通法ニ規定スヘキニアラス

(義) 出兵ヲ要求スル權アル官憲トハ地方長官、

セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十四條 指揮

官衝突、坐礁其他ノ危險ニ罹リタル艦船アルニ當リ救援ノ請求ヲ受ケ故ナク之ニ應セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十五條 令

官内外國ノ船舶擱岸坐礁其他危險ノ時救援ノ請求ヲ受ケ故ナク之ヲ肯セサル者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス

(改)

司法官ノ類ヲ云フ指揮官カ自己所屬ノ官憲ヨリ要求シタルニ應セサルハ第四章ノ罪ナリ

(義) 本條ハ舊法第八十五條ト同シ

本條ハ指揮官カ救援ノ請求ヲ受ケタル艦船ヲ救援セサルノ罪ナリ左ノ條件アルヲ要ス

- 一 危險ニ罹リタル艦船アルトキナルコト
- 二 危險トハ範圍廣シ衝突坐礁ハ其一例ナリ又其艦船ノ國籍ヲ問ハス
- 三 救援ノ請求ヲ受ケタルコト

其請求ハ遭難者ヨリ出テタルヲ要セス現ニ其請求ヲ受ケタルコトヲ要スルヲ以テ風浪濃霧等ノ爲メ其請求ヲ知ルヲ得サル場合及遭難ヲ知ルモ其請求ナキ場合ヲ除ク

三 其請求ニ應セサルコト  
本條ハ内外國何レノ艦船ナルヲ問ハサルモ第三十九條トハ同一ニアラス第三十九條ハ救援



第四十五條 部下

多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎮定ノ方法ヲ盡ササル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十三條 將校

其部下ノ兵徒黨犯罪ノ事アルニ當リ鎮定ノ方ヲ盡ササル者ハ一月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ劄官ヲ附加ス

第四十六條 艦船

當直將校、守兵其ノ他緊要ナル勤務ニ服スル者故ナク其ノ勤務

第一百十三條 將校

艦船ノ直ニ在テ其直ヲ離レ若クハ守兵守所ヲ離レ其他軍人緊要

(義)改)

ノ請求ナクモ救護スヘキ義務アル場合ナリ本條ハ救護ノ請求ナケレハ其義務ナキ場合ナリ蓋シ本條アルハ遭難艦船ヲ救フハ相互ノ利益ニシテ同時ニ自然ノ責任ナルヲ以テナリ

(義)改)

本條ハ部下ノ犯罪ノ鎮定ニ關スル罪ナリ部下ト云フカ故ニ部下アルモノニ限ル多衆共同ノ犯罪ナルヲ要ス個別ノモノヲ除ク鎮定セサルトキハ常ニ罪アリヤト云フニ然ラス其方法タニ充分盡サンカ假令鎮定セサルモ本條ノ罪ニアラス

(改)

本條ハ舊法第百十三條ヲ修正シタルモノナリ舊法ニテハ違命ノ罪ニ編入セラレアリシモ違命ト云フヨリモ寧ロ其職ヲ忌避セルモノトシテ新法ハ辱職罪中ニ入レタリ

(義)

本條ハ當直將校、守兵其他緊要ナル勤務ニ

服スル者ノ辱職罪ナリ

緊要ナル勤務ノ何ナリヤハ各場合ニヨルモ警戒又ハ傳令ノ勤務ニ服スル者ノ如キハ適例ナリ勤務ノ場所ヲ離レタルニヨリテ罪トナル即チ現ニ勤務ニ服シアルヲ要スルナリ

- ノ場所ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
- 一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期ノ禁錮ニ處ス
- 二 戰時又ハ擱岸、坐礁其ノ他艦船危險ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス
- 三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

- ノ職務ニ服シ擅ニ其職務ヲ離レタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
- 一 敵前ニ在テハ死刑ニ處ス
- 二 軍中又ハ擱岸坐礁其他艦船救護ノ爲メ緊要ノ方略ヲ爲ス時ニ在テハ六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劄官ヲ附加ス
- 三 其他ノ場合



第四十七條 艦船

當直將校睡眠又ハ酩酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 戰時又ハ航海中ナルトキハ二年以下ノ

ニ在テハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

第一百十四條 將校

艦船ノ直ニ在テ睡眠若クハ酩酊シテ事ヲ省セサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ニ在テハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
- 二 軍中又ハ航海中ニ在テハ

(改) 本條ハ舊法第百十四條ト同シ違命罪ナリシヲ改メタリ

(義) 本條ハ當直將校其職ヲ怠リタルノ罪ナリ本條ハ敢テ其勤務ノ場所ヲ離レタルヲ要セス其場所ニアリテ睡眠又ハ酩酊シテ其職ヲ怠レハ本條ノ罪トナル酩酊セスシ睡眠スルモノ及睡眠セサルモノ酩酊シタルモノ共ニ本條ニ入ル

禁錮ニ處ス

第四十八條 守兵

其ノ他緊要ナル勤務ニ服スル者前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第一百十五條 守兵

守所ニ在テ睡眠若クハ酩酊シテ事ヲ省セサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ニ在テハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
- 二 軍中ニ在テハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

(改) 本條ハ舊法第百十五條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ之ヲ違命罪トナセリ又舊法ハ守兵ノ

(義) 本條ハ守兵及其他緊要ナル勤務ニ服スル者ノ罪ナリ其他前條ト同シ參照セヨ



三 其他ノ場合

ニ在テハ十一  
日以上三月以  
下ノ輕禁錮ニ  
處ス

第三百三十六條 軍

人敵地若クハ敵  
情ヲ探偵スルノ  
命ヲ受ケ詐僞ノ  
報告ヲ爲シタル  
者又ハ戰場ニ在  
テ命令ヲ詐リ傳  
ヘタル者ハ五月  
以上五年以下ノ  
重禁錮ニ處ス

第四十九條 戰時

又ハ事變ニ際シ  
偵察ノ勤務ニ服  
スル者虛僞ノ報  
告ヲ爲シタルト  
キハ七年以下ノ  
懲役ニ處ス  
戰時又ハ事變ニ  
際シ軍事ニ關ス  
ル命令、通報又  
ハ報告ノ傳達ヲ  
掌ル者其ノ命

(改)

本條ハ舊法第三百三十六條ニ於テ詐欺ノ罪ト  
ナセルモノ而モ其詐欺タルヤ畢竟辱職ナルヲ  
以テ茲ニ加フ新法ハ戰時又ハ事變ニ際シト云  
ヒ舊法ハ敵地又ハ戰場ト云ヘリ新法稍廣シ新  
法ハ命令、通報、報告ト云ヒ舊法ハ單ニ命令ト  
云フモ其意ハ同シカラシ

(義)

本條ハ偵察者カ虛僞ノ報告ヲナシ傳令使カ  
傳達ノ任ヲ盡サ、ルノ罪ヲ定ム何レモ戰時又  
ハ事變ニ際シタルヲ要ス  
第一項ハ偵察ニ就テ定ム虛僞ノ報告トハ事實  
ノ隱蔽及虛構ヲ爲シテ報告スルヲ云フ  
第二項ハ軍事傳令ノ職ニアル者ノ罪ナリ詐僞

令、通報若ハ報  
告ヲ詐リ傳ヘ又  
ハ故ナク之ヲ傳  
達セサルトキ亦  
前項ニ同シ

第五十條 軍事機

密ノ圖書、物件  
ヲ保管スル者危  
急ノ時ニ當リ之  
ヲ敵ニ委セサル  
方法ヲ盡ササル  
トキハ五年以下  
ノ禁錮ニ處ス

第八十四條 軍人

秘密ヲ要スル圖  
書兵器彈藥ノ製  
法其他軍事ニ關  
スル機密ヲ漏洩  
シタル者ハ三月  
以上三年以下ノ  
輕禁錮ニ處シ將  
校ハ剝官ヲ附加

(改)

本條ト舊法第八十四條トハ同シカラス舊法  
ハ軍機漏洩罪ナリ故ニ人ノ資格ニ制限ナシ新  
法ハ軍機漏洩罪ニアラス軍機ニ關スル物件保  
護ノ精神ヨリシテ之カ保管者ノ保管責任ニ就  
テ定ム故ニ軍人ニ限ル舊法ハ無形有形ヲ區別  
セス新法ハ物ニ限ル又舊法ハ軍機ヲ漏洩シタ  
ルコトヲ要スルモ新法ハ之ヲ要セス對照熟讀  
誤ルヘカラス  
果シテ然ラハ第八十四條ノ行爲ハ如何ニ處分

ヨ

ノ傳達ヲ爲シタルト全ク爲サ、ルトヲ問ハス  
有罪ナリ命令、通報、報告ノ意義ハ第二十三條  
第六號ニ説ケリ  
第一項ニ報告ヲ爲サ、ル場合ヲ掲ケサルハ單  
ニ知ル所ナシトノ報告モ既ニ虛僞ノ報告トナ  
ルヲ以テナリ尙第二十三條第六號及第九十九  
條トノ比較ハ第九十九條ノ説明ニ讓ル參照セ



スルヤ之ヲ敵國ニ漏洩シタルモノニ就テハ第  
二十二條之ヲ定ム敵國以外ノモノニ漏洩シタ  
ル時ハ如何軍機ニ關シ特ニ詳細ノ規定アル軍  
機保護法(明治三十二年法律第百四號)ノ罪ナ  
リ參照セラレヨ

(義)

軍事機密ノ圖書物件ヲ保管スル者ノ罪ナリ  
本條ハ左ノ數條件ヲ具備スルヲ要ス

一 保管者ナルコト

本條ハ保管ノ責ヲ盡サ、ルノ罪ナルヲ以テ  
ナリ

二 危急ノ時ナルコト

敵ニ委セサル云々ト云フカ故ニ戰時ナルハ  
勿論ナレトモ危急狀態ノ原因カ水火震災等  
ノ天災ニ出ツルト戰爭ノ如キ人爲的ノモノ  
ナルトヲ問ハス

三 敵ニ委セサル方法ヲ盡サ、ルコト

此責ヲ盡サ、ルニヨリテ罪ハ成立ス敢テ事

第五十一條 戰時

又ハ事變ニ際シ  
兵器、彈藥、糧  
食、被服其ノ他  
軍用ニ供スル物  
ノ運搬又ハ支給  
ヲ掌ル者故ナク  
之ヲ缺乏セシメ  
タルトキハ一年  
以上十年以下ノ  
懲役ニ處ス

第五十二條 健康

ヲ害スヘキ飲食  
物ヲ配給シタル  
者ハ一年以上十  
年以下ノ懲役ニ

○

第三百三十七條 軍

人糧食ノ支給ヲ  
掌リ健康ヲ害ス  
可キ食料飲料ヲ  
配付シタル者ハ

(義)(改)

實敵手ニ落チタルコトヲ要セス  
舊法ニナシ一大缺點ナリ  
軍用品ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者ノ義務ヲ怠レ  
ル罪ナリ其敵ヲ利スル爲メニセンカ第二十三  
條ノ範圍ナリ  
又本條ハ戰時又ハ事變ニ際シタルヲ要ス(第  
二十三條第五號參照)

(改)

本條ニ當ル舊法第三百三十七條ハ詐欺ノ罪ト  
ナスモ理論上誤レリ新法之ヲ茲ニ收メタルハ  
可ナリ其意ハ同シ

(義)

一 糧食ノ支給ヲ掌リタル者ノ犯罪ナリ新法



處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

輕懲役ニ處シ因テ死ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

第五十三條 從軍

ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其ノ

○

- ニ此文字ナシト雖モ辱職罪トナセルト前條ノ規定トヨリシテ推知スルヲ得
  - ニ健康ヲ害スヘキ飲食物ナルヲ要ス其不良トナリタル原因カ犯人ノ行爲ニ出テタルト否トヲ問ハス
  - 三 多數人ニ配付シタルコトヲ要ス特定ノ一人又ハ數人ニ與フルカ如キハ本罪ニアラス
  - 四 因テ人ヲ死ニ致シタルトハ殺意ニ出テタル者ヲ除ク即チ殺意ナキモ不健康ト知リテ配給シ爲メニ死セル場合所謂毆打致死ヲ指スナリ
- (改) 本條ハ舊法ニナシ缺點ナリ舊法第三百二十九條ハ此場合ニアラス其理由ハ第九十七條ノ說明ニ讓ル
- (義) 軍人重大ナル勤務ヲ忌避スル爲メ詐僞行爲ヲ爲スノ罪ナリ
- 一 從軍ヲ免レ又ハ勤務ヲ避クル目的ニ出テ

他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ五年以上ノ有期懲役ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

タルコト  
危險ナル勤務ヲ避クルトハ從軍後或危險ナル勤務ヲ避クル時又ハ平時ニ於テ危險ナル勤務ヲ避クル時ナリ

- 二 詐僞ノ行爲ヲ爲シタルコト  
疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷スルハ著シキモノナルモ之ニ限ルニアラス
- 三 右ノ所爲ニ依リテ犯人ノ目的ヲ達シタルコトヲ要セス達スルモ達セサルモ本罪ノ既遂ナリ何トナレハ是等ノ職務ヲ免ル、ヲ罰スルノ意ニアラスシテ是ヲ目的トシテ爲ス詐僞ノ行爲ヲ罰スルナリ故ニ詐僞ノ行爲ノ實行ヲ終了セハ既遂ナリ犯人ノ目的ノ終點ハ必スシモ法律ノ實行行爲ノ終點ニアラス注意スヘシ尙詳細ハ刑法ノ既遂未遂ノ區別ニ就テ研究スヘシ

凡テ法文ニ「何々ノ爲メ」「何々ノ目的ヲ以



第五十四條 第三  
十五條乃至第三  
十七條、第四十  
條乃至第四十二  
條第四十六條、  
第四十九條及第  
五十一條乃至第  
五十三條ノ未遂  
罪ハ之ヲ罰ス

第八十條 司令官  
若クハ當直士官  
怠慢ニ因リ敵ヲ  
シテ其艦船ニ乘  
入ラシメタル者

(義)

テ「何々センコトヲ圖リ」トアルハ此意ナ  
リ此ノ如キハ各論ノ説明ニ非ルモ初學誤リ  
易シ婆心附言ス  
未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改)

第八十條、第八十二條、第二百二十二條ヲ削除  
シタルハ其罪輕キカ爲メ刑罰以外ノ方法ニ依  
ルノ意ナラン

ハ十一日以上六  
月以下ノ輕禁錮  
ニ處ス

第八十二條 前條  
ノ所爲其怠慢ニ  
出タル者ハ左ノ  
區別ニ從テ處斷  
ス

- 一 敵前ニ在テ  
ハ一年以上四  
年以下ノ輕禁  
錮ニ處ス
- 二 軍中ニ在テ  
ハ三月以上一  
年以下ノ輕禁  
錮ニ處ス
- 三 其他ノ場合



ニ在テハ十一  
日以上二月以  
下ノ輕禁錮ニ  
處ス

第百二十二條 司  
令官事變ニ因リ  
已ムコトヲ得ス  
暗號記號ヲ改メ  
又ハ配置セラレ  
タル地若クハ其  
命セラレタル所  
ノ事ヲ變更シ直  
ニ之ヲ申報セサ  
ル者ハ二月以上  
二年以下ノ輕禁  
錮ニ處ス

### 第四章 抗

#### 第三章 抗

(改) 本章ハ舊法ノ抗命罪ニ第五十七條ヲ加フ其

### 命ノ罪

### 命

他異ナルナシ

### 第五十五條 上官

ノ命令ニ反抗シ  
又ハ之ニ服從セ  
サル者ハ左ノ區  
別ニ從テ處斷ス  
一 敵前ナルト  
キハ死刑又ハ  
無期若ハ十年  
以上ノ禁錮ニ  
處ス  
二 戰時又ハ艦  
船救護ノ爲緊  
要ノ方略ヲ爲

### 第八十六條 軍人

命令ヲ下ス可キ  
可キ權アル者ノ  
命令ニ抗シタル  
者若クハ服從セ  
サル者ハ左ノ區  
別ニ從テ處斷ス  
一 敵前ニ在テ  
ハ死刑ニ處ス  
二 軍中又ハ擱  
岸坐礁其他艦  
船救護ノ爲メ  
緊要ノ方略ヲ

(義) 抗命トハ字ノ如ク命令ニ反抗シ又ハ服從セ  
サルヲ云フ命令ノ至重ナルコト多ク説クヲ用  
キス科刑ノ重キヲ見テモ知ルヲ得ン

(改) 本條ハ舊法第八十六條ニ同シ上官ト云フモ  
命令ヲ下スヘキ權アル者ト云フモ結果ニ於テ  
同一ナリ

(義) 本條ハ抗命罪ノ性質ヲ定ム左ノ條件ヲ要ス  
一 命令ハ上官ヨリ出テタルコト  
上官ノ意義ハ第十二條ニ定ム即チ命令服從  
ノ關係アルモノナリ上官カ命令者ノ地位ニ  
アリ自身服從者ノ地位ニ無クンハ本罪ノ要  
素トナラス  
二 反抗シ又ハ服從セサルコト  
反抗ハ積極的ナリ服從セサルハ消極的ナリ  
而モ其命令ヲ阻害スルニ至リテハ一ナリ  
右ノ行爲アレハ因リテ以テ遂ニ命令ヲ不能



ス際ナルトキ  
ハ一年以上七  
年以下ノ禁錮  
ニ處ス  
三 其ノ他ノ場  
合ナルトキハ  
二年以下ノ禁  
錮ニ處ス

**第五十六條** 黨與  
シテ前條ノ罪ヲ  
犯シタル者ハ左  
ノ區別ニ從テ處  
斷ス

爲ス時ニ在テ  
ハ二年以上五  
年以下ノ輕禁  
錮ニ處シ將校  
ハ劊官ヲ附加  
ス

**第八十七條** 軍人  
二人以上相黨與  
シテ前條ノ罪ヲ  
犯シタル者ハ左  
ノ區別ニ從テ處  
斷ス

ナラシメタルヲ要セス  
三 個獨ニ爲シタルヲ要ス黨與シテ爲スハ次  
條ニ入ル

(改) 舊法第八十七條ト同一ナリ  
本條ハ黨ヲ結ヒテ前條ノ行爲ヲ爲シタルノ  
罪ナリ黨ヲ結フノ意義ハ第二十條ヲ見ヨ黨與  
シタルニヨリテ其罰重キハ明カナリ首魁ヲ重  
ク罰スルハ結黨行爲普通ノ原則ナリ

一 敵前ナルト  
キハ首魁ハ死  
刑ニ處シ其ノ  
他ノ者ハ死刑  
又ハ無期禁錮  
ニ處ス  
二 戰時又ハ艦  
船救護ノ爲緊  
要ノ方略ヲ爲  
ス際ナルトキ  
ハ首魁ハ無期  
又ハ五年以上  
ノ禁錮ニ處シ  
其ノ他ノ者ハ  
一年以上十年  
以下ノ禁錮ニ  
處ス

斷ス  
一 敵前ニ在テ  
ハ死刑ニ處ス  
二 軍中又ハ擱  
岸坐礁其他艦  
船救護ノ爲メ  
緊要ノ方略ヲ  
爲ス時ニ在テ  
ハ首魁ハ重禁  
獄ニ處ス其他  
ノ者ハ二年以  
上五年以下ノ  
輕禁錮ニ處シ  
將校ハ劊官ヲ  
附加ス  
三 其他ノ場合  
ニ在テハ首魁



三 其ノ他ノ場

合ナルトキハ  
首魁ハ三年以  
上十年以下ノ  
禁錮ニ處シ其  
ノ他ノ者ハ五  
年以下ノ禁錮  
ニ處ス

第五十七條 暴行

ヲ爲スニ當リ上  
官ノ制止ニ從ハ  
サル者ハ三年以  
下ノ禁錮ニ處ス

ハ輕禁獄ニ處

ス其他ノ者ハ  
二月以上二年  
以下ノ輕禁錮  
ニ處シ將校ハ  
剝官ヲ附加ス

(改)

本條ハ舊法ニナシ從テ前二條ノ内ニ入ルコ  
ト、ナル而モ本條ハ前二條ト同一視スヘキモ  
ノニアラス故ニ新ニ定ム舊陸軍刑法ニハ規定  
アリ

(義)

本條ハ上官ノ制止ニ從ハサルノ罪ナリ前二  
條ハ敢テ命令ノ種類性質ヲ限定セス然ルニ本  
條ハ自ラ暴行ヲ爲スニ當リテ上官ノ之レカ制  
止ニ服從セサル時トセリ

本條ハ前二條ト同性質ノモノヲ分離シテ規定

シタルモノカ又ハ其性質ヲ異ニスルカ余ハ左  
ノ數點ヨリシテ異ナルモノト斷定セン

一 同性質ノモノナランカ特ニ分離スル必要  
ナシ又前二條ト同シク場合ニ依リ刑ヲ異ニ  
スルノ必要モアルニアラスヤ然ルヲ分離シ  
タルハ異性質ノモノトセル證ナリ

二 法文ハ異性質ヲ表ハス爲メニ制止ニ從ハ  
サル者ト云ヒテ命令ニ反抗シ又ハ服從セサ  
ル者ト云ハス又前々條ノ罪ヲ犯シタル者ト  
モ云ハサルハ其意ノアル所ヲ知ルニ難カラ  
ス

故ニ上官ト云フモ必スシモ命令關係アルモノ  
ニ限ラサルナリ

又暴行ノ意モ結黨反抗ノ如キヲ含マサルヲ知  
ルヘク一時ノ憤怒ニ乘シテ爲ス普通亂暴ト云  
フカ如キ程度ノモノナリ故ニ單ニ人ニ對スル  
外ニ器物ヲ損壞スルカ如キ場合ヲ含ム



第五章 暴行脅迫ノ罪

第四章 暴行

要之前二條ト異ナリテ輕キヲ注意スシ

(改) 舊法ハ暴行ト題シ新法ハ之ニ脅迫ヲ加フ脅迫ハ暴行ト輕重スヘカラス故ニ刑法ハ之ヲ同列ニ置ク本法モ亦其主義ヲ取ル蓋シ適當ノ改正ナリ

本章ハ上官ニ對スル場合守兵ニ對スル場合は以外ノモノニ對スル場合及多數共同ノ暴行、職權濫用ノ場合ニ分ツ

舊法ハ此外ニ俘虜ニ關スル第九十八條掠奪罪ノ第九十九條ヲ加ヘタリ二者共ニ暴行脅迫ヲ手段トナスモ目的異ナルヲ以テ新法ハ之ヲ除外ス

(義) 暴行トハ他人ノ身體ニ對スル腕力ニシテ其身體ノ反抗ヲ抑制スル程度ノモノナリ但シ其反抗ハ現ニアルヲ要セス又器具ヲ利用スルト否トヲ問ハス  
脅迫モ廣義ニ解スレハ人ヲシテ畏怖心ヲ抱カ

第五十八條 上官

ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル

者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ一年以上

十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ

第八十八條 軍人

上官ニ對シ暴行

ヲ爲シタル者ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

第九十條

附加ス

(改) 舊法第八十八條ニ脅迫ヲ加ヘタリ又第九十條モ本條ニ入ル

(義) 本條ハ上官ニ對スル場合ナリ上官カ軍務ヲ行フトキナルト否トヲ問ハス刑ノ範圍廣ケレハ差支ナシ上官ノ意義ハ第十二條ニアリ

シムル一切ノ場合ヲ包含スルモ暴行ト對立セシムルトキハ其程度カ精神ノ反抗ヲ抑制スル程度ノモノナルヲ要ス其畏怖セシムル材料ニハ制限ナシ又其害ヲ眞ニ加ヘントスルノ意アルト否トヲ問ハス



五年以下ノ懲  
役又ハ禁錮ニ  
處ス

第五十九條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ  
犯シタル者ハ左  
ノ區別ニ從テ處  
斷ス

- 一 敵前ナルト  
キハ首魁ハ無  
期若ハ十年以  
上ノ懲役又ハ  
禁錮ニ處シ其  
ノ他ノ者ハ三  
年以上ノ有期  
ノ懲役又ハ禁  
錮ニ處ス

第八十九條 軍人

二人以上相黨與  
シテ前條ノ罪ヲ  
犯シタル者首魁  
ハ重禁獄ニ處ス  
其他ノ者ハ一年  
以上五年以下ノ  
輕禁錮ニ處シ將  
校ハ剝官ヲ附加  
ス

第九十條 軍人上

官ノ公務ヲ行フ  
ニ當リ前二條ノ  
罪ヲ犯シタル者

(改)(義) 舊法第八十九條、第九十條ヲ取ル  
前條ト異ナルハ黨與シテ爲ス點ニアリ第二  
十條ヲ參考トスヘシ其他説明ヲ要セス

二 其ノ他ノ場

合ナルトキハ  
首魁ハ五年以  
上ノ有期ノ懲  
役又ハ禁錮ニ  
處シ其ノ他ノ  
者ハ十年以下  
ノ懲役又ハ禁  
錮ニ處ス

ハ各一等ヲ加フ

第六十條 上官ニ

對シ兵器又ハ兇  
器ヲ用キテ暴行  
又ハ脅迫ヲ爲シ  
タル者ハ左ノ區  
別ニ從テ處斷ス  
一 敵前ナルト  
キハ死刑、無

第九十一條 軍人

上官ニ對シ兵器  
若クハ兇器ヲ用  
ヒ暴行ヲ爲シタ  
ル者ハ死刑ニ處  
ス  
戰場ニ於テ上官  
ノ公務ヲ行フニ

(改) 本條等シク上官ニ對スル暴行脅迫ナルモ更  
ニ兵器又ハ兇器ヲ用キタルコトヲ要ス尙次條  
トノ關係上黨ヲ結ハサル場合ナリ舊法第九十  
一條ヲ修正シタルモノナリ  
(義) 兵器トハ軍用ニ供スル武器ノ意ナリ別ニ兇  
器ノ文字アル故ニ一切ノ武器ヲ包含セス  
兇器ノ範圍ニ就テハ詳細ノ説明ヲ要ス兇器ヲ  
二分シテ性質上ノ兇器用法上ノ兇器トス性質



期若ハ十年以  
上ノ懲役又ハ  
禁錮ニ處ス

二 其ノ他ノ場  
合ナルトキハ  
無期若ハ二年  
以上ノ懲役又  
ハ禁錮ニ處ス

第六十一條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ  
犯シタル者ハ左  
ノ區別ニ從テ處  
斷ス  
一 敵前ナルト  
キハ首魁ハ死

第九十一條

上ノ兇器トハ人ノ身體ニ傷害ヲ與フル爲メニ  
作ラレタル物ナリ用法上ノ兇器トハ人ノ使用  
如何ニ因リテ身體ヲ傷害スルモノヲ云フ用法  
ニ依リテハ揚枝一本針一本モ兇器ナリ  
本條ニハ全部ヲ含ムカ右ノ區別ハ學者ノ常ニ  
ナス所ナルモ實際ニ適合セス兵器ト並立セシ  
ムルヨリ見ルモ兵器以外ノ武器一切ヲ包含ス  
右ノ區別ニ就テ云ヘハ性質上ノ兇器ハ勿論棍  
棒庖刀ノ類ヲモ含ム而モ普通暴行脅迫ニ關係  
ナキ針等ヲ含マスト信ス  
(改) 本條ハ舊法第九十一條ヲ修正シタルモノナ  
リ舊法ニ黨與シタルト否トノ區別ナキハ死刑  
ナル極刑ヲ科シタルヲ以テナリ新法ハ否ラサ  
ルヲ以テ前條ト本條トニ分ツテ定ム  
(義) 前條ト異ナルハ黨與シテ爲ス點ニアリ又黨  
ノ全員カ兵器又ハ兇器ヲ用キタルヲ要セス大  
部分使用スレハ可ナリ

刑ニ處シ其ノ  
他ノ者ハ死刑  
又ハ無期ノ懲  
役若ハ禁錮ニ  
處ス

二 其ノ他ノ場  
合ナルトキハ  
首魁ハ死刑又  
ハ無期ノ懲役  
若ハ禁錮ニ處  
シ其ノ他ノ者  
ハ死刑、無期  
若ハ五年以上  
ノ懲役又ハ禁  
錮ニ處ス

第六十二條 守兵

ニ對シ暴行又ハ

第九十二條 軍人

守兵ニ對シ暴行

(改) 第六十二條ヨリ第六十五條ヲ一括シテ説明  
セン



脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十三條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

ヲ爲シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

其兵器若クハ兇器ヲ用ヒタル者ハ有期流刑ニ處ス

第九十三條 軍人

二人以上相黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者首魁ハ重禁獄ニ處ス

此四ヶ條ハ守兵ニ對スル罪ニシテ軍人ニ非サルモノモ犯罪ノ主體タルコトヲ得(第二條參照)是レ前數條ノ上官ニ對スル場合ト異ナル所ナリ軍人ニ非サレハ上官ナキヲ以テ前數條ノ罪ハ犯サレサルモ此四ヶ條ハ軍人ニ非サルモ犯スヲ得ルナリ

本條ハ舊第九十二條第一項ヲ修正シタルモノナリ

(義) 守兵ニ對スル暴行脅迫罪ナリ第五十八條ト異ナルハ上官ノ文字カ守兵トナリタルニ過キス同條ヲ見ヨ

(改) 本條ハ舊法第九十三條第一項ヲ取リタルモノナリ

(義) 前條ト異ナルハ黨與シテ爲ス點ニ在リ第二十條、第五十九條及本章ノ初メニナシタル說明ヲ參照セヨ

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

其他ノ者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

其兵器若クハ兇器ヲ用ヒタル者首魁ハ死刑ニ處シ其他ノ者ハ有期流刑ニ處ス

首魁自ラ兵器若クハ兇器ヲ用ヒスト雖モ指示シテ之ヲ用ヒシメタル時ハ死刑ニ處ス



第六十四條 守兵

第九十二條第二項

ニ對シ兵器又ハ  
兇器ヲ用キテ暴  
行又ハ脅迫ヲ爲  
シタル者ハ左ノ  
區別ニ從テ處斷  
ス

(改) 本條ハ舊法第九十二條第二項ヲ取りタルモ  
ノナリ  
(義) 兵器兇器ヲ用キルノ差アルノミ第六十條ノ  
説明ヲ參照セヨ

一 敵前ナルト

キハ無期若ハ

五年以上ノ懲

役又ハ禁錮ニ

處ス

二 其ノ他ノ場

合ナルトキハ

一年以上ノ有

期ノ懲役又ハ

禁錮ニ處ス

第六十五條 黨與

第九十三條第二項

第三項

シテ前條ノ罪ヲ  
犯シタル者ハ左  
ノ區別ニ從テ處

斷ス

一 敵前ナルト

キハ首魁ハ死

刑又ハ無期ノ

懲役若ハ禁錮

ニ處シ其ノ他

ノ者ハ無期若

ハ七年以上ノ

懲役又ハ禁錮

ニ處ス

二 其ノ他ノ場

合ナルトキハ

首魁ハ死刑、

(改) 本條ハ舊法第九十三條第二項、第三項ヲ修  
正シタルモノナリ  
(義) 第六十五條ノ説明ヲ參照セヨ



無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十六條 上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
黨與シテ前項ノ

第九十四條 軍人戰場ニ於テ同等若クハ下等ノ者ノ公務ヲ行フニ當リ暴行ヲ爲シタル者ハ三月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス其兵器若クハ兇

(改) 本條ハ舊法第九十四條第一項及第九十五條第一項ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ之ヲ戰場ニ限リタルモ新法ハ之ヲ無用ノ制限ナリトシテ除外セリ

(義) 本條及次條ハ上官又ハ守兵以外ノモノ、職務執行ニ對スル暴行脅迫罪ヲ定ム職務執行中ニ非サレハ本罪トナラス舊法ニハ同等若クハ下等ノ者ト云フモ同一ノ意ナリ尙第二十條、第五十八條、第五十九條及本章ノ初メニナシタル説明ヲ見ヨ

罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十七條 上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年

器ヲ用ヒタル者ハ重禁獄ニ處ス  
第九十五條第一項

第九十四條第二項 軍人二人以上相黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者首魁ハ輕禁獄ニ處ス其他ノ者ハ三月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將

(改) 本條ハ舊法第九十四條第二項、第九十五條ヲ修正シタルモノナリ  
(義) 前條ト同一ノモノニ對スル罪ナリ第二十條第六十條及前條ノ説明ヲ見ヨ



以下ノ懲役又ハ  
禁錮ニ處ス  
校ハ剝官ヲ附加  
ス

其兵器若クハ兇器ヲ用ヒタル者首魁ハ有期流刑ニ處シ其他ノ者ハ重禁獄ニ處ス  
首魁自ラ兵器若クハ兇器ヲ用ヒスト雖モ指示シテ之ヲ用ヒシメタル時ハ有期流刑ニ處ス

第六十八條 多衆  
聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別

(改) 本條ハ舊法第九十六條、第九十七條ヲ修正シタルモノナリ多衆結合シテ相鬪毆スル者モ亦多衆集合シテ暴行脅迫ヲ爲スト云フコトヲ得ルヲ以テナリ

ニ從テ處斷ス  
一 首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
三 附和隨行シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

(義) 本條ハ多數相聚合シテ暴行脅迫ヲ爲ス罪ナリ前數條ニ掲ケタル黨與シテ爲ス罪ハ勿論本條ニ入ラス但シ本條ハ黨ヲ結ヒタルト否トヲ問ハス又相互ニ暴行脅迫ヲ爲スモノヲモ含ム

第六十九條 職權

○

第九十七條 軍人多衆結合シテ相鬪毆シタル者首魁ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ其他ノ者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

(改) 本條ノ規定ハ舊法ニナシ缺點ナリ舊陸軍刑



ヲ濫用シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十條 第五十八條乃至第六十八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

### 第六章 侮辱ノ罪

### 第五章 侮辱

第七十一條 上官ヲ其ノ面前ニ於

第一百條 軍人上官ヲ罵詈若クハ侮

法ニハアリ

(義) 陵虐罪ナリ是レ上官カ下級者ニ對シ自己ノ職權アルニ乘シテ之カ濫用ヲ爲スナリ

陵虐トハ殘酷苛刻ト云フカ如ク廣シ元來罪囚ヲ酷遇スルノ意ナルモ本條別ニ此制限ナシ

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 本章カ舊法ト異ナルハ第三百三條ヲ削リタル點ナリ蓋シ同條ノ罪ハ頗ル輕微ナルヲ以テナリ

(義) 侮辱トハ他人ノ名譽、地位、威信ヲ害スヘキ行爲ヲ云フ本章ノ侮辱罪ハ上官及守兵ニ對スル場合ナリ

(改) 本條ハ舊法第百條及第百一條ヲ修正シタルモノナリ舊法ノ罵詈又ハ侮慢トハ新法ノ侮辱

ト云フニ同シ

舊法ハ手段ニ於テ制限アルモ新法ハ汎ク公然ノ方法ヲ以テトシ敢テ遺漏ナカラシメタリ

(義) 本條ハ上官ニ對スル侮辱罪ナリ本條第一項ト第二項トヲ區別シテ説明セン各項機會ト手段ニ制限アリ

第一項ハ機會ニ制限アリ面前ニ於テ爲スヲ要ス之レ第二項ト異ナル所ナリ第一項ハ第二項ノ如ク手段ヲ限ラス故ニ苟モ面前ニ於テ爲セハ言語ニ依ルモ形容ニヨルモ共ニ罪トナル要スルニ場所ニ重キヲ置キテ手段ニ重キヲ置カサルナリ面前トハ目前ノ意ニアラス耳目ノ達スル所ナレハ可ナリ

第二項ハ面前ナルヲ要セス但シ手段ニ制限アリ是前項ト異ナル所ナリ

文書圖書ハ説明ノ要ナシ偶像トハ人形ノ類ナリ舊法ハ之ヲ缺ク演説トハ公衆ニ向テ爲ス談

テ侮辱シタル者ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
文書、圖書若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演説ヲ爲シ其ノ他公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

慢シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス  
若クハ多衆ヲ會シ演説ヲ爲シテ上官ヲ誹毀シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス



第七十二條 守兵

ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二百二條 軍人守

兵ヲ罵詈若クハ侮慢シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第三百三條 軍人戰場ニ於テ同等若

クハ下等ノ者ノ公務ヲ行フニ當リ罵詈若クハ侮慢シタル者ハ十日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

話ナリ以上何レモ公示スルヲ要スルカ故ニ藁人形ヲ作ルモ筐底ニ藏スルカ如キハ合マス演説ハ夫自身公然ノモノナリ  
此外ニモ公然ノ方法ナレハ皆手段トナル平圓盤ニテ爲スハ如何余ハ包含スルト信ス演劇ノ如キモ好適例ナリ  
之ヲ要スルニ面前ニアラス且公然ノ方法ヲ以テセサルトキハ侮辱罪ハ成立セス

(改)

(義)

本條ハ舊法第二百二條ヲ修正シタルモノナリ  
本條ハ守兵ニ對スル場合ニシテ軍人ニアラサルモノモ犯スコトヲ得(第二條參照)  
本條ニハ前條第二項ノ規定ナキヲ以テ假令公然ノ方法ヲ以テ爲スモ面前ニアラサルトキハ罪トナラス是レ守兵ノ性質ヨリ來ル當然ノ結果ナリ  
(改) 本條ハ削除セラル蓋シ輕微ナルヲ以テナラ

第七章 逃亡ノ罪

第七十三條 故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無

第九章 逃亡

第三百三十三條 軍人擅ニ艦船屯營本隊若クハ職役ヲ離レタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ逃亡ト爲シテ處斷ス(明治二十

クハ下等ノ者ノ公務ヲ行フニ當リ罵詈若クハ侮慢シタル者ハ十日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

(改)

(義)

本章ハ舊法ト同シ  
逃亡トハ故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサルヲ云フ  
(改) 本條ハ舊法第三百三十三條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ職役ヲ離ル、場合ノミヲ規定シ職役ニ就カサル場合ヲ規定セス而モ其間ニ區別スヘキ理由ナキヲ以テ新法ハ之ヲ加フ又艦船屯營本隊ヲ離ル、モ等シク職役ヲ離ル、モノナレハ本條ニ入ル舊法之レヲ別ニ掲ケタルハ迷ヒ易シ新法ハ之ヲ一括シテ定ム



期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 戰時ニ在リ

テ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ニ在テ六日ヲ過キタル者ハ二月以上一年以下ノ重禁錮

八年法律第十九號ヲ以テ改正)

一 敵前ニ在テハ輕懲役ニ處ス

二 軍中ニ在テ三日ヲ過キタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

三 其他ノ場合ニ在テ六日ヲ過キタル者ハ二月以上一年以下ノ重禁錮

附加ス

(義) 本條ハ單獨ニ逃亡スルノ罪ナリ結黨シテ爲スハ次條ナリ

職役ヲ離ル、カ又ハ職役ニ就カサルカニ依リテ成立ス職役ニ就キアルヤ否ヤニ止マリテ身體ノ位置ニ關係ナキヤ換言スレハ身職役ヲ執ルノ地ニアリナカラ其職務ヲ省ミサルヲモ含ムヤト云フニ余ハ逃亡ノ字義カ身體ノ所在變更ヲ意味スルヲ以テ此場合ヲ含マスト信ス  
第二號第三號ニ於テ三日又ハ六日ノ期間ヲ設ケタルハ犯人ノ悔悟ヲ促カシ可成犯罪人ヲ作ラサルノ精神ニ出ツ

第七十四條 黨與

シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルト

キハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス其ノ他ノ者ハ死刑、無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 戰時ニ在リ

第三百三十四條 軍

ニ處ス  
人四人以上相黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ニ在テ

ハ首魁ハ死刑ニ處シ其他ノ者ハ輕懲役ニ處ス  
二 軍中ニ在テ三日ヲ過キタル者ハ首魁ハ輕禁獄ニ處ス其他ノ者ハ六

(改) 舊法第三百三十四條第一項ヲ取リテ本條トナス

(義) 前條ト異ナルハ黨與シテ爲スノ點ニ在リ第二十條及前條ノ説明ヲ見ヨ



テ三日ヲ過キ  
タルトキハ首  
魁ハ五年以上  
ノ有期ノ懲役  
又ハ禁錮ニ處  
シ其ノ他ノ者  
ハ六月以上七  
年以下ノ懲役  
又ハ禁錮ニ處  
ス

三 其ノ他ノ場  
合ニ於テ六日  
ヲ過キタルト  
キハ首魁ハ一  
年以上七年以  
下ノ懲役又ハ  
禁錮ニ處シ其

月以上二年以  
下ノ重禁錮ニ  
處シ將校ハ剝  
官ヲ附加ス

三 其他ノ場合  
ニ在テ六日ヲ  
過キタルモノ  
ハ首魁ハ二年  
以上五年以下  
ノ重禁錮ニ處  
シ其他ノ者ハ  
二月以上一年  
以下ノ重禁錮  
ニ處ス

軍人故ナク發艦  
ノ期ニ後レタル  
者ハ其經過日數

ノ他ノ者ハ三  
年以下ノ懲役  
又ハ禁錮ニ處  
ス

ヲ問ハス逃亡ト  
爲シ前條ノ例ニ  
從ヒ其四人以上  
相黨與シタル者  
ハ本條ノ例ニ從  
テ處斷ス（明治  
二十三年法律第  
十三號ヲ以テ追  
加）

第七十五條 艦船

ノ乗員故ナク其  
ノ艦船發航ノ期  
ニ後レタルトキ  
ハ其ノ經過日數  
ヲ問ハス前二條  
ノ規定ヲ適用ス

第三百三十四條末項

第七十六條 敵ニ

第三百三十五條 軍

(改) 本條ハ舊法第三百三十四條末項ニ同シ  
(義) 本條ハ艦船ノ乗員カ其艦船ノ發航期ニ後ル  
ルノ罪ナリ前二條ト異ナルハ其經過日數ヲ問  
ハサル點ナリ單獨ニテ爲シタルトキハ第七十  
三條ノ刑ニ處セラレ黨與シテ爲セハ第七十四  
條ノ刑ニ處セラレ

(改) 本條ハ舊法第三百三十五條ヲ取リタリ



奔リタル者ハ死  
刑又ハ無期ノ懲  
役若ハ禁錮ニ處  
ス

第七十七條 第七  
十三條第一號、

第七十四條第一  
號及前條ノ未遂  
罪ハ之ヲ罰ス

第八章 軍  
用物損壞  
ノ罪

人敵ニ奔リタル  
者ハ死刑ニ處ス

第六章 燒  
燬毀壞

(義) 敵ニ奔リタル罪ナリ敵ニ奔ルトハ敵軍ニ投  
スルノ意ナリ現ニ自己カ職務ヲ執行シアルト  
否トヲ問ハス然レトモ混戰中誤リテ敵ニ入ル  
カ如キハ素ヨリ無罪ナリ

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 舊法ニ於テハ本章ノ罪ヲ燒燬毀壞ノ罪トナ  
シタルモ軍用物ノ效用ヲ害スルハ必スシモ之  
レニ限ラサルヲ以テ新法ハ之レヲ軍用物損壞  
ノ罪トナセリ而モ尙損壞以外ノ行爲ヲ網羅シ  
得サルハ已ムヲ得サルナリ  
舊法ト比較スルニ新ニ設ケタルハ第八十一條、  
第八十五條ノ罪ナリ其理由ハ各條下ニ説カン

第七十八條 海軍  
ノ艦船、工場、  
戰鬪ノ用ニ供ス  
ル建造物、汽車、

第四百條 軍人火  
ヲ放テ艦船屯營  
造船所武庫火藥  
庫其他戰鬪ノ用

(義) 軍用物トハ軍ノ使用ニ供スル物ニシテ現ニ  
使用シツ、アル物及使用センカ爲メニ備ヘア  
ル物ヲ云フ故ニ軍カ所有又ハ占有シアル物ナ  
リ而シテ其範圍ハ甚タ廣ク船舶、建造物ヨリ  
凡テノ交通機關其他動産、不動産ヲ含ム詳細  
ハ各條ヲ見ヨ  
本罪行爲ノ範圍モ亦廣ク燒燬、破裂、覆沒、  
破壊、毀棄、損壞、傷害其他使用スルコトヲ  
得サラシムル一切ノ行爲ヲ含ム本章ノ規定ハ  
軍人ニ非ルモノニモ適用セラレ  
本章ノ罪カ第二十三條第一號第二號ト異ナル  
ハ敵ヲ利スル爲メニ爲スヤ否ヤノ點ニアリ混  
同スヘカラス

(改) 本條ハ舊法第四百條ヲ修正シタルモノナリ  
舊法ニ缺クルハ汽車、電車及橋梁ノ燒燬罪ナ  
リ是等ハ建造物ニアラス是レ舊法ノ缺點ナリ  
次條ハ露積シタル物ナルヲ要シ是等ノ物ヲ含



電車若ハ橋梁又  
ハ海軍ノ軍用ニ  
供スル物ヲ貯藏  
スル倉庫ヲ燒燬  
シタル者ハ死刑  
又ハ無期若ハ十  
年以上ノ懲役ニ  
處ス

ニ供スル屋舎若  
クハ軍用ニ供ス  
ル物品ヲ貯藏ス  
ル倉庫ヲ燒燬シ  
タル者ハ死刑ニ  
處ス

マス已ムヲ得スハ舊法第百八條ニ入ル、ノ  
外ナシ而モ其刑輕クシテ權衡ヲ失ス新法之ヲ  
本條ニ收メタルハ至當ナリ  
(義) 本條及次條ハ軍用物燒燬ノ行爲ヲ定ム  
艦船ノ意義ハ第二十二條ニアリ  
海軍ノ工場トハ諸種ノ工業製作場ノ如キヲ云  
フ

戰鬪ノ用ニ供スル建造物トハ何ソ本法ニテハ  
第二十二條、第二十三條ニモ規定アル故ニ建  
造物ノ意義ヲ左ニ説カン  
普通建造物ト云フトキハ風雨ヲ凌クタメニ屋  
根及壁アリテ地上ニ定著シタル工作物ナリ普  
通刑法モ此義ニ解シタリ本法モ亦然リ故ニ廣  
義ノ工作物ト同シカラス又戰鬪ノ用ニ供スト  
ノ制限アリ  
汽車電車ハ土地ニ定著セサルノ點ヨリ橋梁ハ  
雨露ヲ防クヘキ設備ナキノ點ヨリ建造物ニ入

第七十九條 露積  
シタル兵器、彈  
藥、糧食、被服  
其ノ他海軍ノ軍  
用ニ供スル物ヲ  
燒燬シタル者ハ  
左ノ區別ニ從テ  
處斷ス

第百五條 軍人火  
ヲ放テ露積シタ  
ル兵器彈藥機械  
船具糧餉其他軍  
用ノ物品ヲ燒燬  
シタル者ハ左ノ  
區別ニ從テ處斷  
ス

ラス故ニ此三種ノ物ハ建造物以外ニ明ニ定メ  
ラル舊法ニナキハ缺點ナリ  
倉庫ハ建造物ナルモ軍用物ヲ貯藏スルノミニ  
テハ必スシモ戰鬪ノ用ニ供スルト云フヲ得サ  
ルヲ以テ別ニ定メタリ  
舊法ノ屯營、造船所、武庫、火藥庫ハ新法ノ  
所謂工場若クハ戰鬪用ノ建造物中ニ入ル  
本條ハ以上ノ物ヲ燒燬スルニヨリテ罪トナル  
燒燬ノ意義ハ次條ニ説ク  
(改) 本條ハ舊法第百五條ト同シ  
舊法ノ機械、船具モ軍用物中ニ入ル  
(義) 本條ハ前條ト同シク燒燬行爲ヲ定ム  
本條ニ前條ノ目的物ノ包含セサルハ勿論ナル  
モ前條以外ノ一切ノ軍用物ヲ網羅セルニアラ  
ス何トナレハ本條露積シタル物タルコトヲ要  
スルヲ以テナリ  
露積シタルトハ堆積シタルト云フニ同シク少



一 戰時ナルト  
キハ死刑又ハ  
無期懲役ニ處  
ス

二 其ノ他ノ場  
合ナルトキハ  
無期又ハ二年  
以上ノ懲役ニ  
處ス

一 敵前若クハ  
軍中ニ在テハ  
死刑ニ處ス

二 其他ノ場合  
ニ在テハ重懲  
役ニ處ス

數ノ意ニアラスシテ多數ノ意ナリ何故ニ此露積シタルノ制限ヲ附セルヤト云フニ一挺ノ鐵砲ヲ燒燬スルト百挺ノ鐵砲ヲ燒燬スルト其輕重アルノミナラス燃燒ノ狀態公安ヲ害スルノ程度ニ於テ同日ノ論ニアラス故ニ此制限ヲ附スルト同時ニ酷刑ヲ設ケタリ然ラハ露積セサル軍用物ヲ燒燬シタルトキハ如何ト云フニ第八十三條ニ依ルヘシ

本條ノ軍用品ハ常ニ動產物ナルコトヲ要ス是レ不動產物例ヘハ家屋、橋梁等ニ堆積スルコトナケレハナリ

「其他海軍ノ軍用ニ供スル物」ト云フニモ露積シタルノ制限ハアルナリ是レ本條ノ骨子ノ文字ニシテ本條ノ刑ノ基礎茲ニ存スルヲ以テナリ

燒燬トハ火ヲ以テ物ヲ燒クナリ換言スレハ燃ユルト云フ作用ニ因テ物カ物質的ニ破壞サル

第八十條 火藥、

汽罐其ノ他激發  
スヘキ物ヲ破裂  
セシメテ前二條  
ニ記載シタル物  
ヲ損壞シタル者  
ハ燒燬ノ例ニ同  
シ

第一百六條 軍人火

藥其他激發ス可  
キ物品又ハ蒸氣  
罐ヲ破裂セシメ  
テ前二條ニ記載  
シタル物件ヲ毀  
壞シタル者ハ前  
二條ノ例ニ照シ  
テ處斷ス

(義)改

ルコトナリ其既遂、未遂ノ區別ハ議論アルモ余ハ其物ノ效用ヲ失フ程度ニ至レハ凡テカ灰燼ニ歸スルヲ要セスト信ス

目的物ニ就テハ説明ヲ要セス總テ政府ノ所有又ハ占有ニアル物ヲ云フハ勿論ナリ

本條ハ舊法第一百六條ヲ修正シタルモノナリ

激發スヘキ物ヲ破裂セシメテ前二條ノ物ヲ損壞シタルノ罪ナリ苟モ激發スヘキ物ナランニハ火藥汽罐ニ限ラス是等ハ著シキ例ニ外ナラス

激發スヘキ物トハ其物ノ性質カ化學的變化ニ依リテ破裂シ易キ物ヲ云フナリ破裂ハ燒燬ニ非サルモ其害ハ同一ナリ故ニ刑ヲ同フス

燒燬及破裂ハ物ノ效用ヲ害スルノ點ヨリ見ルトキハ其他ノ損壞行為ト同一ナルニ之ヲ重ク罰スルハ是等ノ行為ハ單ニ其物ヲ物質的ニ破壞スルニ止マラス公共ニ害ヲ及ホスコト甚ク



第八十一條 海軍

ノ艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十二條 第七

十八條ニ記載シタル物又ハ海軍戦闘ノ用ニ供ス

第七百七條 軍人艦

船屯營造船所造兵所武庫火藥庫其他戦闘ノ用ニ

シキヲ以テナリ  
(改) 本條ノ規定ハ舊法ニナキヲ以テ新設ス是レ重大ナル犯罪ニシテ一般ノ規定ニ讓ルヲ得サレハナリ

(義) 本條ハ艦船ヲ覆没スルカ又ハ破壊スルノ罪ナリ

覆没破壊ノ意義ハ第四十二條ニ於テ説明シタルカ覆没ハ暫ク措キ破壊ハ燒燬及破裂ノ結果ナラサルニトテ要ス是レ前數條ノ規定アルヲ以テ除外セラルハナリ

本條カ第四十二條ト異ナルハ犯人ヲ指揮官又ハ乗員ニ限ラサル點ニアリ軍人ニ非サルモノモ犯スコトヲ得

(改) 本條ハ舊法第七百七條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ第七十八條ニテ説キタルト同一ノ缺點アリ即チ目的物ノ範圍狹シ新法之ヲ補フノ外ニ往來妨害ノ所爲ヲモ定ム

(義) 本條行爲ノ範圍ハ前數條トノ關係上左ノ如ク制限セララル

- 一 第七十八條ニ記載シタル物ニ付テハ燒燬破裂ヲ除外シ殊ニ艦船ニ付テハ覆没及破壊ヲ除外スルカ故ニ一部ノ損壞行爲ニ限ラル
- 二 本條ニ掲クル物ニ對シテハ凡テノ損壞行爲ヲ包含ス

電線ハ凡テ本條ニ入ルヤト云フニ余ハ他ノ鐵道若クハ水陸ノ通路ト並立セシムルヨリ見テ現ニ交通ノ機關トナリアルモノニ限ルト信ス故ニ架設セサル電線ノ如キハ或ハ第七十九條ニ入り或ハ第八十三條ニ入ルヘキモノナリ同一ノ理ニヨリ鐵道モ未タ敷設セサル軌條ヲ除クト解スヘシ

本條ノ罪ハ以上ノ物ヲ損壞スルカ又ハ使用不能ニ至ラシムルニ因テ成立ス損壞ノ外ニ使用不能ノ行爲ヲ掲ケタルハ遺漏ナカラシメン爲

ル鐵道 電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

供スル屋舎若クハ軍用ニ供スル物品ヲ貯藏シタル倉庫ヲ毀壞シタル者ハ重懲役ニ處ス



メナリ

損壞トハ物質的ニ破壊スルナリ前數條トノ關係上其範圍ヲ制限セラル、コトハ前ニ述ヘタリ又本章題名ノ損壞ヨリ狭ク第四十二條ノ損壞ヨリモ廣シ常ニ各條文ニ依リテ其範圍ヲ異ニスルコトヲ注意スヘシ

損壞以外ノ使用不能トハ敢テ物質的ニ害セスシテ爲スナリ曾テ説明セルカ如ク道路ニ大石ヲ置クカ如シ又鐵道等凡テ戰鬪用ナルヲ要ス否ラサレハ普通刑法ノ往來妨害罪ナリ

(改) 本條ハ舊法第八條第九條ヲ修正シタルモノナリ舊法第九條モ軍用物ナルトキハ本條ニ入ル

(義) 本條行爲ノ範圍如何前數條トノ關係上左ノ場合ヲ包含ス

- 一 第八十條ニ掲ケタル物即チ露積シタル軍用品ニ付テハ燒燬破裂ヲ除クノ外一切ノ毀

第八十三條 兵器  
彈藥、糧食、被服其ノ他海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ

第八八條 軍人兵器彈藥機械船具糧餉其他軍用ノ物品ヲ棄毀シタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

禁錮ニ處ス

第九九條 軍人官給ノ物品ヲ棄毀シタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第八十四條 第七

十八條乃至第八十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十五條 本章ノ規定ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外國陸海軍ノ軍

棄行爲ヲ含ム

- 二 露積セサル本條規定ノ物ニ對シテハ燒燬、破裂、破壞其他一切ノ毀棄行爲ヲ含ム
- 三 以上ノ毀棄行爲ノ外ニ傷害行爲アルハ動物ヲ害スル場合ナリ馬匹ヲ殺傷スルカ如シ以上ノ物ヲ毀棄又ハ傷害スルニヨリテ罪トナル毀棄モ損壞ト同シク物質的ニ物ノ効用ヲ害スルヲ云フ其範圍ニ制限アルハ前述ノ如シ傷害モ前述セリ

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 本條舊法ニナシ故ニ設ク

(義) 別ニ説明スルマテモナク外國ト共同シテ戰爭ヲナス場合ニ外國陸海軍ノ軍用物損壞行爲ニ對シ本章ノ規定ハ全部適用セラ、ナリ



用物ニ對スル行  
爲ニ亦之ヲ適用  
ス

第九章 掠奪ノ罪

第八十六條 戰地  
又ハ帝國軍ノ占  
領地ニ於テ住民  
ノ財物ヲ掠奪シ  
タル者ハ一年以  
上ノ有期懲役ニ

處ス前項ノ罪ヲ  
犯スニ當リ婦女  
ヲ強姦シタルト  
キハ無期又ハ七  
年以上ノ懲役ニ  
處ス

住民ニ非サル戰死者又ハ戰病死者ナルノ點ナ  
リ  
戰地トハ戰爭地ノ意義ナルヲ以テ帝國ノ内外  
ヲ區別セス例ヘハ臺灣某地ニ於テ某國ト戰爭  
センカ某地ハ戰地ナリ但シ内亂ノ場合ヲ含マ  
ス内亂ハ戰爭ト云ハサルヲ以テナリ  
占領地ハ常ニ帝國外ヲ指ス是ハ第四條ニ説ケ  
リ  
以上ノ地ハ戰雲漠々トシテ兵火閃キ砲聲轟々  
民ハ其堵ニ安ンセサルモノナリ是レ普通刑法  
ニノミ依頼スルヲ得サル所以ナリ  
住民トハ現居住者ノ意ニシテ其内國人タルト  
外國人タルトヲ問ハサルナリ  
財物トハ人ノ占有シアル物ヲ云フ掠奪ナル行  
爲ノ性質上動産ニ限ラル何トナレハ物ノ場所  
的移轉ヲ要スレハナリ  
掠奪ノ意義ニ就テハ疑アリ暴行脅迫ヲ手段ト

(改) 舊法ハ第九十九條ニ於テ暴行罪ノ一トセル  
モ暴行ハ手段ニテ目的ニアラス故ニ新法別ニ  
本章ヲ新設ス  
本章ハ舊法ノ一ヶ條ヲ以テハ充分ナラストシ  
別ニ數條ヲ加フ又之ニ牽連シタル強姦殺傷等  
ノ罪ヲ定メタリ

(義) 掠奪ノ意義ハ各條ニ入リテ説カン  
本章ハ軍人ニ非サルモノニモ適用セララル

(改) 本條ノ規定ハ舊法ニナシ然レトモ戰地及占  
領地ハ常ニ軍ト密接ノ關係アリ從テ普通刑法  
ニ讓ルヲ得サルモノ多シ故ニ此規定ヲ新設ス  
(義) 本條ハ戰地又ハ占領地ニ於ケル住民ノ財物  
ヲ掠奪スル罪及強姦罪ヲ定ム次條ト異ナルハ  
次條ハ狹ク戰場ニ限リタルト財物ノ所有者カ



セハ強取即チ強盜ニ限ルカ又ハ竊取即チ竊盜ヲ含ムカ余ハ次ノ有力ナル反對説ヲ豫想スルモ強取及竊取ヲ含ムト解セン

反對者ハ云ハン掠奪トハ劫掠又ハ強奪ノ意ニテ暴行脅迫ヲ手段トスルヲ要ス又第二項ノ強盜ヲ規定セルハ強盜強姦罪ナリ普通刑法ニ於テモ之ヲ規定ス而モ竊盜強姦ノ規定ナシ是レ掠奪ヲ強取ト解スルノ理由ナリト

余ハ竊カニ慨嘆ス新法カ學理ノ最新ニシテ法文ノ體裁美ナルニモ拘ハラヌ用語大ニ然ラサルモノアルコトヲ本條ノ如キハ其一例ナリ若シ本法ニシテ強取ト同一義ノ爲メニナスナラハ何故ニ強取ト云ハサルカ又竊取ヲ加フルナラハ強取又ハ竊取ト云ハサルカ次條ノ褫奪ノ如キモ亦學者ヲシテ其意ヲ知ルニ苦マシム此點ニ於テ新法ハ舊法ニ比シテ進歩ノ迹ヲ知ルヲ得サルナリ

余ハ故ニ左ノ數點ニヨリテ廣義ニ解スル理由ヲ説カン

一 舊法新法共ニ此種ノ用語區々ナリ之ニ依リテ意義ヲ知ルヲ得ス

二 掠奪ヲ以テ強取ニ限ルトセハ其刑ニ於テ大ナル權衡ヲ失スルコト、ナル此點ハ余ノ有力ナル論據ナルカ故ニ詳説センニ元來新法ニ於テ本條ヲ設ケタルノ理由ハ前ニモ説ケル如ク戰場ハ一大混亂ノ場所ニシテ生命、身體、財産ノ安全ナラサルノ地ナリ財産ノ保護ハ非常ニ困難ニシテ之カ侵害ハ甚タ容易ナリ故ニ普通刑法ヨリモ一步進ムテ保護スルノ必要ヲ感シタルナリ是レハ立法ノ根本原理ニシテ現行普通刑行ニ於テモ(改正刑法ニアラス)乘變竊盜ナルモノヲ重ク罰シタリ

此理ニシテ正シカラハ新法ニ於テモ重刑ヲ



科スヘキノ理ナリ改正普通刑法第二百三十六條強取罪ヲ見ヨ五年以上ノ有期懲役トアリ若シ反對說ノ如ク強取ト解センカ重刑ヲ科スヘキ爲メニ特ニ設ケタル本條ハ却テ著シク輕キコト、ナル故ニ余ハ此點ヨリシテ強取以外竊取ヲ含ムト信ス此ノ如ク解シテ始メテ改正刑法ノ竊取強取ノ罪ト權衡ヲ維持スルヲ得ン換言スレハ改正刑法ノ強取罪ヨリモ範圍ヲ廣クシタル理由ヲ知ルヲ得ン

三 然ラハ第二項ノ強姦ト第一項ノ掠奪トノ關係ハ如何ニ解スルヤト云フニ反對說ノ如ク強盜強姦ト解ス元來法律カ強盜強姦ヲ相牽連スルモノトシテ定メタル理由ハ其暴行脅迫ナル手段ニ於テ共通スル所アルヲ以テナリ然ルニ竊盜ニハ此手段ナク從テ牽連スト云フヲ得ス故ニ余ハ掠奪ヲ廣ク解スルニ

第八十七條

戰場

ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其ノ他ノ財物ヲ褫奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九十九條

軍人

戰場ニ於テ創傷人ノ衣服財物ヲ褫奪シタル者ハ重懲役ニ處シ因テ殺傷シタル者ハ死刑ニ處ス

(改)

モ拘ハラヌ此點ニ於テ反對說ト解釋ヲ同フス之レ一般刑法々理ノ正解ナリ本條ハ舊法第九十九條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ戰死者病者ヲ除外シタルモ新法之ヲ加フ戰死者病者ハ傷者ト區別スヘキ理由ナキヲ以テナリ

隣レ皇國ノ爲メニ一身ヲ鴻毛ノ輕キニ比スル軍人カ或ハ撃タレ或ハ傷ケラレ又ハ病魔ニ呻吟スルノ一大修羅場ニ於テ無慘ナル行爲ヲ敢テス其情惡ムニ餘リアリ是レ本條ノアル所以ナリ

(義)

前條ト異ナリテ住民ノ財物ニ非サルナリ戰場トハ現ニ戰爭ヲ爲シツ、アル地及現ニ戰爭ヲ終リタル地ヲ云フ

褫奪トハ強取竊取ヲ含ムハ勿論或ル狹キ範圍ニ於テ遺失物拾得ノ行爲ヲ含ム

舊法ニ於テハ強取ノ意味ニ限レルカ如キモ余



第八十八條 前二

條ノ罪ヲ犯ス者  
人ヲ傷シタルト  
キハ無期又ハ七  
年以上ノ懲役ニ  
處シ死ニ致シタ  
ルトキハ死刑又

第九十九條末段

ハ前條ニ説キタル理由ニ依リテ廣ク解ス尙進  
ムテ或狹キ範圍ニ於テ遺失物拾得ノ性質ヲ帶  
フルト云フハ戰死者ノ財物ニ就テナリ戰死者  
ノ所持セシ物ニシテ軍ノ所有ニ歸スル物ハ別  
ナルモ其他ハ戰死者ノ死亡ト共ニ相續人又ハ  
法人ニ屬ス而モ占有ハ死亡ト同時ニ失フ竊取  
ハ他人ノ占有内ニアル物ヲ自己ノ占有ニ移ス  
ニヨリテ成立スルモノナルヲ以テ竊取トナラ  
ス此場合ハ正ニ遺失物ノ性質ナリ之レ余カ掠  
奪ヨリモ廣ク解スル所以ナリ

(改) 本條ハ舊法第九十九條末段ヲ取り且ツ廣ク  
定メタリ之レ前二條ヲ設ケタル當然ノ結果ナ  
リ

(義) 本條ハ前二條ニ牽連スルモノトシテ茲ニ定  
ム故ニ前二條ノ罪ヲ犯ス者トハ前二條中ノ強  
盜ニ限ルナリ殺傷ハ暴行ノ結果ナリ此點ニ於  
テ強盜ト共通シ牽連スルヲ以テナリ

ハ無期懲役ニ處  
ス

第八十九條 本章

ノ未遂罪ハ之ヲ

罰ス

第十章 俘

虜ニ關ス  
ル罪

毆死者ニハ殺傷罪ナシ死體ハ人ニアラサルヲ  
以テナリ

死ニ致シタルハ主トシテ毆打致死ノ意味ナリ  
殺人ノ意思ヲ以テスルモノハ本條ニ定ムルノ  
限リニアラス

(義) 未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改) 本章ノ罪ハ舊法ニ於テハ違命及暴行ノ罪ト  
セルモ本法ハ特ニ一章ヲ設ク蓋シ俘虜ニ關ス  
ル研究ノ進歩ト其罪質必スシモ他ノ違命罪及  
暴行罪ト同シカラサルヲ以テナリ

本章ノ罪ハ主トシテ俘虜ノ拘束ヲ確實ナラシ  
ムルカ爲メニ設ケラル

(義) 俘虜ノ意義ハ第二十二條ニ説ケリ俘虜モ敵  
國ノ爲メニ盡セルモノ戰爭カ犯罪ナラサル以  
上囚徒ニアラス故ニ俘虜自身ノ逃走行爲ニ就



第九十條 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二百二十八條 軍人俘虜降人ヲ逃走セシメタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス看守護送者之ヲ犯シタル時ハ重禁獄ニ處ス  
第三百三十一條 軍人俘虜降人ヲ看守若クハ護送シ懈怠ニ因リ其逃走ヲ致シタルハ十一日以上一月以下ノ輕禁錮ニ處ス

テハ別ニ定メス又刑法囚人逃走罪ヲ適用スヘカラス  
本罪ハ常人モ犯スヲ得但シ第九十條ハ別ナリ  
(改) 本條ハ看守護送者ノ俘虜ヲ逃走セシメタルノ罪ニシテ舊法第二百二十八條第二項ヲ修正シタルモノナリ第三百三十一條ハ過失犯ナリ本法ヨリ削ラル  
(義) 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者トハ軍人又ハ之ニ準スルモノカ自己ノ職務トシテ看守中カ又ハ護送中ナルヲ云フ軍人ニ非サルモノニシテ看守又ハ護送ノ補助ヲ爲スモノ、如キハ含まス次條ニ入ル(本法第二條參照)逃走ノ意義ハ次ニ説ク

第九十一條 俘虜ヲ逃走セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス  
俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其ノ他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行為ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ目的ヲ以

第二百二十九條 軍人俘虜降人ヲ逃走セシムル爲メ兵器其他ノ器具ヲ給與シ若クハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

(改) 本條ハ舊法第二百二十八條第一項及第二百二十九條、第九十八條末段ヲ修正シタルモノナリ本條ハ常人モ犯スヲ得  
(義) 本條ハ俘虜ヲ逃走セシメタルモノ及逃走ヲ助ケタルモノ、罪ヲ定ム  
第一項ハ進ムテ逃走セシメタルノ罪ナリ但シ前條ノ看守者等ヲ含まサルハ勿論ナリ  
第二項ハ進ムテ逃走セシムルニアラスシア俘虜ノ逃走行為ヲ容易ナラシムル爲メニ種々ノ補助ヲナスナリ  
逃走セシムル目的ヲ以テトアル故ニ此目的ヲ缺ケハ本項ニ入ラス  
逃走ヲ容易ナラシムル行為ニ制限ナシ舊法カ



テ暴行又ハ脅迫  
ヲ爲シタル者ハ  
一年以上十年以  
下ノ懲役ニ處ス

看守護送者之ヲ  
犯シタル時ハ輕  
禁獄ニ處ス  
第九十八條 軍人  
俘虜降人ヲ褫奪  
シ若クハ暴行脅  
迫ヲ以テ其逃走  
ヲ助ケタル者ハ  
重禁獄ニ處ス

第九十二條 俘虜  
ヲ奪取シタル者  
ハ二年以上ノ有  
期懲役ニ處ス

第九十八條前段

之ヲ一二ニ限リタルハ缺點ナリ逃走ノ方法ヲ  
指示スルモ罪ナリ看守者ノ怠慢ヲ告クルモ逃  
走ノ道筋ヲ告クルモ皆罪ナリ  
第三項ハ第二項ト目的ヲ同フシ手段ヲ異ニス  
例ヘハ逃走ヲ妨クル人ヲ毆打スルカ如キ行爲  
ナリ  
逃走トハ監督區域内ヲ去ルノ意ニシテ監督區  
域内トハ監守地内及看守者ノ耳目ノ達スル範  
圍ヲ含ム故ニ近ク追跡セラレタルトキハ逃走  
ヲ遂ケタリト云フヲ得ス(第二十二條第六號  
參照)  
(義)改) 本條ハ第九十八條前段ヲ修正シタルモノナリ  
俘虜ヲ奪取スルノ罪ナリ逃走セシメタルモ  
ノ及逃走ヲ助ケタルモノト異ル  
奪取ノ範圍ニ付テハ疑問アリ  
一 奪取トハ暴行又ハ脅迫ヲ以テスルヲ要ス  
ルカ又ハ廣ク其他ノ手段ヲ含ムカ

一 舊法ハ劫奪ト定メ狹義ナリシカ新法ハ之  
ヲ廣義トナシタルカ  
余ハ之ヲ廣義ニ解シ暴行脅迫ヲ以テ奪ヒタル  
ト其他ノ手段ニ出ツルトヲ問ハスト信ス奪取  
ナル文字ハ本法第二十二條及本條ト刑法第九  
十九條拘禁者奪取ノ所ニアリ之ヲ廣義ニ解セ  
サルヘカラサル理由ヲ分説セシ  
一 刑法ニ於テ之レヲ狹義ニ解センカ他ニ暴  
行又ハ脅迫ニ依ラサル奪取ノ規定ナキ故ニ  
此場合ハ侵入罪ノ外方法ナシ人ハ物ニアラ  
ス竊盜罪ハ成立セス此ノ如クニシテ法律ノ  
目的ニ反セサルカ  
一 本法第二十二條ハ更ニ明カナリ敵國ノ爲  
メニ俘虜ヲ奪取スルニ暴行脅迫ニヨルト否  
トハ毫モ關係ナシ殊ニ同號ノ逃走セシメト  
ハ暴行脅迫ニヨルト否トヲ問ハス故ニ權衡  
上奪取モ廣ク解スヘシ



ハ 本條ハ普通刑法ト同一ノ嘆ナリ狹義ニ解  
セシカ普通刑法ノ侵入罪ニ依ルノ外ナク法  
ノ精神ニ反ス

ニ 同一ノ文字ヲ異ナル意義ニ解スルニハ有  
カナル論據ヲ要ス然ルニ却テ同一ニ解スヘ  
キ有力ナル理由アルニアラスヤ

ホ 反對者或ハ云ハン前條暴行脅迫ヲ爲シタ  
ルモノヨリ刑重シ之レ權衡ヲ失セスヤト

然レトモ前條末項ハ本條ト性質ヲ異ニス前  
條末項ハ逃走ヲ助クル爲メニスルニ過キス

逃走セシメタルト否トヲ問ハス殊ニ逃走ハ  
俘虜ノ行爲ニシテ前條ハ補助的ナリ本條ハ

俘虜ノ行爲ニ關係ナク犯人ノ主働的行爲ナ  
リ混スヘカラス若シ之ヲ除外スルトキハ殆  
ント無罪トスルコト多キヲ忘ルヘカラス

ヘ 尙舊法ハ劫奪トアリ新法之ヲ改正シタル  
ナリ第二十一條ニ劫掠ノ文字ヲ舊法ヨリ取

第九十三條 逃走

シタル俘虜ヲ藏  
匿シ又ハ隱避セ  
シメタル者ハ五  
年以下ノ懲役ニ  
處ス

第三百三十二條 軍

人逃走ノ俘虜降  
人ナルコトヲ知  
テ之ヲ藏匿シ若  
クハ隱避セシメ  
タル者ハ一月以  
上一年以下ノ輕  
禁錮ニ處シ將校  
ハ剝官ヲ附加シ  
但犯人ノ親屬ニ  
係ル時ハ其罪ヲ  
論セス

(改)

リテ本條ニ取ラサルカ如キモ偶以テ立法ノ  
精神ヲ知ルニ足ル

本條ハ舊法第三百三十二條ヲ修正シタルモノ  
ナリ

但書ハ何故ニ廢セラレタルカ元來此但書ヲ設  
ケタルハ普通刑法ノ犯罪人ト同シク俘虜ノ親

族ノ爲スハ人情恕スヘキモノトシタルニ因ル  
モ俘虜ハ普通ノ犯罪人ト異ナリ之ヲ逃走セシ

ムルハ同時ニ敵ノ戰鬥力ヲ増大セシムルノ虞  
アリ且ツ犯罪人ノ如ク人格ヲ害スヘキ待遇ヲ

爲スモノニモアラス徒ラニ但書ヲ設クルハ二  
者ノ性質ヲ混同シタルモノトシテ削除セルナ  
ラント信ス

「逃走ノ俘虜タルヲ知テ」トハ無用ノ文ナルヲ  
以テ削ル之ヲ知ラサルトキハ故意ヲ缺クノ無  
罪ナリ故ニ冗文トス

(義)

本條ハ前數條ト異ナリ逃走セシメタルノ罪



第九十四條 第九  
十條乃至第九十  
二條ノ未遂罪ハ  
之ヲ罰ス

第十一章

第三百三十條 軍人  
前二條ニ記載シ  
タル所ノ輕罪ヲ  
犯サントシテ未  
タ遂ケサル者ハ  
未遂犯罪ノ例ニ  
照シテ處斷ス

第八章 違

ニアラス奪取シタル罪ニモアラス逃走シタル  
俘虜ヲ藏匿シ隱避セシメタルノ罪ナリ藏匿ト  
ハ自ラ俘虜ノ發見ヲ不能又ハ困難ナラシムル  
行爲ヲ云ヒ隱避トハ俘虜ヲシテ他ニ避ケシメ  
テ發見ヲ不能又ハ困難ナラシムル行爲ヲ云フ  
隠ル、ニ適當ナル地ヲ告クルカ如シ但シ第九  
十一條第二項ト混同スヘカラス本條ハ既ニ逃  
走シタルモノニ關シ前條ハ未タ逃走セサルモ  
ノニ係ル

(義)

未遂罪ニ就テハ刑法第四十三條ヲ見ヨ

(改)

本章ハ主トシテ舊法ノ違命罪中ヨリ取り尙

違令ノ罪

命

第九十五條 守兵

ヲ欺キテ守所ヲ  
通過シ又ハ守兵  
ノ制止ニ背キタ  
ル者ハ左ノ區別  
ニ從テ處斷ス  
一 敵前ナルト  
キハ一年以上

第一百十七條 軍人

守兵ヨリ告示ス  
ル禁令ヲ犯シタ  
ル者ハ左ノ區別  
ニ從テ處斷ス  
一 敵前ニ在テ  
ハ二年以上五  
年以下ノ輕禁

第二編 罪 第十一章 違令ノ罪

他ノ章下ノモノヲ加フ即チ第百條ハ舊法ノ暴  
行罪ヨリ取りタリ其理由ハ同條ニ讓ル  
舊法ノ違命罪中新法ノ違令罪ニ入ラサルモノ  
多シ夫レハ既ニ説明シタルヲ以テ略ス  
本章中第九十五條、第九十六條、第九十七條  
第二項、第九十八條、第百條ハ常人ニモ適用  
セラル  
舊法ノ違命ヲ違令ト變更シタルハ陸軍刑法ト  
同シクシタルノミ他ニ意ナシ  
(改) 本條ハ舊法第百十七條ヲ修正シタルモノナ  
リ舊法ノ禁令トハ新法ノ制止中ニ含ムト解ス  
ヘシ新法更ニ守所ヲ通過スルヲ加ヘタルハ可  
ナリ  
(義) 本條ハ二個ノ行爲ヲ掲ク曰ク守兵ヲ欺キテ  
守所ヲ通過シタルモノ曰ク守兵ノ制止ニ背キ  
タルモノ是ナリ故ニ守所ヲ通過スルモ守兵ヲ  
欺クノ手段ヲ用ヒサレハ罪トナラス



- 五年以下ノ禁錮ニ處ス
- 一 戰時ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス
- 三 其他ノ場合ニ在テハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第九十六條 歸休兵及豫備役、後備役ニ在ル者故

第二百二十條 歸休兵及豫備後備ノ軍籍ニ在ル者故

(改) 本條ハ舊法第二百二十條ヲ修正シタルモノナリ本條ハ軍人ニアラサルモノモ犯スヲ得トセルハ歸休兵、豫備、後備兵ハ召集中ニアラサ

- ナク召集ノ期限ニ後レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
- 一 戰時ニ際シ又ハ事變ノ爲召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

- ナク召集ノ期限ニ後レタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
- 一 出帥ノ時ニ在テ五日ヲ過キタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス
- 二 其他ノ場合ニ在テ十日ヲ過キタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

レハ本法ノ軍人ニアラサレハナリ(第二條第八條參照)  
 (義) 本條ハ歸休兵及豫備役、後備役ニ在ル者ノ召集ニ後レタルノ罪ナリ故ナクトハ召集ノ期限ニ後ル、ノ已ムナキ正當ノ理由ナクシテノ意ナリ故ニ正當ノ理由アレハ本罪ニアラス  
 期限ニ後レタルコトヲ要ス而モ各號ノ特典アル故ニ五日又ハ十日ヲ過キサレハ本罪ニアラス  
 此特典ヲ與ヘタルノ理由ハ逃亡罪ニ就キ述ハタルト同シ  
 事變トハ一地方ノ騷擾ヲ含マス内亂ヲ含ム



第九十七條 兵役

ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
歸休兵及豫備役、後備役ニ在ル者召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第三百三十八條 海

軍醫官其職務ヲ以テ疾病傷痕及ヒ身體強弱ノ僞證ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其囑託ヲ爲シタル軍人亦同シ

第三百三十九條 軍

人疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷シテ兵役ヲ免ルル事ヲ圖リタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

(改)

本條ハ舊法第三百三十九條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ之ヲ詐欺ノ罪トナセルモ目的ハ違令ニアル故ニ本章ニ收メタリ舊法第三百三十八條ハ本條及第五十三條ノ從犯ナリ故ニ削ラル  
(義) 兵役又ハ召集ヲ免ル、ノ目的ヲ以テスル詐僞行爲ヲ定ム第一項ノ罪ヲ軍人ニ限レルハ徵兵令アルタメニシテ第二項ヲ軍人ニ限ラサルハ是等ノ者ハ召集中ニ非レハ軍人ニ非サルヲ以テナリ

一 本條第一項ハ犯罪ノ主體ヲ軍人ニ限レリ故ニ未丁年者カ現役兵ノ體格検査ノ不合格ヲ目的トスルカ如キヲ含マズ  
兵役トハ現役、豫備、後備、國民等ノ各役ヲ云フ本項ハ之ヲ免レントスルナリ勿論現役ヲ免ル、ハ同時ニ個々ノ勤務ヲ免ル、コト、ナルモ甲ノ勤務又ハ乙ノ勤務ヲ免ル、ト云フカ如キハ本條ニ入ラス本條カ第五十

第九十八條 艦船

第一百十六條 軍人

第二編 即 第十一章 違令ノ罪

(改)

三條ト異ナルハ此點ニアリ  
兵役免除ニハ全部兵役ヲ免除セラル、アリ又常備若クハ後備役ヲ免除セラル、アリ單ニ現役ノミ免除セラル、モノモアリ其何レヲ問ハス之ヲ免レントスルノ詐僞行爲ハ凡テ本條第一項ニ入ル  
詐僞ノ行爲トハ他人ヲシテ錯誤ニ陥ラシムル一切ノ行爲ヲ云フ疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷スルハ著シキ例ナリ  
要之第一項ハ兵役ヲ免ル、ヲ目的トシテ爲スヲ要ス現ニ兵役ヲ免レタルコトヲ要セス其他ノ目的ニ出ツルトキハ本條ノ罪ニアラス  
二 第二項ハ兵役ヲ免ル、ニアラスシテ召集ヲ免ル、ヲ目的トスルナリ軍人ニ非サルモノモ犯スコトヲ得ルナリ  
本條ハ舊法第一百十六條第一項前段ヲ取リタ



ノ危急ニ際シ指揮官ノ指揮ヲ待タス其ノ艦船ヲ退去シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ三年以上ノ有期禁錮ニ處ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

艦船ノ欄岸坐礁其他危險ノ時ニ當リ司令官ノ命ヲ待タス其艦船ヲ退去シ又ハ其命ニ依リ艦船ヲ退去シタル後集合ノ場所ニ來ラズ若クハ擅ニ其場所ヲ離去シタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劄官ヲ附加ス軍人某地ニ滞在スヘキコトヲ命セラレ擅ニ某地

ルモノナリ舊法ノ其命ニ依リ艦船ヲ退去シタル後集合ノ場所ニ來ラス若クハ擅ニ其場所ヲ離レタル者第二項ハ場合ニヨリ逃亡罪トナルヘシ

(義) 艦船ノ危急ニ際シ指揮ヲ待タスシテ退去スルノ罪ナリ指揮ニ從フテ退去スルハ罪ニアラス第三十七條ハ指揮官ノ罪ナリ混同スヘカラズ

第九十九條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關スル虛偽ノ命令、通報又ハ報告ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

ヲ離レ十日ヲ過キタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處ス(明治二十三年法律第十三號ヲ以テ追加)

(改) 本條ニ關係アル條文ハ第二十三條第六號及第四十九條ナリ

本法第四十九條ハ舊法第三百三十六條ヲ修正シタルモノナルモ本條ハ新ニ設ケラレタルモノナリ是レ第三百三十六條ハ辱職ニ關スルヲ以テナリ

(義) 本條ハ戰時又ハ事變ニ際シテ軍事上ノ命令通報及報告ヲ偽リタルノ罪ナリ命令等ノ意義ハ第二十三條ニ於テ説ケリ

本條ト前掲條文トノ關係如何



一 第二十三條ト異ナルハ明カナリ敵ヲ利スルノ目的ナキヲ以テナリ

二 第四十九條トハ如何ナル差異アルカ第四十九條ハ報告ニ就テノ規定アルモ報告ハ之レノミニ限ラス故ニ是以外ノ勤務ニ服スルモノカ虚偽ノ報告ヲ爲セハ本條ノ罪ナリ

通報命令ニ就テハ第四十九條ニ規定ナシ故ニ其虚偽ナル場合ハ本條ニ入ル第四十九條第二項ハ傳達ノ虚偽ニシテ命令通報自身ノ虚偽ニアラス

要之本條ハ命令、通報、報告ノ職務アル者カ虚偽ノ命令ヲ發シ虚偽ノ通報、報告ヲ爲シタル場合ナリ唯報告中第四十九條第一項ノ場合ヲ含マサルニ過キス又虚偽ノ命令モ司令官カ辱職罪ノ爲メニシタルトキノ如キハ本條ノ罪トナラサルハ勿論ナリ

(改) 舊法第二百二十七條ヲ修正ス舊法ハ場所ニ依

第百條 戰時又ハ

第百二十七條 軍

事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

人敵前軍中ニ在テ造言飛語ヲ爲シタル者ハ一年以上以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

第百一條 禮砲、號砲其ノ他空包ヲ發スヘキ場合ニ於テ彈丸、瓦石其ノ他ノ物ヲ裝填シテ發シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百二十五條 軍人禮砲號砲其他空砲ヲ發スル時ニ當リ彈丸銅鐵瓦石等ヲ裝填シテ發射シタル者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス

此條ノ罪ヲ犯サ

リテ制限スルモ新法ハ時ニ依リテ制限ス新法廣シ何トナレハ舊法ノ地域ヲ生スルハ戰時又ハ事變ニ限レハナリ

本條ハ常人ニモ適用セラル

(義) 戰時事變及造言飛語ノ意ハ前ニ述ヘタリ第二十三條ト同シカラサルハ敵ヲ利スル爲メニスルト否トニアリ

(改) 本條ハ舊法第二百二十五條ニ同シ

(義) 空包ヲ發スヘキ場合ニ彈丸、瓦石其他ノ物ヲ裝填シテ發シタル罪ナリ

空包ヲ發スヘキ場合一切ヲ含ム號砲、禮砲ハ著シキ例ナリ裝填物ニハ制限ナシ



第二百二條 守兵故

ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第二百二十四條 守

ントシテ未ダ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百三條 戰時又

ハ事變ニ際シ急呼ノ號報アリタル場合ニ故ナク來會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第二百十八條 軍人

戰鬪ノ號報アル時故ナク其集合場ニ來會セサル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ劊官ヲ附加ス

(改) 本條ハ舊法第二百二十四條ヲ取りタルモノナリ

(義) 守兵ノ發砲スル場合ハ自ら規定アリ故ナク發砲スルハ軍ノ秩序ヲ害スレハナリ其他ノ兵ヲ含マス

(改) 本條ハ舊法第二百十八條ヲ修正シタルモノナリ舊法ハ號報ヲ戰鬪ノ爲メニスルモノニ限ルモ新法ハ廣クナセリ至當ノ修正ナリ

(義) 軍人カ急呼號砲アルモ來會セサルノ罪ナリ但シ戰時又ハ事變ニ限ル急呼號砲トハ緊急集合ヲ知ラスル爲メニ發スル號砲ナリ

第二百四條 政治ニ

關シ上書、建白其ノ他請願ヲ爲シ又ハ演說若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第二百二十六條 軍

人政治ニ關スル事項ヲ上書建白シ又ハ講談論說シ若クハ文書ヲ以テ之ヲ廣告スル者ハ一月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス

(改) 本條ハ舊法第二百二十六條ヲ修正シタルモノナリ舊法請願ヲ掲ケサルハ缺點ナリ

(義) 國民ハ政治ヲ議スルノ自由ヲ有スルモ軍人ハ一ニ 大元帥陛下ノ統帥權ニ服從スルノ外政治ヲ是非論難スヘキニアラス徒ラニ政爭渦中ニ投センカ一國軍事ノ基礎タル命令ハ遂ニ行ハレサルニ至ラン要スルニ軍人ハ命令ヲ遵守スルノ義務アルモ之カ變更ヲ求ムルノ權利ハナキナリ

上書ハ上奏ノ義ニシテ 陛下ニ上ツルモノ建白ハ建議ノ義ニシテ政府ニ差出スモノ請願ハ建白ト同シク政府ニ爲スモノナルモ主トシテ自己ノ利益ノ願慮ヲ求ムルモノニシテ利害得失ヲ論スル建白トハ内容ニ於テ異ナルナリ右ノ三行爲及演說ハ行爲自身カ公然ノ性質ヲ帶フルモ文書ヲ以テスル場合ハ必ス公ニスルヲ要ス故ニ秘密ノ手紙等ニテスルカ如キヲ含



第一百五條 服從ノ

義務ニ違フヘキ  
事ヲ目的トシテ  
黨ヲ結ヒタルト  
キハ首魁ハ六月  
以上五年以下ノ  
禁錮ニ處シ其ノ  
他ノ者ハ二年以  
下ノ禁錮ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ  
勅令ヲ以テ之ヲ定

明治十四年第七十  
號布告海軍刑法ハ

マヌ

以上ノ手段ヲ以テ政治ヲ論スレハ罪トナル

舊法ニナシ陸軍刑法ニハアリ

(義)(改) 服從ノ義務ニ違背スル事ヲ目的トセル結黨  
行爲ヲ罰ス服從ノ義務ニ違背スルヲ罰スルニ  
アラスシテ之ヲ目的トスル結黨行爲ヲ罰スル  
コトヲ注意スヘシ結黨ノ意義ハ第二十條ニ説  
ケリ

本條行爲ノ目的タル服從ノ義務トハ何ソヤ軍  
人ハ常ニ服從ヲ生命トス然ラハ凡テノ服從ヲ  
含ムカ余ハ之ニ對スル制限アリト信ス

一 抗命ノ爲メニスル結黨ハ如何本法別ニ抗  
命罪ノ規定アルヲ以テ本條之ヲモ包含セシ  
ムルモノニ非サルヘシ

二 草案即チ政府案ニハ服從ノ道トアリタリ  
是ヲ見ルモ軍隊ノ規律ヲ守リ上下ノ區別ヲ  
案サス上長者ニハ常ニ敬意ヲ表シ其命令ヲ

之ヲ廢止ス

第一百九條 軍人

允許ヲ得テ他方  
ニ赴キ故ナク歸  
着ノ期限ニ後レ  
十日ヲ過キタル  
者ハ二月以上一  
年以下ノ輕禁錮  
ニ處ス

第二百一十一條 徵

兵募兵故ナク徵  
集ノ期限ニ後レ

服行スヘキ義務ニ違フヲ目的トスル結黨行  
爲ナラン

三 刑ノ他ノ結黨罪ト比較シテ著シク輕キカ  
如キモ其一證ナリ  
要之注文甚ク簡ナレハ執法ノ任ニ當ルモノハ  
細心之力適用ヲ誤ラサルヲ要ス

(改) 第一百九條、第二百一十一條ハ或ハ逃亡罪ト  
ナリ或ハ徵兵令ノ罪トナリ然ラサルモノハ懲  
罰ニ附スルヲ以テ削ラル  
第二百二十三條ハ刑罰以外ノ手段ニヨルトシテ  
削ラル



タル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 出帥ノ時ニ在テ五日ヲ過キタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

二 其他ノ場合ニ在テ十日ヲ過キタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二百二十三條 軍人命ヲ受ケス艦

船内ニ商貨ヲ積載シタル者ハ十日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス但破壊若クハ危險ニ罹リタル船舶ノ商貨ヲ保護スル爲メ移積シタル者ハ此限ニ在ラス



附錄  
**海軍刑法施行法註釋**

**海軍刑法施行法**

海軍刑法施行法ノ性質 凡テ施行法ハ學者ノ所謂經過法ニシテ新法舊法ノ過渡時代ニ發生スルモノナリ舊法廢セラレ新法生スルモ社會ニ生スル事實ハ是ト一致スルヲ得ス舊法時代ニ生シタルモノニシテ未タ法律上確定セサルモノアルヲ免レヌ其他此期ニ於ケル幾多ノ法律現象ニ關シ新舊法ヲ如何ニ調和シ如何ニ適用スヘキカラ定ムルハ施行法ノ任ナリ本法ノ性質モ之ニ外ナラスシテ舊刑法及是カ直接間接ニ關係アル其他ノ法律ハ新刑法トハ如何ニ調和スヘキカラ定ムルナリ故ニ刑法ヲ學フノ士ハ同時ニ此施行法ヲ研究セサルヘカラス

第一條 本法ニ於テ舊海軍刑法ト稱スルハ明治十四年第七十號布告海軍刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ海軍刑法施行前ニ施行シタル法律及勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

(註) 本條ハ海軍刑法施行法中ニ舉クル法律ハ何ヲ指スカヲ明ニセリ即チ左ノ如シ  
一 本法トハ此海軍刑法施行法ヲ謂フ



- 二 舊海軍刑法トハ明治十四年第七十號布告海軍刑法ヲ謂フ即チ改正海軍刑法ノ施行ト同時ニ廢止セラル、モノナリ
  - 三 海軍刑法トハ明治四十一年法律第四十七號海軍刑法ヲ謂フ即チ改正セラレタルモノヲ指ス
  - 四 他ノ法律トハ海軍刑法施行前ニ施行シタル法律及法律ト同一ノ效力ヲ有スル勅令布告ヲ謂フ
    - イ 法律ト云フ内ニ舊海軍刑法ヲ含マス
    - ロ 勅令ハ法律ニアラサルモ法律ト同一ノ效力アルモノアリ緊急勅令ノ如シ此モノニ限リテ他ノ法律ト云フ内ニ含ム法律ト同一ノ效力ナキモノヲ除外ス(憲法第八條參照)
    - ハ 布告ハ明治十九年二月二十六日前ニアリタリ是ニモ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノト有セサルモノトアリ前者ニ限リ他ノ法律ト云フ内ニ含ム其何レカ法律ト同一ノ效力ヲ有スルカハ憲法ニヨリテ知ルヘシ即チ法律事項ヲ内容トスルヤ否ヤニアリ(憲法第七十六條參照)
- 茲ニ謂フ施行前ノ意義ヲ誤ルナカレ公布ハ施行ニアラス海軍刑法ハ既ニ公布セラレタルモ未タ施行セラレス勅令ニテ其期日ハ定マルナリ故ニ公布前ハ勿論公布後後施行前モ同シク施行前ナリ

五 刑法ト云フハ改正普通刑法ニシテ刑法施行法トハ其改正刑法ノ施行法ナリ

第二條 海軍刑法施行前ニ舊海軍刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ海軍刑法ニ定メタル主刑ト舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其ノ輕重ヲ定ム

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 海軍刑法ニ定メタル刑 | 舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑    |
| 死刑         | 死刑               |
| 無期懲役       | 無期徒刑             |
| 無期禁錮       | 無期流刑             |
| 有期懲役       | 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮 |
| 有期禁錮       | 有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮 |
- (註) 本條以下ハ新舊二法ノ刑ノ輕重ヲ知ル爲メニ定ム其輕重ヲ知ルノ實益ハ主トシテ犯罪後ニ法律ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用セラル、ヲ以テナリ(刑法第六條參照)
- 其方法ノ根本原則ハ新舊兩法ノ主刑ヲ對照シテ刑法第十條ノ規定ニヨルナリ以下説ク所ハ同條ノ說明ニ外ナラス但シ刑ノ輕重ヲ知ルノ實益ハ必スシモ新舊對照ノ時ニ限ルニアラス併合罪ノ場合ノ如キモ大ニ必要ナリ諸子ハ之ヲ記憶シテ研究セララル、ヲ要ス



新法 舊法

- (一) 死刑
- (二) 無期懲役
- (三) 無期禁錮
- (四) 有期懲役
- (五) 有期禁錮

諸君先ツ右ノ表ヲ熟讀セヨ而シテ左ノ原則ヲ見ヨ

- 一 本表上下ニ列ネタルハ輕重ナシ一ハ一ト三ハ三ト同シキナリ
- 二 上下ニアラス横列ニアリテハ番號ノ順ナリ即チ右ヨリ左ニ順次輕シ  
右ニ原則ニヨリ新舊兩法ヲ通シテ一ヨリ二ハ輕ク四ヨリ五ハ輕キヲ知ルナリ
- 三 新法ニテ無期懲役トアリ舊法ニテ死刑トアレハ新法輕シ(刑法第十條參照)  
新舊ヲ通シテ五ヨリ四ハ輕キヲ原則トスルモ之ニハ例外アリ即チ五ノ長期カ四ノ長期ノ二倍ヨリモ更ニ長キトキハ五ヲ四ヨリ重シトス  
例 新法ニテ四有期懲役一年トアリ舊法ニテ五輕禁錮一年トアレハ舊法輕キモ若シ舊法ニテ五輕禁錮三年トアレハ新法四ノ長期ノ二倍ヲ超ユルヲ以テ舊法重シ  
長期トハ例ヘハ七年以下一年以上ト云フニ付テハ七年ヲ指シ短期トハ其一年ヲ指ス
- 四 同種ノ刑即チ新舊ヲ通シテ同一ノ番號ナルトキハ短期ノ長短ニ關係ナク長期ノ長

キモノヲ重シトシ長期ノ同シキモノハ短期ノ長キモノヲ重シトス

例 新法ニテ四五年以下ノ有期懲役トアリ舊法ニテ四四年以下一年以上ノ重禁錮トアルトキハ新法ノ方長期長キカ故ニ重シ舊法ハ短期ニ於テ長キモ長期短カケレハ輕キナリ

例 新法ニテ五有期禁錮三年以下トアリ舊法ニテ五輕禁錮六月以上三年以上トアリタルトキハ長期ハ同シキモ短期カ舊法ノ方長キカ故ニ舊法重シ

五 二個以上ノ死刑又ハ長期短期ノ同シキ同種ノ刑ハ犯罪ノ情狀ニ依リテ定ム情狀トハ犯罪ノ動機犯人ノ境遇被害ノ程度周圍ノ狀況等一切ヲ含ム

例 新舊共ニ死刑トシタルトキ又ハ新法ニテ四有期懲役一年以上五年以下トシ舊法ニテモ四重禁錮一年以上五年以下トシタル時ハ犯情ニヨリテ其輕重ヲ決スルナリ

讀者ハ尙多クノ例ヲ設ケテ了解ニ努メラレヨ

第三條 刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ對照ニ之ヲ準用ス

(註) 前條ノ刑ノ對照ニ普通刑法施行法第三條ノ規定ヲ準用スルヲ以テ茲ニハ普通刑法施行法ノ原則ヲ說明セン

- 一 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕スヘキトキ(例未遂罪)又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シテ然ル後ニ新舊刑ノ對照ヲ爲シ以テ輕重ヲ知ルヘシ
- 二 數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪(新刑法)又ハ數罪俱發(舊刑法)ニ關スル規定ヲ



適用シタル後刑ノ對照ヲ爲スヘシ

數罪ヲ犯シタルモノニ付キ以下屢々其規定ヲ見ルヲ以テ其意義ヲ説明セン

舊刑法ノ所謂數罪俱發ハ新刑法ノ所謂併合罪ニ相當ス此規定ニ依ルヘキ數罪トハ一人カ確定判決ヲ經サル數罪ヲ犯シタルヲ云フ故ニ甲罪ヲ犯シテ之カ裁判アリタル後ニ乙罪ヲ犯スハ再犯ニシテ茲ニ云フ數罪ニアラス

右ノ如ク數罪ヲ犯スト雖モ數罪全部カ同時ニ裁判ヲ受クルコトアリ異時ニ裁判ヲ受クルコトアルハ勿論ナリ而モ其内ノ或罪ニ付テノ裁判前ニ數罪犯サレタル以上ハ異時ニ裁判アルモ再犯トナルモノニアラス

此數罪ニ對スル科刑ニ付テハ三主義アリ左ニ之ヲ説カン

第一 併科主義 之レハ數罪各別ニ其刑ヲ定メ之ヲ合シテ科スルナリ舊刑法ノ違警罪ハ此主義ナリ

第二 吸收主義 之レハ數罪ニ付テ其内ノ最モ重キ一罪ノ刑ヲ以テ全部ノ刑トシテ輕キモノハ之ニ吸收サル、ナリ舊法ハ違警罪ノ外凡テ此主義ヲ取ル故ニ等シキモノ輕キモノハ全ク罰セサルト同一ノ結果ナリ此主義ハ非ナリ犯人先ニ重キ一罪ヲ犯セハ夫レヨリ輕キモノニ付テハ別ニ科刑ナキト同一ノ結果アルヲ以テ毫モ豫防力ナキコト、ナルナリ

第三 折衷主義 此主義ハ種々アルモ新刑法ノ取ル所ハ併科主義ニ吸收主義ヲ加味

シ一部吸收シ一部併科スル等犯罪ノ豫防ニ遺憾ナカラシム大體ニ於テ舊刑法ヨリモ重キナリ(刑法第九章參照)

右ノ如ク主義ヲ異ニスル新舊兩法ノ刑ヲ對照スルニ付テハ雙方是ニ關スル規定ヲ適用シタル後ニ輕重ヲ知ルナリ今一例ヲ舉ケテ諸子ノ參考ニ供セン

舊法 輕懲役 (六年以上八年以下)

甲罪 新法 有期懲役 (六年以上八年以下)

舊法 重懲役 (九年以上十一年以下)

乙罪 新法 有期懲役 (九年以上十一年以下)

右ノ如ク刑ヲ同一ナルモノトシテ之ニ新舊法ノ數罪ノ規定ヲ適用スルトキハ主義ノ異ナルヲ明ニ知ルヲ得ルナリ

舊刑法第百條第一項第二項ニヨリ一ノ重キニ從テ乙罪ノ刑十一年以下ヲ以テ甲乙二罪ノ刑トスルナリ

新法ニテハ第四十七條ニテ最モ重キ乙罪ニ付キ定メタル刑ノ長期即チ十一年ニ其半數ヲ加ヘタルモノ即チ十六年六ヶ月ヲ以テ甲乙兩罪ノ長期トスルナリ

右ニヨリ舊法輕キ故ニ舊法ヲ適用スルコト、ナル  
右ハ同時ニ二罪ヲ裁判スルニ就テ述ヘタルモ異時ニ裁判スル時モ理論ハ同一ナリ尙



是レニ就テハ第五條ニ説カン

三 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科スヘキトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スヘシ

海軍刑法ニテハ其適用殆ントナシ刑法ニテ云ヘハ禁錮及罰金トナシタル場合ノ如シ  
四 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スヘシ

海軍刑法ニテ懲役又ハ禁錮ト云フ場合ノ如シ

五 併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科スヘキトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲スヘシ

海軍刑法ニテハ適用稀レナリ例ヘハ刑法ノ罰金ト他ノ主刑ト併科スル場合ノ如シ其他ノ場合ハ本號ニ入ラスト信ス

第四條 刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキト雖之ヲ附加セス

前項ノ場合ニ於テハ將校ニ非スシテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該ルトキト雖其官職ヲ失ハス

(註) 主刑ノ比較ハ第三條ニ規定シタルカ故ニ本條ハ附加刑ニ就テ定ム  
本條ノ意ハ刑法第六條ニヨリ輕キ刑トシテ舊法ヲ適用スル場合ニ附加刑アルトキニ

モ其附加刑ハ附加セサルヲ定ム剝官ニ就テモ同シ是レ新法ニ附加刑ヲ廢セラレ(沒收ハアルモ)タル結果其目的ヲ達スル爲メ且ハ舊法ヲ輕キモノトシテ適用スルノ理論ヲ貫徹センカ爲メナリ

第五條 海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル

後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖海軍刑法ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ海軍刑法ヲ適用シタルトキト雖舊海軍刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付數罪俱發ニ關シ規定セル場合ヲ舉ケン

(註) 本條ニ入ルニ先チ本法併合罪ニ關シ規定セル場合ト異時即チ一部ハ既ニ確定シタル後ニ他ノ一部ヲ裁判スルコトアリ各場合ヲ想像スルニ大要左ノ六種ニ歸ス

一 數罪ヲ同時ニ裁判スル場合

(本法第三條)

(一) 海軍刑法施行前ノ數罪……………

(二) 同法施行前ノ一罪ト施行後ノ一罪又ハ數罪(本法第七條)

(三) 同法施行前ノ數罪ト施行後ノ一罪又ハ數罪(本法第八條)

二 數罪時ヲ異ニシテ裁判スル場合



(一) 同法施行前ノ一罪又ハ數罪ノ確定シタルモノト施行前ノ餘罪(本法第五條)  
 (二) 同法施行前ノ一罪又ハ數罪ノ確定シタルモノト施行後ノ餘罪(本法第十條)  
 (三) 同法施行後ノ一罪又ハ數罪ノ確定シタルモノト施行前ノ餘罪(本法第九條)

以上ノ各條ハ何ヲ規定シタルヤト云フニ各罪別々ニ新舊兩法何レヲ適用スルヤニアラスシテ一罪又ハ數罪ト他ノ一罪又ハ數罪トニ付キ新舊法ノ併合罪數罪俱發ノ規定ヲ如何ニ適用スルヤニアリ

尙注意スヘキハ第三條及第五條ト他ノ條トハ規定ノ目的異ナルコトナリ第三條第五條ハ新舊兩法ヲ比較センカ爲メナルモ其他ハ比較ニアラスシテ併合罪ノ規定ヲ適用スル場合ヲ定ムルニ過キササルナリ是レ第三條第五條ハ共ニ海軍刑法施行前ノ數罪ノミニ關シ其他ハ施行後ノ犯罪トノ關係ナルヲ以テナリ詳細ハ各條ヲ見ヨ

第五條ハ大體如何ナル場合ナルカハ既ニ説ケリ即チ數罪カ凡テ海軍刑法施行前ノ犯罪ナリ既ニ確定セル犯罪ニ新舊兩法ノ何レヲ適用シタルカニヨリ二分シテ説明セン

一 確定シタル罪ニ舊法ヲ適用シタルトキ其罪ト餘罪トニ付キテハ  
 (一) 舊法ニ於テハ數罪俱發ノ規定ニヨリ即チ之レニヨリ餘罪ノ刑ノ分量ヲ知ル  
 (二) 新法ニ於テハ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス即チ之レニヨリテ餘罪ノ刑ノ分量ヲ知ル特ニ準用ト云ヒタルハ確定シタル罪ニハ舊法ヲ適用シタルヲ以テナリ

以上兩法ノ刑ヲ對照シテ輕重ヲ知リ輕キモノヲ適用スルナリ

二 確定裁判アリタル罪ニ新刑法ヲ適用シタルトキ

- (一) 新法ニ於テハ併合罪ニ關スル規定ニヨル
- (二) 舊法ニ於テハ數罪俱發ニ關スル規定ニヨル

以上兩法ヲ比較スルコト前ニ同シ

餘罪トハ數罪中ノ未確定ノ犯罪ヲ云フナリ

第六條 左ニ記載シタル者海軍刑法施行前更ニ海軍刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル舊海軍刑法ノ罪ヲ犯シ海軍刑法施行後其ノ罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ海軍刑法ニ於テハ

累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

- 一 舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者
  - 二 舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレ其ノ執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者
- 刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

(註) 本條ハ舊法ノ所謂再犯新法ノ所謂累犯ニ就テ定ム再犯累犯ノ意義ハ第三條ニ説キタルカ或罪ノ確定裁判アリタル後ニ他ノ罪ヲ犯シタルトキハ他ノ罪ヲ指シテ再犯又ハ累犯ト云フナリ

累犯ニ就テハ左ノ二個ノ場合アリ海軍刑法施行前ニ或罪ニ付キ確定裁判ヲ受ケタル



後

- 一 施行前ニ犯罪アルトキ(本法第六條)
- 二 施行後ニ犯罪アルトキ(本法第十二條)

第六條ニテ注意スヘキハ累犯ノ各犯罪カ共ニ海軍刑法施行前ナルコト及再犯カ有期懲役ナルコト是レナリ之レハ新刑法カ禁錮ニ再犯加重ヲ認メス又無期ハ總テ加重スルヲ得サルヲ以テナリ本條ニ『相當スル刑』トハ第二條ヲ見テ知ルヘシ

一 ハ説明ヲ要セス

二 ノ同質トハ犯罪ノ性質ノ同シキ意ナリ死刑執行ノ免除トハ期滿免除ノコトナリ

刑法第五十六條第三項ノ規定ヲ準用スルハ併合罪中ノ懲役ニ當ル罪カ偶然最重ノ罪ニアラサルカ爲メニ禁錮ニ處セラレタリトセンニ禁錮ニハ再犯加重ナキヲ以テ加重セラレストセンカ再犯加重ノ趣旨ハ没却セラル、ヲ以テナリ

本條ハ海軍刑法即チ新法ノ方面ノミ云フモ既ニ前犯罪ニ舊法ヲ適用シタルモノナレハ後ノ犯罪ニ付テモ舊法ノ再犯加重ノ規定ニヨルハ言フ俟タサルヲ以テナリ

右ノ如クシテ新舊二法ノ刑ヲ比較スルナリ

第七條 海軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖其ノ罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ

關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ海軍刑法施行前ノ一罪ト施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ施行前ノ犯罪ニ付テハ新舊兩法對照ノ結果舊法ヲ適用スヘキトキト雖新法ノ併合罪ニ關スル規定ヲ準用スルナリ此場合ハ舊法ニ屬スル罪カ一罪ナルヲ以テ舊法ノ數罪俱發ノ規定ヲ適用スルノ餘地ナク全ク新法ノ下ニ始メテ數罪トナリタルモノナルヲ以テ新法ノ主義ヲ貫徹セントスルカ爲メナリ但シ施行前ノ罪ニ新法ヲ適用スルノ意ト解スヘカラス唯數罪處分ノ規定ヲ新法ニ依ルノミ施行前ノ犯罪ニ新舊兩法何レヲ適用スルヤハ刑法

第六條ノ規定スル所ナリ本條ノ範圍ニアラス

第八條 海軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト海軍

刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ海軍刑法施行前ノ罪ニ海軍刑法ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト海軍

刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

(註) 本條ノ前條ト異ナルハ海軍刑法施行前ノ犯罪カ一罪ナルカ數罪ナルカニアリ即チ舊法ノ下ニテ既ニ數罪ノ規定ニ支配セラルヘキモノトナリシカ否カニアリ

本條既ニ舊法ノ下ニ數罪俱發ナルヲ以テ其規定ニヨリテ一ノ重キ罪ヲ定メ更ニ施行



後ノ罪ヲ加ヘ併合罪トシテ其規定ヲ準用スルナリ  
本條第二項ハ言フ俟タサルコトナルモ特ニ誤リナキヲ期シタルナリ是レ適用ト云フ所以ナリ

第九條 海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪ニ付確定裁判アリタル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ餘罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖確定裁判アリタル罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ施行後ノ犯罪確定シタル後ニ施行前ノ餘罪ニ付キテ新法ヲ適用スル場合ハ勿論舊法ヲ適用スル場合ト雖併合罪ノ規定ニ依ルト云フナリ是レモ一部カ施行後ノ犯罪ナルヲ以テ新法ノ主義ヲ貫カントスルナリ

第十條 海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行後確定裁判アリタル後海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪タル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ前數條ノ說明ヲ參照シテ知ルヲ得

第十一條 海軍刑法ノ罪ト刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ト併合罪タルヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ヲ海軍刑法ノ罪ト看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

(註) 海軍刑法ノ罪ト普通刑法及之ニ屬スル刑罰法令ノ罪ト併合罪ナルトキハ後者ヲ假リニ海軍刑法ノ罪ト看做シテ前數條ヲ適用スルナリ是レ殆ント言フヲ俟タサル所ノモノナリ敢テ説明セズ

第十二條 第六條第一項各號ニ記載シタル者海軍刑法施行後有期懲役ニ該ル海軍刑法ノ罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
本條ハ第六條ト同趣旨ナリ唯再犯ニ係ル犯罪カ海軍刑法施行前ニ犯サレタルヤ否ヤノ差アルノミ故ニ第六條ヲ參照セラレヨ

第十三條 海軍刑法施行後ハ舊海軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ死刑ニ付テハ海軍ニ於テ之ヲ執行スル場合ニ限り海軍刑法ノ規定ヲ準用ス他ノ法律ニ依リ處セラレタル死刑ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及明治十五年第四號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ海軍刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

(註) 本條ハ刑ノ執行假出獄及時效ニ付テ海軍刑法施行後ハ刑法ノ規定ヲ準用ストセリ



故ニ新法ノ刑ニ處セラレタル者ハ勿論舊法ニヨリタルモノモ同一ナリ是レ新法ノ善良ナル主義ヲ貫徹センカ爲メナリ之レカ爲メニ刑期ヲ長クスルニアラス決シテ犯人ノ利益ヲ不當ニ害スルニ非サルナリ但シ此趣旨ヲ貫クヲ得サルモノアリ海軍法衙ニ於テスル死刑執行法ナリ是レ海軍刑法第十六條ニテ明カナルモ或ハ誤ナキヲ保セサルヲ以テ附言スルナリ

第二項ハ刑ノ執行方法假出獄時効ヲ知ルニハ主刑ヲ知ラサルヘカラスアルヲ以テ是等ノ規定ニヨルヘキコトヲ注意シタリ

第三項ハ施行前ノ時効期間ノ起算及中斷ハ舊法ニヨルヘシトセリ但シ施行後ハ新法ニヨルナリ之モ注意スヘシ

第十四條 陸軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ主理其ノ言渡ヲ爲スヘシ

(註) 本條ハ罰金又ハ科料ヲ留置ニ變換スル場合ニ何人カ言渡スヘキカヲ定ム即チ其言渡ハ裁判長之ヲ爲サスシテ主理之ヲ爲スナリ是レ其性質カ新ニ刑ヲ科スルニアラスシテ刑ノ執行方法ノ變更ニ止マルヲ以テナリ

第十五條 海軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

(註) 刑ノ執行猶豫ナル制度ハ近世ニ於ケル理想的ノ再犯防遏制度ナリ但シ舊法ニ此制度ナカリシヲ以テ施行後ハ舊法ノ刑ヲ科スヘキモノニモ適用スルコトトセリ

第十六條 海軍刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ海軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 本條ハ第十三條ト同趣旨ナリ新法施行後ハ新法ニヨラシムルナリ假出獄ヲ許サレタル者トハ流刑以外ノモノニ付テ云フナリ流刑ハ幽閉ヲ免スト云フナリ(舊刑法第五十三條參照)

第十七條 剝奪公權、停止公權及監視ノ言渡ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

(註) 刑法ニ於テ沒收ノ外附加刑ヲ全廢セル結果ナリ

第十八條 人ノ資格其ノ他ノ事項ニ關シ舊海軍刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ海軍刑法ノ施行ノ爲變更セララルコトナシ

(註) 本條ハ便宜ノ爲メニ設ケラル舊刑法ヲ前提トシテ設ケラレタル他ノ法律ノ規定カ其前提タル舊刑法廢止セラルトキハ他ノ法律ノ規定ハ凡テ基礎タル規定ヲ各別ニ設ケサルヘカラス是レ煩ニ堪ヘサルヲ以テ此條ヲ設ケ新法施行セラル、モ變更セストシタリ

本條規定ノ實益ヲ示サンニ衆議院議員選舉法第十一條ニ剝奪公權者停止公權者ニハ選舉權被選舉權ナシトセリ此時若シ舊法全然廢止セラレタリトセンカ何ヲ以テ説明



スルコトヲ得ルヤ尙ホ海軍刑法義解改正ノ要點ト云フ項ヲ参照セラレヨ  
第十九條 刑法施行法第二十九條、第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ就テハ海軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

(註) 便宜刑法施行法ヲ左ニ抄録ス

(刑法施行法第二十九條) 死刑無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

(第三十條) 前條ニ該當セサル……罪ハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル……罪ハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

右ノ規定カ準用セラル、結果トシテ刑法施行法中ノ舊刑法ト云フハ舊海軍刑法ノ意義トナル實益ヲ示セハ他ノ法律ニ重罪又ハ輕罪トアルトキニ新海軍刑法ノ如何ナル程度ノモノニ當ルヤヲ知ルヲ得

第二十條 刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ就テハ海軍

刑法ニ定メタル刑又ハ舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス

(註) 前條ハ刑ニヨリテ罪ヲ區別シタルモ現ニ科セラレタル刑ニヨリテ爲セルニアラス

本條ハ現ニ科シタル刑ニヨリテ重罪輕罪ヲ區別シテ他ノ法律ノ適用ヲ明カナラシム

左ニ便宜上刑法施行法ヲ抄録ス

(第三十三條) 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

(第三十四條) 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

(第三十五條) 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

(第三十六條) 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第二十一條 海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一年以上六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ劊官ヲ附加セラレ又ハ之ヲ附加スヘキ刑



ニ處セラレタル者ト看做ス舊海軍刑法ノ劊官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

(註) 劊官ニ關スル他ノ法律ノ適用ヲ定ム劊官ノ規定モ新法ニナキヲ以テナリ

第二十二條 他ノ法律中舊海軍刑法第十七條、第十八條及第二十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊海軍刑法第十七條、第十八條及第二十一條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ海軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

(註) 本條ハ舊海軍刑法第十七條、第十八條、第二十一條ニ劊奪公權、停止公權、劊官ノ規定アルカ爲メニ他ノ法律ニ特ニ人ノ資格ニ關シ規定ナキモノニ付テハ右舊法ノ規定ノ效力ヲ存續セシムルナリ

終リニ注意スルハ本法第十七條第十八條及第二十條乃至第二十二條ノ規定アルハ新刑法カ公權ノ劊奪、停止及劊官ノ制ヲ認メサルハ之ヲ不良トシテ廢スルニアラス此等ニ關スル特別ノ法令ニ各別ニ規定スルヲ至當トシタル結果ナリ而モ今俄カニ一切ノ法令ニ之ヲ補フヘキ規定ヲナスハ困難ナルヲ以テ便宜是等ノ規定アル所以ナリ

第二十三條 舊海軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令トノ關係ニ付テハ舊海軍刑法ヲ舊刑法ト看做シ刑法施行法第二條、第三條、第五條、第六條及第八條乃至第十一條ノ規定ヲ適用ス但シ劊官ニ關シテハ本法第四條ノ例ニ依ル(註) 本條ハ第十一條ト同趣旨ナリ

第二十四條 海軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

(註) 治罪法ニ於テ軍人及陸軍々人ト云フモノ、範圍ヲ定ム

第二十五條 刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

(註) 刑事訴訟法第八條ヲ左ニ掲ク

- (第八條) 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス
  - 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
  - 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
  - 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
  - 四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
  - 五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年
  - 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第二十六條 海軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

(註) 復權及特赦ハ新法ニ規定ナキヲ以テナリ

第二十七條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ



(註) 本條ハ一度判決シタル後ニ變化アル場合ナリ  
刑法第五十二條ハ併合罪中ノ或罪カ大赦ヲ受ケタルトキニシテ第五十六條ハ裁判後ニ再犯者タルコトノ知レタルトキノ規定ナリ

第二十八條 軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

(註) 本條ハ讀ムテ字ノ如シ

第二十九條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ニ最モ近キ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲スヘシ

(註) 本條ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ何レノ軍法會議之ヲ爲スヤ又其手續如何ヲ定ム

第三十條 前三條ノ判決及其言渡ニ付テハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

(註) 前三條ノ判決及言渡ハ全ク新刑法ノ產物ナルヲ以テ此規定アリ

第三十一條 軍法會議ニ於テハ證人、鑑定人及通事ノ日當、旅費其ノ他ノ給與ニ關シ刑法施行法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ヲ準用ス但シ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ主理之ヲ行フ

附則

本法ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(註) 左ニ刑法施行法ヲ舉ケン凡テ説明ヲ要セス

(第六十三條) 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

- 一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セス
- 二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五圓

(第六十四條) 證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢乃至金二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非サレハ之ヲ給與セス

(第六十五條) 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

(第六十六條) 鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得



右刑法施行法各條ニ豫審判事受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ凡テ主理之ヲ行フ  
ノ外異ナルナシ

附錄 海軍刑法施行法註釋 終

明治四十一年五月卅一日印刷  
明治四十一年六月三日發行

刑法義解與附  
定價金三拾錢

著者 窓月居士

東京市麹町區華町三十四番地

發行人兼印刷人 佐藤鐵郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂

東京市麹町區華町三十四番地

發行所 陸參堂



發賣所

東京市日本橋區  
通三丁目七番地

武揚堂 小島棟吉

(振替貯金口座四六四一番)



# 陸參堂新刊謹告

陸軍砲兵大尉長澤直二郎殿著

## 一砲兵輓馬ノ調教ト兵卒ノ馭法教育

定價金貳拾錢 郵税金四錢

茲に「砲兵隊馬ノ調教ト兵卒ノ乘馬教育」を公にして大に讀者の高評を博したる著者は、茲に該問題より一層至難の問題として從來各官の盛に研究せられつゝある

完全なる砲兵輓馬を得るには如何に調教すへきか

兵卒の馭法教育は如何にして完成し得らるへきか

の二問題に對し最も適確なる明答を與へらる蓋し本書は前書と相俟つて砲兵科人馬の教育上將校、下士、兵卒の區別なく必ず愛讀を要すへき空前の好著述なり

陸軍砲兵大佐成 田正峰殿序  
陸軍砲兵大尉長澤直二郎殿著

## 一砲兵隊馬ノ調教ト兵卒ノ乘馬教育

定價金參拾錢 郵税金四錢

高評噴々たる本書は何故に而かく愛讀せらるるか又何故に愛讀せざる可らざるか曰く

砲兵隊馬の調教法を最適切に論説しあるを以て也

兵卒の乘馬教育法を最適切に指導しあるを以て也

故に若し本書を讀まざるの諸賢あらば速に御購讀の上十分の御批評を冀ふ

## 一新舊 陸軍刑法義解

附 同 施行 法 註 釋

正價金參拾錢 郵税金四錢

本書は今回公布せられたる改正陸軍刑法の研究に資すべく某専門大家の執筆せられしものにして其内容を三段に區劃し上段には改正新刑法、中段には舊刑法を掲載し下段には其改正の理由及新刑法に對する最も簡明適確なる義解を附しあるを以て單り専門家の研究に好伴侶たるのみならず苟も軍紀の下に生活する我帝國陸海軍人は必ず一讀再讀を要すへき緊要無二の好著述なり



一新 手旗信號圖解

定價金 六錢  
郵税金 貳錢

本書は在來世間發行のものに著しき誤謬あるを遺憾とし茲に最も完全にして而かも説明諸注意等懇切且つ平易なる良書を提供し以て習技者諸君座右の師傳たらしめんとす

一 下士上等 兵必携 内務要領

定價金 拾錢  
郵税金 貳錢

本書は兵卒の直接教官にして亦完美の模範者たる下士上等兵諸君の爲に衛兵、廻番及検査の心得より班附上等兵、給養班長、各分課下士の職務を細大洩さず一々懇切に説述したるものにして世間にありふれなる内務書の抜擧的刊行物にあらず故に下士上等兵及候補者諸君には必ず座右の寶典として缺くべからざる良書なり

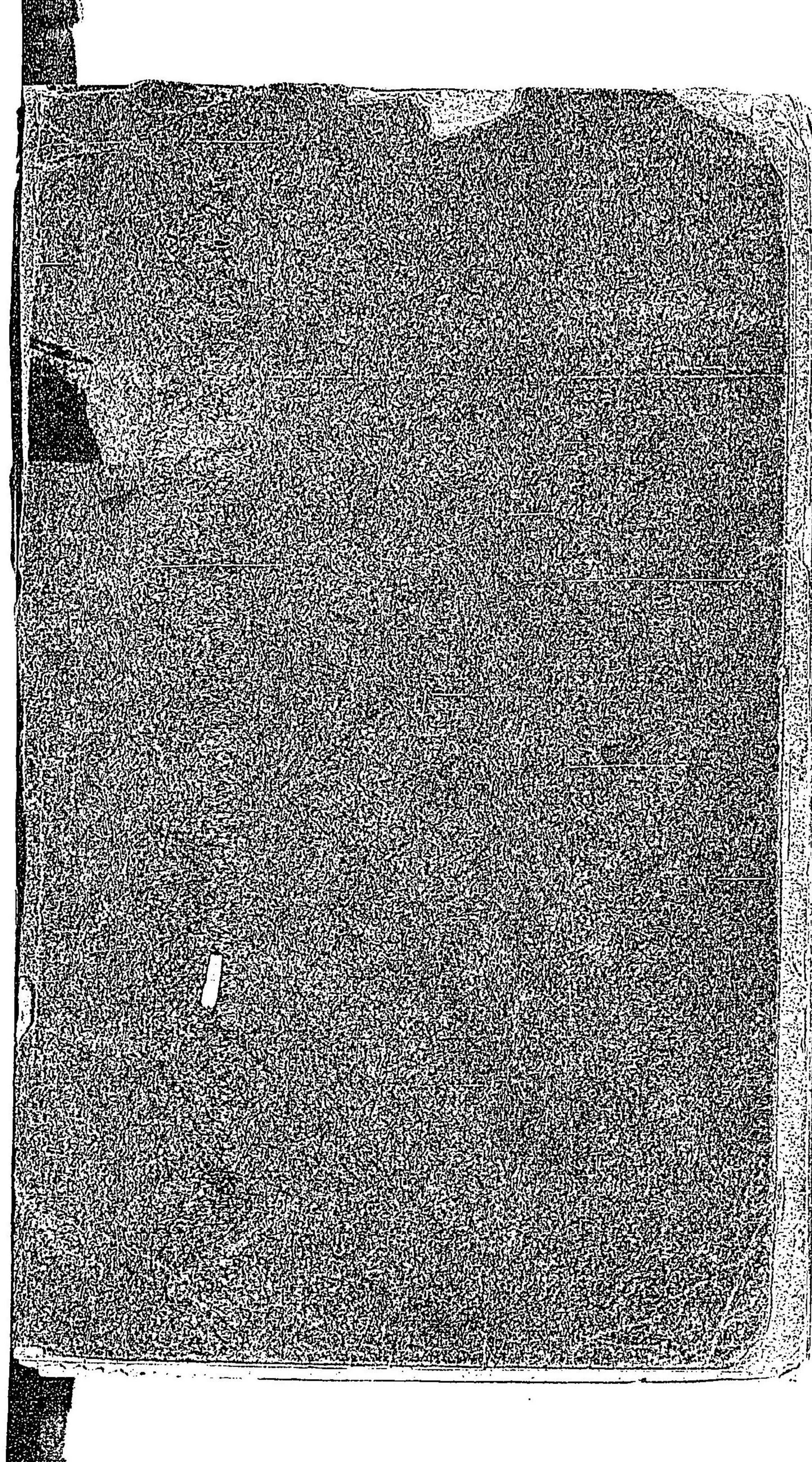
一 下士上等 兵必携 體操及劍術の要領

定價金 拾錢  
郵税金 貳錢

本書も又在來に類なき快著にして即ち卷中皆諸君が教官としての動作、要領或は注意等を最平易に而かも適實に懇説しあれば諸君は勿論候補者係教官、各修業兵諸君は是非共一本を備へて天晴れ教官たるの技能を發揮せられんことを祈る

311  
213







318  
213

對新舊  
海軍  
刑法  
義解

陸軍  
同施行  
法註釋

036303-000-8

318-213

海軍刑法義解

窓月 居士 / 著

M41

BBQ-0004

